

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針

I 主要行等向けの総合的な監督指針

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2022事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- ① 銀行業高度化等会社を含めた子会社の設立等の認可等に係る改正（2022年8月9日）

金融機関や財務局からの質問や要望などを踏まえ、「他業銀行業高度化等会社」を含めた子会社の設立等の認可の審査基準の明確化や考え方及び同認可に係る関連様式の一部廃止、財務局における行政報告の一部廃止等の所要の改正を行ったもの（2022年8月9日より適用）。
- ② レバレッジ比率規制の見直し（日銀預け金除外措置）に係る改正（2022年11月11日）

レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を総エクスポージャーから除外する措置の見直しを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2024年4月1日より適用）。
- ③ D-SIBs選定手法の見直しに係る改正（2022年11月30日）

本邦D-SIBs（国内のシステム上重要な銀行）選定手法の見直しを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2023年3月31日より適用）。
- ④ 最終化されたバーゼルⅢの実施に係る改正（2022年11月30日）

2017年12月に最終合意された「バーゼルⅢの最終規則文書」及び2019年1月に最終合意された「マーケット・リスクの最低所要自己資本」等に基づき、所要の改正を行ったもの（2023年3月31日より適用）。
- ⑤ 産業競争力強化法等の一部改正に係る改正（2022年12月9日）

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）施行に伴い、所要の改正を行ったもの（2022年12月9日より適用）。
- ⑥ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に係る改正（2022年12月23日）

経営者保証に依存しない融資慣行の確立をさらに加速させるため、経済産業省・財務省と連名で公表（同日）した、「経営者保障改革プログラム」に基づ

き、金融機関が個人保証を求める場合には、保証契約の必要性等を保証人等に説明し、その結果の記録をするなど、手続きを厳格化するため、所要の改正を行ったもの（2023年4月1日より適用）。

- ⑦ レバレッジ比率規制の見直し（バーゼルⅢ最終化）に係る改正（2023年1月27日）

バーゼルⅢの最終化の一環として、G-SIBsを対象にレバレッジ・バッファが導入されることを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2023年3月31日より適用）。
- ⑧ 資金決済法等改正に係る改正（2023年5月26日）

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年6月10日法律第61号）における電子決済手段等に係る規定の整備に伴い、所要の改正を行ったもの（2023年6月1日より適用）。
- ⑨ 銀行業高度化等会社の設立に向けた実証実験に係る改正（2023年6月1日）

他業銀行業高度化等会社及び一定の銀行業高度化等会社の設立に向けて、銀行本体を含む銀行グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化するため、所要の改正を行ったもの（2023年6月1日より適用）。
- ⑩ オペレーショナル・レジリエンスに係る改正（2023年6月23日）

2023年4月に最終化したディスカッションペーパー「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」の趣旨を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2023年6月23日より適用）。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2022事務年度の改正内容は、上記のI 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の①、④～⑥、⑧及び⑨（②、③、⑦、⑩以外）である。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の2022年度決算概況（別紙1参照）

II 地域銀行の2022年度決算概況（別紙2参照）

地域銀行の2022年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、債券等関係損益が悪化したものの、株式等関係損益の増加や、与信関係費用の減少等により、前年同期比2.7%（234億円）増益の8,776億円となった。
- ② 不良債権残高は前年同期比0.1兆円増加の5.6兆円となったものの、不良債権比率は前年同期比0.05%pt低下し、1.76%となった。
- ③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比0.49%pt上昇の13.90%、Tier 1比率及び普通株式等Tier 1比率は、いずれも前年同期比0.57%pt上昇の13.50%となった¹。
国内基準行の自己資本比率は前年同期比0.27%pt上昇の9.98%となった²。

¹ 国際統一基準行の対象は、2022年3月期が⁸11行、2023年3月期が⁸10行

² 国内基準行の対象は、2022年3月期が⁸89行、2023年3月期が⁸90行

Ⅲ 再編等の状況

1. 銀行業の免許

2022年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した銀行はない。

2. 主要行等の再編等

2022年7月以降、主要行等における再編等が行われていない。

3. 地域銀行の再編等（別紙3～8参照）

2022年7月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

株式会社静岡銀行

（内容）2022年10月3日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社しずおかフィナンシャルグループ

株式会社中国銀行

（内容）2022年10月3日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ

株式会社伊予銀行

（内容）2022年10月3日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社いよぎんホールディングス

株式会社愛知銀行、株式会社中京銀行

（内容）2022年10月3日に銀行を子会社とする持株会社を設立
設立後の名称：株式会社あいちフィナンシャルグループ

株式会社横浜銀行、株式会社神奈川銀行

（内容）2023年4月27日に株式会社横浜銀行による株式会社神奈川銀行の子会社化（2023年6月29日に完全子会社化）

株式会社八十二銀行、株式会社長野銀行

（内容）2023年6月1日に株式会社八十二銀行による株式会社長野銀行の子会社化

4. 外国銀行の参入

2022年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した外国銀行はない（2023年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は56行）。

5. 外国銀行の退出

2022年7月以降、以下のとおり外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

銀行名	廃止年月日
ユニクレジット銀行 東京支店	2022年11月18日

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念

金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである。

なお、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つに銀行法等において開示が求められていたリスク管理債権があるが、開示項目の簡潔化・明確化等の観点から、2022年3月31日の銀行法施行規則等の改正により、金融再生法開示債権との一本化が適用された。

2. 金融再生法開示債権等の現状（別紙9参照）

当庁ウェブサイトで、民間金融機関における金融再生法開示債権等の状況を公表。（2022年8月、2023年2月）

金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位：%、兆円	2002年3月期		2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期	2022年9月期
	不良債権比率		8.4	1.2	1.2	1.3
総与信	512.1		650.1	648.9	672.4	713.6
金融再生法開示債権	43.2		7.9	8.0	8.9	8.8
破産更生債権	7.4		1.3	1.2	1.2	1.2
危険債権	19.3		4.6	4.7	5.7	5.7
要管理債権	16.5		2.0	2.1	2.0	2.0
正常債権	468.9		642.1	640.9	663.5	704.8

主要行等の令和5年3月期決算の概要

1. 損益の状況（グループ連結ベース）

- 令和5年3月期は、米国等の金利上昇に伴い外債を中心に債券等関係損益が悪化した一方で、投資信託解約益の増加や貸出金残高の増加、為替影響等により資金利益が増加したこと等を主因に、当期純利益は前期比6.6%の増益。

(単位：億円)

	R3年3月期	R4年3月期	R5年3月期	前期比
業務粗利益	105,642	108,328	115,933	7,605
資金利益	49,618	54,392	63,039	8,646
役務取引等利益	35,266	39,182	40,824	1,642
その他業務利益	8,254	4,722	202	▲4,519
うち債券等関係損益*	1,887	▲3,123	▲11,893	▲8,770
経費	▲68,739	▲70,260	▲73,850	▲3,590
業務純益	37,638	38,630	42,776	4,146
コア業務純益*	19,947	26,165	38,077	11,911
コア業務純益* (除く投資信託解約損益)	19,692	25,232	31,742	6,510
与信関係費用**	▲11,789	▲9,761	▲10,244	▲483
株式等関係損益	2,407	5,101	5,973	872
親会社株主に帰属する当期純利益	21,016	27,023	28,807	1,784

*債券等関係損益、コア業務純益については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)	R3年3月末	R4年3月末	R5年3月末
貸出金(末残)***	319.1兆円	328.0兆円	349.6兆円

***貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権残高は令和4年3月末に比べ減少、不良債権比率は低下。

	R3年3月末	R4年3月末	R5年3月末
不良債権残高	2.6兆円	3.4兆円	3.2兆円
不良債権比率	0.75%	0.92%	0.81%

3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、令和4年3月末に比べ低下。

- 国内基準行の自己資本比率は、令和4年3月末に比べ低下。

(国際統一基準行：4グループ)

(国内基準行：3グループ)

	R4年3月末	R5年3月末
総自己資本比率	15.72%	14.92%
Tier1比率	13.87%	13.25%
普通株式等Tier1比率	12.35%	11.87%

	R4年3月末	R5年3月末
自己資本比率	11.56%	11.34%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、SBI新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

(注3) 銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

(注4) 各グループ公表資料等より、金融庁作成（公表数値の定義はグループにより異なる場合がある）。

地域銀行の令和5年3月期決算の概要

1. 損益の状況（銀行単体ベース）

○ 令和5年3月期の当期純利益は、債券等関係損益が悪化したものの、株式等関係損益の増加や、与信関係費用の減少等により、前年同期に比べ、2.7%の増益。

(単位：億円)

	R3年3月期	R4年3月期	R5年3月期	前年同期比
業務粗利益	41,692	42,195	38,330	▲ 3,865
資金利益	36,473	37,438	37,851	413
役務取引等利益	5,458	6,038	6,387	349
その他業務利益	▲ 283	▲ 1,317	▲ 5,955	▲ 4,638
うち、債券等関係損益	▲ 854	▲ 1,893	▲ 6,385	▲ 4,492
経費	▲ 29,361	▲ 28,836	▲ 27,988	848
実質業務純益	12,330	13,359	10,342	▲ 3,017
コア業務純益	13,184	15,252	16,818	1,566
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	12,167	14,568	15,893	1,325
与信関係費用(※)	▲ 4,472	▲ 3,217	▲ 1,779	1,438
株式等関係損益	2,378	1,621	3,222	1,601
当期純利益	7,082	8,542	8,776	234

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

	R3年3月期	R4年3月期	R5年3月期
貸出金（末残）	291.9兆円	298.8兆円	312.7兆円

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権残高は令和4年3月期に比べ増加したものの、不良債権比率は低下。

	R3年3月期	R4年3月期	R5年3月期
不良債権残高	5.3兆円	5.5兆円	5.6兆円
不良債権比率	1.78%	1.81%	1.76%

3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

○ 国際統一基準行の総自己資本比率、国内基準行の自己資本比率ともに令和4年3月期に比べ上昇。

(国際統一基準行：R4年3月期 11行、R5年3月期10行)

(国内基準行：R4年3月期 89行、R5年3月期 90行)

	R4年3月期	R5年3月期
総自己資本比率	13.41%	13.90%
Tier1比率	12.93%	13.50%
普通株式等Tier1比率	12.93%	13.50%

	R4年3月期	R5年3月期
自己資本比率	9.71%	9.98%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) R3年3月期の集計対象は101行(地方銀行62行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

R4年3月期の集計対象は100行(地方銀行62行、第二地方銀行37行及び埼玉りそな銀行)

R5年3月期の集計対象は100行(地方銀行62行、第二地方銀行37行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

令和4年9月15日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について
(株式会社しずおかフィナンシャルグループ)

本日、株式会社静岡銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商号 : 株式会社しずおかフィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 静岡市葵区呉服町1丁目10番地
3. 代表者 : 取締役会長 中西 勝則
取締役社長 柴田 久
4. 資本金 : 900億円
5. 役職員数(予定) : 182名
6. 設立予定日 : 令和4年10月3日

お問い合わせ先

東海財務局 Tel : 052-951-2493
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課
(内線 : 3367)

令和4年9月15日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について
(株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ)

本日、株式会社中国銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商号：株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ
2. 本店所在地：岡山市北区丸の内一丁目15番20号
3. 代表者：取締役社長 加藤 貞則
専務取締役 寺坂 幸治
専務取締役 原田 育秀
4. 資本金：160億円
5. 役職員数（予定）：263名
6. 設立予定日：令和4年10月3日

お問い合わせ先

中国財務局 Tel：082-221-9221（代表）
金融監督第一課

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）
監督局銀行第二課
（内線：3393）

令和4年9月15日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について
(株式会社いよぎんホールディングス)

本日、株式会社伊予銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社いよぎんホールディングス」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商号 : 株式会社いよぎんホールディングス
2. 本店所在地 : 愛媛県松山市南堀端町1番地
3. 代表者 : 取締役社長 三好 賢治
取締役専務執行役員 長田 浩
4. 資本金 : 200億円
5. 役職員数(予定) : 205名
6. 設立予定日 : 令和4年10月3日

お問い合わせ先

四国財務局 Tel : 087-811-7780 (代表)
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課
(内線 : 3699)

令和4年9月22日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について
(株式会社あいちフィナンシャルグループ)

本日、株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社あいちフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商号 : 株式会社あいちフィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
3. 代表者 : 代表取締役社長 伊藤 行記
代表取締役副社長 小林 秀夫
4. 資本金 : 200億円
5. 役職員数(予定) : 188名
6. 設立予定日 : 令和4年10月3日

お問い合わせ先

東海財務局 Tel : 052-951-2493
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課
(内線 : 3367)

令和 5 年 3 月 17 日
金融庁

銀行及び銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社横浜銀行及び株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループに対し、株式会社神奈川銀行を子会社とすることについて銀行法第 16 条の 2 第 4 項及び第 52 条の 23 第 3 項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先

関東財務局 Tel : 048-600-1281
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課
(内線 : 3222、3681)

令和 5 年 5 月 29 日
金融庁

銀行に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社八十二銀行に対して、株式会社長野銀行を子会社とすることについて銀行法第 16 条の 2 第 4 項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先

関東財務局 Tel : 048-600-1286
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課
(内線 : 3222、3681)

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

		2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期	2022年9月期
都銀・ 旧長信銀 ・信託	総与信(億円)	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290	3,322,220	3,310,330	3,394,860	3,391,280	3,368,850	3,477,410	3,515,960	3,537,710	3,500,920	3,690,700	4,032,340
	金融再生法開示債権(億円)	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990	24,220	21,910	18,290	19,630	20,470	20,550	23,490	26,430	25,440	34,000	32,700
	破産更生等債権(億円)	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680	3,650	3,120	2,950	2,670	2,570	2,830	4,080	3,540	2,780	2,610	2,740
	危険債権(億円)	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320	11,850	10,540	10,220	12,230	12,300	11,400	12,170	13,510	12,660	22,010	21,070
	要管理債権(億円)	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990	8,720	8,250	5,120	4,730	5,610	6,330	7,250	9,380	10,000	9,370	8,890
	正常債権(億円)	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290	3,298,000	3,288,420	3,376,570	3,371,650	3,348,380	3,456,850	3,492,460	3,511,280	3,475,490	3,656,710	3,999,630
	不良債権比率(%)	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8
	不良債権処分損(兆円)	▲0.2	▲0.3	▲0.3	▲0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.1	▲0.0	0.3	0.3	0.7	▲0.0	0.8	0.0
(9) 実質業務純益(兆円)	1.5	2.9	1.6	3.2	1.6	3.0	1.6	2.6	1.1	2.1	1.1	1.8	1.2	2.1	1.3	2.2	1.2	2.3	1.5	
都市 銀行	総与信(億円)	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690	2,781,430	2,764,610	2,941,140	2,932,290	2,911,490	3,015,440	3,055,260	3,074,990	3,044,110	3,227,780	3,541,720
	金融再生法開示債権(億円)	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250	22,960	20,760	17,360	18,390	18,940	19,150	21,720	24,600	23,790	31,290	30,660
	破産更生等債権(億円)	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540	3,470	2,950	2,800	2,540	2,400	2,660	3,790	3,250	2,580	2,400	2,510
	危険債権(億円)	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680	11,350	10,080	9,760	11,380	11,320	10,610	11,230	12,540	11,780	20,250	19,750
	要管理債権(億円)	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040	8,150	7,730	4,810	4,480	5,210	5,880	6,700	8,810	9,430	8,640	8,390
	正常債権(億円)	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440	2,758,470	2,743,850	2,923,780	2,913,900	2,892,550	2,996,290	3,033,530	3,050,390	3,020,320	3,196,490	3,511,060
	不良債権比率(%)	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0	0.9
	不良債権処分損(兆円)	▲0.2	▲0.2	▲0.3	0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.1	▲0.0	0.3	0.3	0.7	▲0.0	0.8	0.0
(4) 実質業務純益(兆円)	1.2	2.4	1.3	2.6	1.3	2.4	1.3	2.1	0.9	1.6	0.8	1.3	0.9	1.6	1.0	1.7	0.9	1.8	1.2	
旧長期 信用 銀行	総与信(億円)	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890	72,480	73,850	75,880	78,310	79,300	81,460	80,850	82,590	83,980	86,810	98,710
	金融再生法開示債権(億円)	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230	130	150	170	260	390	460	580	600	510	570	440
	破産更生等債権(億円)	370	170	90	50	60	50	40	30	30	20	20	20	60	70	70	70	30	40	30
	危険債権(億円)	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150	50	80	100	200	310	340	410	440	390	460	250
	要管理債権(億円)	270	250	160	160	70	60	60	50	50	50	50	30	30	50	100	90	90	70	160
	正常債権(億円)	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660	72,350	73,690	75,710	78,050	78,910	80,990	80,270	81,990	83,470	86,240	98,270
	不良債権比率(%)	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7	0.4
	不良債権処分損(兆円)	0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	0.0	▲0.0
(2) 実質業務純益(兆円)	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	
信託 銀行	総与信(億円)	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710	468,310	471,870	377,840	380,670	378,060	380,520	379,850	380,130	372,830	376,120	391,910
	金融再生法開示債権(億円)	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510	1,130	990	760	980	1,140	940	1,190	1,230	1,130	2,140	1,610
	破産更生等債権(億円)	440	150	130	140	320	150	130	110	160	140	130	120	110	100	220	220	170	170	190
	危険債権(億円)	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500	450	380	360	640	670	450	530	530	480	1,310	1,070
	要管理債権(億円)	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900	530	470	270	220	370	390	440	480	480	670	340
	正常債権(億円)	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200	467,180	470,880	377,080	379,700	376,920	379,570	378,660	378,910	371,690	373,980	390,310
	不良債権比率(%)	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.6	0.4
	不良債権処分損(兆円)	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	0.0	0.0
(3) 実質業務純益(兆円)	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.3	0.5	0.3	
主要行	総与信(億円)	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200	3,155,330	3,176,770	3,109,110	3,242,400	3,249,740	3,236,480	3,318,980	3,312,970	3,289,560	3,395,960	3,435,110	3,455,120	3,416,940	3,603,900	3,933,630
	金融再生法開示債権(億円)	41,530	37,710	33,470	34,160	31,130	30,910	28,370	28,760	24,090	21,750	18,120	19,370	20,080	20,090	22,920	25,830	24,930	33,430	32,260
	破産更生等債権(億円)	4,530	3,250	2,900	2,840	3,820	3,850	3,650	3,650	3,630	3,100	2,930	2,650	2,510	2,760	4,010	3,470	2,750	2,570	2,710
	危険債権(億円)	22,960	21,730	19,150	17,550	15,670	17,480	12,860	13,170	11,800	10,460	10,110	12,020	11,990	11,060	11,760	13,070	12,270	21,560	20,830
	要管理債権(億円)	14,030	12,740	11,430	13,770	11,630	9,590	11,860	11,940	8,670	8,190	5,070	4,700	5,580	6,270	7,150	9,290	9,910	9,300	8,730
	正常債権(億円)	2,795,730	2,910,220	2,979,940	3,094,040	3,124,210	3,145,860	3,080,750	3,213,640	3,225,650	3,214,730	3,300,860	3,293,590	3,269,480	3,375,860	3,412,190	3,429,300	3,392,010	3,570,460	3,901,360
	不良債権比率(%)	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8
	不良債権処分損(兆円)	▲0.2	▲0.3	▲0.3	▲0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.1	▲0.0	0.3	0.3	0.7	▲0.0	0.8	0.0
(7) 実質業務純益(兆円)	1.4	2.8	1.6	3.1	1.5	2.9	1.5	2.5	1.1	2.0	1.1	1.7	1.2	2.0	1.2	2.1	1.2	2.2	1.5	

		2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期	2022年9月期
地域銀行	總与信(億円)	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520	2,584,890	2,642,640	2,682,650	2,733,410	2,764,330	2,818,700	2,922,880	2,962,900	2,988,090	3,033,700	3,103,590
	金融再生法開示債権(億円)	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240	46,230	45,050	46,550	47,640	47,680	47,920	50,540	52,790	54,350	54,930	55,440
	破産更生等債権(億円)	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300	8,090	7,920	8,400	9,250	9,670	9,410	9,000	8,990	9,180	9,240	9,220
	危険債権(億円)	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	30,250	29,580	29,800	29,480	28,620	28,420	30,510	32,690	34,210	35,050	35,590
	要管理債権(億円)	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	7,890	7,540	8,340	8,920	9,390	10,090	11,030	11,110	10,950	10,630	10,630
	正常債権(億円)	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280	2,538,670	2,597,580	2,636,100	2,685,770	2,716,650	2,770,780	2,872,340	2,910,090	2,933,750	2,978,770	3,048,150
	不良債権比率(%)	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8
	不良債権処分損(兆円)	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	▲0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1
(100) 実質業務純益(兆円)	0.8	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6	0.8	1.3	0.7	1.2	0.6	1.2	0.7	1.3	0.6	1.2	0.7	1.3	0.7	
地方銀行	總与信(億円)	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	1,992,300	2,039,710	2,090,130	2,131,090	2,200,710	2,241,630	2,318,050	2,345,310	2,380,090	2,418,760	2,473,210
	金融再生法開示債権(億円)	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080	34,580	33,710	35,720	36,840	37,670	37,500	39,780	41,450	42,890	43,020	43,250
	破産更生等債権(億円)	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750	5,620	5,530	6,030	6,900	7,440	7,180	6,810	6,760	6,920	6,970	6,970
	危険債権(億円)	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670	22,420	21,900	22,580	22,360	22,010	21,570	23,420	25,060	26,540	27,020	27,220
	要管理債権(億円)	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660	6,540	6,280	7,110	7,580	8,220	8,760	9,550	9,630	9,430	9,030	9,070
	正常債権(億円)	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	1,957,730	2,006,000	2,054,410	2,094,250	2,163,040	2,204,130	2,278,270	2,303,860	2,337,200	2,375,750	2,429,960
	不良債権比率(%)	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.7
	不良債権処分損(兆円)	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	▲0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.0
(62) 実質業務純益(兆円)	0.6	1.2	0.6	1.3	0.7	1.3	0.6	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.6	1.1	0.5	1.0	0.6	1.1	0.6	
第二地方銀行	總与信(億円)	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660	520,530	530,070	519,100	528,240	489,170	500,110	522,900	534,520	524,330	530,540	542,810
	金融再生法開示債権(億円)	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060	10,610	10,330	9,860	9,810	9,120	9,480	9,870	10,450	10,570	10,980	11,310
	破産更生等債権(億円)	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360	2,260	2,190	2,180	2,180	2,070	2,080	2,030	2,090	2,110	2,120	2,090
	危険債権(億円)	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420	7,160	7,030	6,600	6,490	6,010	6,260	6,570	7,080	7,140	7,470	7,830
	要管理債権(億円)	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	1,190	1,110	1,090	1,140	1,040	1,140	1,270	1,280	1,320	1,390	1,400
	正常債権(億円)	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600	509,910	519,730	509,230	518,430	480,040	490,630	513,030	524,070	513,770	519,550	531,490
	不良債権比率(%)	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1
	不良債権処分損(兆円)	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
(37) 実質業務純益(兆円)	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	
全国銀行	總与信(億円)	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810	5,907,110	5,952,960	6,077,500	6,124,690	6,133,190	6,296,110	6,438,840	6,500,610	6,489,010	6,724,400	7,135,930
	金融再生法開示債権(億円)	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240	70,450	66,950	64,830	67,270	68,150	68,480	74,030	79,220	79,780	88,920	88,140
	破産更生等債権(億円)	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980	11,740	11,040	11,350	11,930	12,230	12,240	13,080	12,530	11,960	11,860	11,960
	危険債権(億円)	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	46,320	45,130	42,100	40,130	40,020	41,700	40,910	39,820	42,680	46,200	46,870	57,060	56,670
	要管理債権(億円)	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800	20,610	20,130	16,610	15,790	13,460	13,650	15,010	16,420	18,270	20,490	20,950	20,000	19,520
	正常債権(億円)	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990	5,586,780	5,780,570	5,836,670	5,886,000	6,012,670	6,057,410	6,065,030	6,227,630	6,364,800	6,421,370	6,409,240	6,635,480	7,047,790
	不良債権比率(%)	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2
	不良債権処分損(兆円)	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.1	▲0.0	0.3	0.0	0.3	▲0.2	▲0.1	▲0.1	0.3	0.1	0.7	0.4	1.2	0.1	1.2	0.1
(109) 実質業務純益(兆円)	2.3	4.6	2.4	4.8	2.4	4.6	2.3	3.8	1.8	3.3	1.8	3.0	1.9	3.4	1.9	3.4	1.9	3.6	2.2	

	2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期	2022年9月期
協同組織 金融機関	総与信(億円)	934,060	946,470	982,850	1,046,680	1,078,190	1,112,930	1,144,500	1,212,130	1,208,520									
	金融再生法開示債権(億円)	50,980	47,950	43,980	40,640	37,880	35,680	34,780	36,220	37,570									
	破産更生等債権(億円)	13,160	11,860	10,620	9,780	9,090	8,570	8,310	7,650	7,490									
	危険債権(億円)	33,140	31,530	29,180	27,070	25,220	23,770	23,180	25,170	26,880									
	要管理債権(億円)	4,670	4,560	4,180	3,790	3,570	3,340	3,290	3,400	3,200									
	正常債権(億円)	883,050	898,460	938,840	1,006,020	1,040,270	1,077,180	1,109,660	1,175,850	1,170,890									
	不良債権比率(%)	5.5	5.1	4.5	3.9	3.5	3.2	3.0	3.1										
	不良債権処分損(兆円)	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2									
(415) 実質業務純益(兆円)	1.1	1.3	1.1	0.6	0.5	0.5	0.7	0.7											
信用 金庫	総与信(億円)	710,240	722,710	746,290	777,030	784,660	796,340	817,820	874,350	870,910									
	金融再生法開示債権(億円)	42,310	39,640	36,300	33,500	31,340	29,660	28,880	30,240	31,680									
	破産更生等債権(億円)	9,970	9,030	8,040	7,360	6,800	6,580	6,410	6,010	5,850									
	危険債権(億円)	28,780	27,170	25,110	23,310	21,890	20,610	20,070	21,770	23,480									
	要管理債権(億円)	3,560	3,440	3,160	2,820	2,650	2,480	2,400	2,470	2,350									
	正常債権(億円)	667,920	683,040	709,980	743,510	753,290	766,640	788,910	844,080	839,200									
	不良債権比率(%)	6.0	5.5	4.9	4.3	4.0	3.7	3.5	3.5	3.6									
	(255) 実質業務純益(兆円)	6.0	5.5	4.9	4.3	4.0	3.7	3.5	3.5	3.6									
信用 組合	総与信(億円)	101,120	103,480	112,490	138,270	147,910	154,730	159,080	171,620	174,280									
	金融再生法開示債権(億円)	7,740	7,440	6,880	6,360	5,770	5,230	5,080	5,140	5,050									
	破産更生等債権(億円)	2,990	2,630	2,400	2,220	2,060	1,740	1,650	1,380	1,370									
	危険債権(億円)	3,710	3,750	3,510	3,220	2,830	2,670	2,580	2,860	2,860									
	要管理債権(億円)	1,040	1,050	970	920	880	820	850	910	820									
	正常債権(億円)	93,360	96,010	105,590	131,910	142,120	149,470	153,970	166,460	169,210									
	不良債権比率(%)	7.7	7.2	6.1	4.6	3.9	3.4	3.2	3.0	2.9									
	(146) 実質業務純益(兆円)	7.7	7.2	6.1	4.6	3.9	3.4	3.2	3.0	2.9									
預金取扱 金融機関	総与信(億円)	6,236,450	6,513,930	6,679,640	6,904,490	7,031,150	7,237,620	7,440,610	7,712,740	7,932,920									
	金融再生法開示債権(億円)	153,190	139,370	127,780	117,870	104,830	102,950	103,260	115,440	126,490									
	破産更生等債権(億円)	27,710	24,310	23,370	21,760	20,130	20,500	20,550	20,180	19,350									
	危険債権(億円)	96,700	86,680	81,430	72,200	65,350	65,470	63,000	71,370	83,940									
	要管理債権(億円)	28,780	28,390	22,980	23,910	19,360	16,990	19,710	23,890	23,200									
	正常債権(億円)	6,083,220	6,374,500	6,551,830	6,786,590	6,926,270	7,134,590	7,337,290	7,597,220	7,806,370									
	不良債権比率(%)	2.5	2.1	1.9	1.7	1.5	1.4	1.4	1.5	1.6									
	不良債権処分損(兆円)	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	▲0.1	0.4	1.3	1.3									
(524) 実質業務純益(兆円)	5.7	6.1	5.7	4.8	3.8	3.8	4.2	4.2	4.3										

- (注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は2022年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、新生銀行及びあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙参照）

I 大手銀行グループに対する金融モニタリング

2022 事務年度の大手銀行グループに対する通年・専担検査において、各グループの重要な課題についてモニタリングした。この際、各グループに共通する課題については、データに基づく分析結果やヒアリングにより取得した情報を横断的に比較検証することにより、各グループの実務等の特徴を把握した上で、対話を行った（水平レビューの実施）。また、各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも、個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。なお、2022 事務年度の通年・専担検査の対象となるグループは、みずほフィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、SBI 新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの9グループである。

これらの課題についての金融庁の考え方については、フィードバックレター等により各グループの経営陣を含む役職員に伝達し、この中でリスク管理態勢や実務等に係る必要な改善を促した。また、複数のグループに共通する課題など、幅広く周知・注意喚起すべき事項については、金融機関との意見交換会における情報発信を行った。

信用リスクについて、国内での与信費用の発生が過去の危機時と比較して低位で推移する中、将来の経済環境の変化も見据え、各金融機関の信用リスク管理態勢について対話を行った。具体的には、各金融機関の内部格付等のプロセスの有効性について、個社の審査関係書類等をサンプル抽出して参照しながら、対話を行った。個別の貸出先についても、業況悪化が見込まれる事業者について行内資料の精査や随時のヒアリングによる実態把握を重点的に行い、与信管理、事業者支援の状況や態勢について対話を行った。また、国内の貸出ポートフォリオの相応部分を占める不動産向け融資の管理状況について実態把握を行った。その他、金融庁において、金融機関の与信ポートフォリオに外生的なショックを与えた場合の信用コストの簡易なシミュレーション（センシティブティ分析）を行い、金融機関との対話を行った。さらに、国内LBO融資に係るリスクテイク主体の裾野の拡大といった個別行のみでは対応が困難な課題について、関係者と意見交換を行い、考えられる解決の方向性や金融庁の関与のあり方について議論を開始した。加えて、海外与信に関して、特に米国におけるファンドや低信用先との取引、グローバルでの海外プロジェクトファイナンスなど、相対的にリスクが高いと考えられる分野の与信に関し、グループ・グローバルの戦略やリスク管理の枠組みについて対話を行った。

市場・流動性リスクについて、2023 年春の欧米における銀行セクターの混乱により金融市場においてリスク回避的な動きが見られた中、各行の運用・調達方針をタ

イムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各行の財務の健全性や外貨流動性、金融システムに与える影響について分析を行った。その分析結果を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理態勢について各行と対話を行った。また、直近のクレジット投資や低流動性資産に対する戦略や方針を確認した。加えて、外貨流動性リスク管理について、日本銀行と共同で対話を実施し、外貨流動性ストレステストにおける前提の妥当性や精緻化等、高度化を促した。

ガバナンス・横断的リスクについて、各金融機関におけるストレステストの実施体制について対話を行った。特に、共通シナリオを用いた実施手法の検証に加え、ガバナンス面、結果の活用状況の検証を日本銀行と共同で実施し、各行との対話を経て、ストレステスト実施プロセスに係る把握事項のフィードバックを行った。2021年11月に公表した「モデル・リスク管理に関する原則」の対象金融機関（G-SIBs及びD-SIBs等）に対し、昨年引き続き、モデル・リスク管理態勢の構築状況に関するモニタリングを実施した。その結果、各行において、それぞれが策定した計画に基づき、管理態勢の構築・運用に取り組んでいることが確認された。

また、2019年6月の「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」を公表以降の各行の内部監査の高度化に向けた取組みの進捗状況について、確認を行った。その他、各行におけるDX戦略と各施策について、DX推進に係る枠組みにも着目しながら、確認を行った。

加えて、顧客本位の業務運営を実践するための態勢整備の状況等について、営業店職員に対してアンケート調査や営業現場での直接のヒアリング等を実施し、検証を行った。さらに、2022年6月に銀証ファイアーウォール規制が緩和されたことを踏まえ、各行における優越的地位の濫用防止態勢、利益相反管理態勢及び顧客情報管理態勢の整備状況について、「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」（2022年6月設置）に寄せられる情報等を活用して検証を行った。

資本政策に関する中期的な経営目標の考え方、足許の環境を踏まえた株主還元策の方針、自己資本充実度等について、人的資本等に係る投資戦略にも着目しながらヒアリングを実施した。

FSB「健全な報酬慣行に係る原則及び実施基準」も踏まえ、金融機関の報酬制度に関する国際的な議論に参画すると共に、国際的な動向共有を目的とした金融機関との対話を行った。

システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組みについて、実効性の確保に向けた課題事項への取組み状況についてフォローアップを行った。

政策保有株式について、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る確認を行った。

「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（BCBS239）について、リスクデータに係る適時報告演習等を実施し、その結果を踏まえた対話を通じて対象金融機関に対して遵守状況の評価や課題事項のフィードバックを行った。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

2022 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、財務局とともに地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促した。

地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成への取組状況について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進した。経営の高度化・多角化を図るために、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認した。

持続的な価値創造を支える基盤は地域金融機関の人的資本であることを踏まえ、地域金融機関の人的投資や人材育成の取組を把握するため、各行の人員構成や採用、人材育成、職場環境、ダイバーシティ等を調査項目にした、アンケート調査を実施した。

独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行った（2022 年 9 月、資金交付制度活用の 3 号案件を認定・公表。2023 年 5 月、独占禁止法特例法活用の 2 号案件及び資金交付制度活用の 4 号案件を認定・公表）。

銀行本体を含む銀行グループ等において、高度化等会社設立を目的とした、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を一定の場合に行えることを監督指針において明確化した。

地域金融機関の取組等に対する顧客評価を把握するための「企業アンケート調査」において、新たに実質無利子・無担保融資に関する項目等を追加し、調査を実施した。

国内外の金融経済情勢の動向等を注視するとともに、それらが地域銀行に及ぼす影響を踏まえ、信用リスクや市場リスクの管理状況等について、各種データを活用しつつ、モニタリングを実施した。特に、昨年来の金利上昇や、米国銀行破綻等を受け、国内外の金融経済情勢の動向が個々の銀行や金融システムに与える影響等について、強い警戒心を持ってモニタリングを行った。また、地域銀行における持続可能なビジネスモデルの確立や金融仲介機能の発揮状況、県外融資の審査・管理体制を含めた信用リスクの管理態勢、リスクテイクの状況に応じた有価証券運用の管理態勢、金融商品販売における顧客保護態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングを実施した。

持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続し、経営基盤の強化に向けた実効性のある対応策の策定や実行を強く促した。

地域銀行が抱える課題や各種リスクの状況等に応じて、検査を実施した。マネロンターゲット検査については、財務局、日本銀行と連携して、集中的に実施した。

検査に際しては、対面とウェブ会議を併用し、地域金融機関の負担軽減や効率化を図った。

財務局が地域銀行に検査を実施する際に、必要に応じて金融庁からも検査官を派遣し、検証の目線合わせを行うなど、連携して対応した。

リスク性金融商品の販売に関し、金融庁に寄せられる苦情やセグメント別の収益状況等の検証結果を基に、顧客本位の業務運営に関する論点にくわえて、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施した。

引当方法の見直しの検討状況について、2022年10月に地域金融機関にアンケート調査を実施し、調査結果を「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」において公表した。

引当に関する開示の充実を後押しするため、「銀行の引当開示の充実に向けて」の公表（2022年3月）後の引当に係る開示の状況に関して、2022年3月期の有価証券報告書をもとに、開示に進展が見られた事例等を関係者の意見も踏まえて取りまとめ、「銀行の引当開示の状況」にて2022年12月に公表した。

Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

大手を中心に、日本拠点におけるビジネスの状況やリスク管理態勢等について確認するとともに、グループレベルにおけるビジネスの状況・課題等については、監督カレッジへの参加を通じて、海外当局とともに状況の把握・意見交換を行った。

グローバルに活動する金融グループのビジネスモデルの違いやその変化に関する分析のほか、主要数社を対象にリスク管理態勢や法令等遵守態勢に関する調査を行い、その結果を踏まえたモニタリングや対話を行った。

国際的金融グループにおける経営への懸念が生じたところ、当該グループや関係海外当局との緊密な連携のもと、適時適切な状況把握や顧客への対応状況の確認など、必要な対応を行った。他の国際的金融グループによる買収決定後は、国内における顧客対応状況や経営管理態勢・内部管理態勢について深度あるモニタリングを継続した。

IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

2022 事務年度の信用金庫・信用組合に対するモニタリングについては、事業者を取り巻く環境は引き続き厳しい中、財務局とともに、信用金庫・信用組合において、事業者のニーズに応じた資金繰り支援・本業支援が行われているかについてヒアリング等を通じて把握した。このほか、信用金庫・信用組合に対し、関係省庁と連携した事業者支援に関する施策の周知、浸透を図った。

地域経済の再生、活性化に貢献し、信用金庫・信用組合自らも持続可能な経営を確立できるよう、財務局とともに、金融仲介機能の発揮状況および経営基盤の強化に関して、トップヒアや探究型対話の手法を用いて対話を進めた。また、経営方針・経営ビジョンを踏まえた人材戦略や人材育成における課題と対応について、対話を通じて、取組を確認した。

早期警戒制度の枠組み等に基づく対話に加えて、国内外の金融経済情勢を踏まえ、日銀や中央機関等とも連携し、市場動向や市場リスクの見通しを踏まえた信用金庫・信用組合における対応状況等について、財務局とともに随時にモニタリングを実施した。

新規業務の許認可等に関して、特に地域商社に係る認可において、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、信用金庫・信用組合による自主的な取組を後押しした。

地域や事業者の抱える様々な課題について、財務局とともに、信用金庫・信用組合による課題解決に向けた自主的な取組を後押しすべく、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例を還元した。

2. 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

中央機関との間で、信用金庫・信用組合の経営や業務のサポートの観点に加えて、信用金庫・信用組合間や他の支援機関等との結節点としての取組として、創業支援や事業承継支援、ビジネスマッチング、デジタル化支援、脱炭素化支援等に関して対話を行った。また、各財務局においても、個別信金・信組に関する事項や、特定のテーマに関する事項など、地域の実情に合わせた内容について、中央機関支店と意見交換を実施している。

3. 他省と共管する金融機関に対する金融モニタリング

(1) 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施することとしている（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行う

こととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務(支)局と共同で検査を実施)。

(2) 農林中央金庫等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省等と財務(支)局が共同で検査を実施している。

(3) 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事(都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。)が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣(内閣総理大臣及び農林水産大臣)が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

2022事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2023年6月30日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	34	9
主要行等	全国	32	16
地域銀行	関東	20	9
	近畿	8	5
	北海道	2	1
	東北	15	5
	東海	11	4
	北陸	6	2
	中国	9	6
	四国	8	3
	九州	20	5
	計	99	40
信用金庫	関東	72	12
	近畿	29	10
	北海道	20	4
	東北	27	6
	東海	34	8
	北陸	15	7
	中国	20	8
	四国	10	3
	九州	27	5
	計	254	63
信用組合	関東	51	7
	近畿	21	4
	北海道	7	1
	東北	15	1
	東海	15	1
	北陸	6	2
	中国	10	1
	四国	3	2
	九州	17	4
	計	145	23
外国金融機関等	全国	58	5
生命保険会社	全国	42	2
損害保険会社	全国	55	0
その他金融機関	全国	4	2
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2023年6月30日現在。
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。

第4節 自己資本比率規制等

I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性比率規制、③レバレッジ比率規制等を導入している。

II 関連告示等の整備

2017年12月に国際合意されたバーゼルⅢ等に基づき、関係者と十分な対話を行った上で告示改正案のパブリックコメントを実施し、2022年4月及び11月に銀行・銀行持株業態、2023年1月に農林中央金庫・商工組合中央金庫業態、3月に信用金庫及び信用金庫連合会・最終指定親会社業態の自己資本比率規制告示を改正した。改正後の枠組みについては、2023年3月期から、段階的に適用を開始している。

また、2018年4月、2020年11月にバーゼル銀行監督委員会より公表された最終規則文書等を踏まえ、2023年5月に証券化商品の自己資本規制上の取扱いに関する告示改正案のパブリックコメントを実施した。

さらに、レバレッジ比率を算定するに当たって銀預け金を除外する措置については、2024年3月31日まで存置するとされていたところ、それ以降は引き続き日銀預け金を総エクスポージャーから除外しつつ、最低所要水準を引き上げる枠組みとするため、2022年7月に告示等改正案のパブリックコメントを実施し、2022年11月に銀行・銀行持株会社業態、2023年1月に農林中央金庫・商工組合中央金庫業態、2023年6月に信用金庫連合会・最終指定親会社業態のレバレッジ比率規制に関する告示等を改正した。

この他、2022年10月に公布された「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」等を踏まえ、信託銀行が暗号資産を自己保有するニーズが高まる可能性があることから、資金決済法上の暗号資産を自己保有する場合の健全性規制上の暫定的取扱いを明確化するため、関連告示のQ&Aを新設した。

Ⅲ 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2022 事務年度）

信用リスクの基礎的 内部格付手法	5先（いよぎんホールディングス、SBI地銀ホールディングス、しずおかフィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、武蔵野銀行）
マーケット・リスクの 内部モデル方式	1先（SBI地銀ホールディングス）
オペレーショナル・リ スクの粗利益配分手 法	3先（いよぎんホールディングス、しずおかフィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ）
オペレーショナル・リ スクの標準的計測手 法における内部損失 乗数の算出に係る内 部損失データの利用	22先（auフィナンシャルホールディングス、コンコルディア・フィナンシャルグループ、しずおかフィナンシャルグループ、ひろぎんホールディングス、めぶきフィナンシャルグループ、山口フィナンシャルグループ、足利銀行、auじぶん銀行、北九州銀行、紀陽銀行、山陰合同銀行、静岡銀行、常陽銀行、東日本銀行、百五銀行、広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、横浜銀行、農林中央金庫、農中信託銀行、商工組合中央金庫）

バーゼル規制の概要

※ 本資料は、バーゼル規制に関する理解促進の一助として作成されたものです。分かりやすさを重視した記載となっていることから、必ずしも正確ではない部分があります。規制対応あるいは確実な理解に当たっては、必ず関連する告示、監督指針等 (https://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html) をご確認ください。

※ 金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室作成。

我が国におけるバーゼル規制（自己資本比率規制等）の実施

1989年 バーゼルⅠ

- 国際的に活動する銀行の自己資本比率の測定方法や達成すべき最低水準を規定

2007年 バーゼルⅡ

- 金融取引の多様化・複雑化やリスク管理手法の高度化に合わせ、リスク計測手法を精緻化

2013年以降 バーゼルⅢ

自己資本の質・量の強化

- 【国際統一基準】損失吸収力の高い資本（普通株、内部留保等）の自己資本に占める割合を高めるとともに、資本バッファを導入（2013年）
- 【国内基準】国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案（2014年）

レバレッジ比率規制・流動性比率規制（国際統一基準）

- レバレッジ比率規制（第3の柱）の導入、流動性カレレッジ比率規制の導入（2015年）
- レバレッジ比率規制（第1の柱）の導入（2019年）
- 安定調達比率規制の導入（2021年）

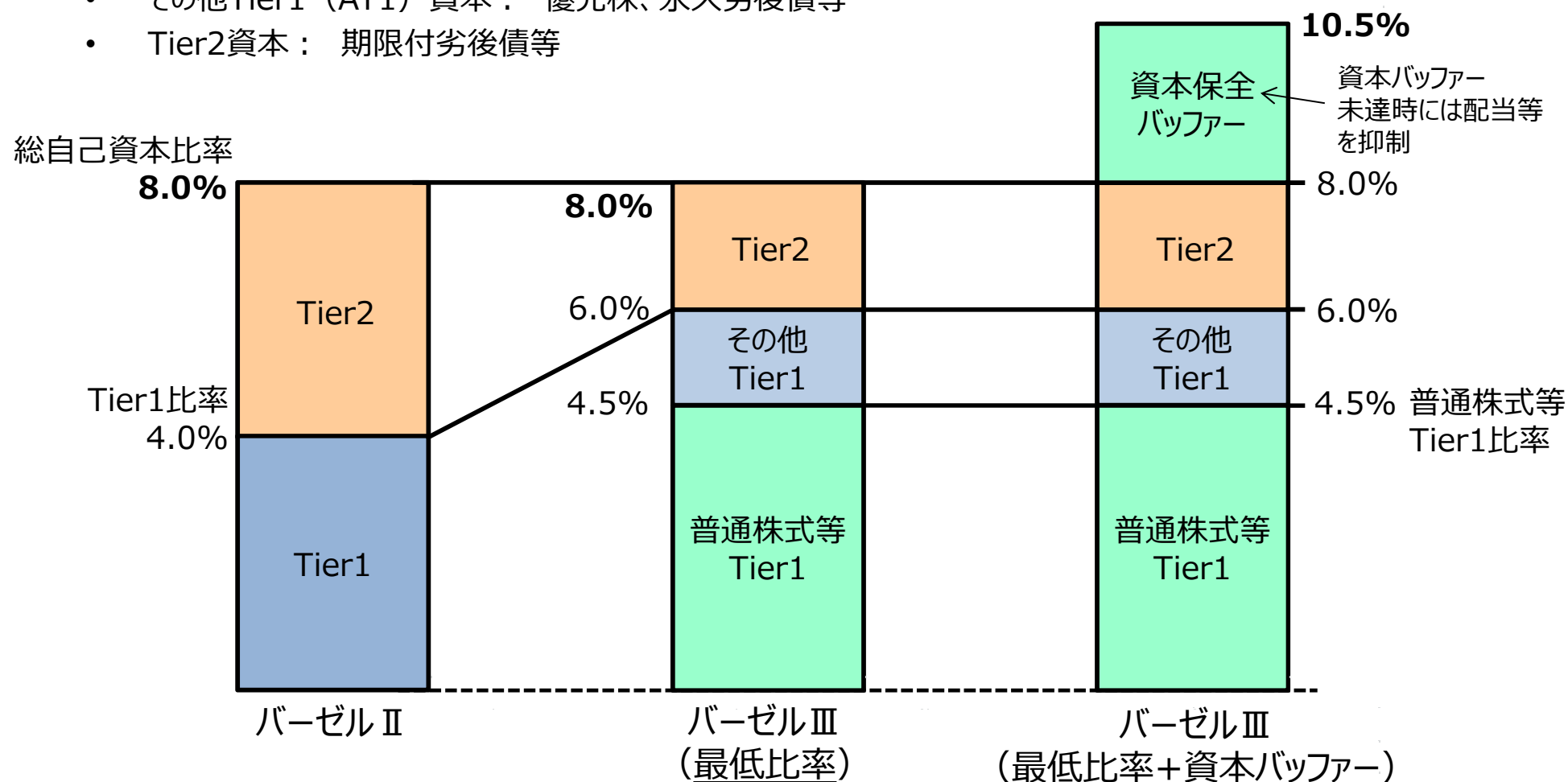
バーゼルⅢ最終化

- リスクアセット計測の過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（2023年より段階的に実施）

最低所要自己資本の水準

- バゼルⅢでは、銀行の健全性を高める観点から、自己資本の質及び量を強化。

- 普通株式等Tier1 (CET1) 資本： 普通株、内部留保等
- その他Tier1 (AT1) 資本： 優先株、永久劣後債等
- Tier2資本： 期限付劣後債等



※ 最低所要自己資本比率を割り込んだ場合、早期是正措置（経営改善計画、資本増強計画の提出等）の対象となる。

自己資本の構成

(1) Tier1資本

- 事業を継続する中で（破綻に至る前の段階で）損失を吸収できる資本・負債等（going concern capital）。「普通株式等Tier1（CET1）資本」と「その他Tier1（AT1）資本」に区分される。
 - **CET1資本**は、最も損失吸収力の高い資本である普通株や内部留保等（その他包括利益を含む）。資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、CET1資本から控除される。
 - **AT1資本**は、事業継続を前提とした損失吸収力があると認められる資本・負債等。具体的には、①発行体のCET1比率が一定水準（5.125%以上）を下回った場合や、実質破綻認定時（PONV：Point of non-viability）に元本削減または株式転換が行われる、②満期が定められていない、③金利ステップアップ条項なし、等の要件を満たす優先株や永久劣後債等。

(2) Tier2資本

- 破綻後に、預金者を含む一般債権者に先立って損失を吸収する資本・負債等（gone concern capital）。具体的には、一般貸倒引当金のほか、①実質破綻認定時（PONV）に元本削減または株式転換が行われる、②債務の弁済について一般債権者よりも劣後する、等の要件を満たす優先出資証券、劣後債、劣後ローン等。

資本バッファ

- 国際統一基準行に対し、最低所要自己資本に加えて資本バッファの積み立てを求めるもの。基準値を下回った場合には、社外流出（配当・賞与・自社株買い等）に制限が課される。
- 本邦では、2016年より段階的に導入。

① 資本保全バッファ

- 将来のストレスに備え、（景気動向等にかかわらず）2.5%の資本バッファの構築を求めるもの。

② カウンター・シクリカル・バッファ（CCyB）

- 国内の信用供与が過剰と認められる場合に、将来生ずるおそれのある損失をカバーするため、各国裁量により設定されるもの（0～2.5%）。現在、本邦では0%。

③ G-SIBsバッファ

- 「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）」に対する追加的な資本賦課。金融システム上の重要度に応じて1.0%～3.5%の水準を設定。

④ D-SIBsバッファ

- 「国内のシステム上重要な銀行（D-SIB）」に対する追加的な資本賦課。各国裁量で水準を設定。

日本のG-SIBs/D-SIBs

金融機関	バッファ水準	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1.5%	G-SIB/ D-SIB
みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ	1.0%	
三井住友トラスト・ホールディングス 農林中央金庫 野村ホールディングス 大和証券グループ本社	0.5%	D-SIB

レバレッジ比率

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制するために導入された、簡素な非リスクベースの指標。リスクベースの指標である自己資本比率を補完。
- 日本では、2015年より開示規制（第3の柱）として導入し、2018年より最低所要自己資本（第1の柱）規制として導入。対象は国際統一基準行。
- 所要水準を下回った場合、早期是正措置が発動される。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{エクスポージャー額（オバランス項目 + オバランス項目）}} \geq 3\%$$

（参考）

- 本邦では、2020年6月期に、コロナ禍において金融機関の貸出余力を確保する観点から、「日銀預け金」をエクスポージャー額（分母）から除外する時限措置を導入。2024年4月以降は、「日銀預け金」をエクスポージャー額から除外しつつ、最低所要水準を3.15%（G-SIBsは3.20%）に引き上げる枠組みに移行。
- 2023年3月期より、G-SIBsに対してレバレッジ・バッファが導入されている（邦銀の場合、0.5%～0.75%を上乗せ）。

流動性カバレッジ比率 (LCR : Liquidity Coverage Ratio)

- 30日間のストレス下における資金流出に対応できるよう、「適格流動資産（ストレス時に大きく減価することなく換金できる資産であって、換金に係る障害がないもの）」の保有を求めるもの。
- 日本では、2015年から段階的に実施。対象は国際統一基準行。

掛け目：100%

- 現金
- 中銀預金
- 国債（リスクウェイト0%、同0%でない母国国債等）

掛け目85%

- 国債（リスクウェイト20%）
- 社債・カバード
ボンド（AA-以上）

掛け目50%

- 上場株式、社債（A+～BBB-）
- 掛け目75%**
- 住宅ローン担保証券（AA以上）

適格流動資産（レベル1 + レベル2 A + レベル2 B）

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産（レベル1 + レベル2 A + レベル2 B）}}{\text{30日間のストレス期間における純資金流出額（資金流出 - 資金流入）}} \geq 100\%$$

預金の流出率

- リテール・中小企業（預金保険対象）5%（3%）
- " （預金保険対象外） 10%
- 非金融機関（預金保険対象）20%
- " （預金保険対象外） 40%
- 金融機関.....100%

与信・流動性ファシリティ等の流出率

- リテール向け与信・流動性枠.....5%
- 非金融機関向け与信枠.....10%
- 非金融機関向け流動性枠.....30%
- 金融機関向け与信・流動性枠..... 40%

流入率

- 金融機関・中銀向け債権.....100%
- リテール、事業法人、政府・公共部門向け債権...50%
- リバース・レポと証券借入..... 担保に応じて0～100%

安定調達比率 (NSFR : Net Stable Funding Ratio)

- 残存期間が長期の資産や市場流動性が低い資産を保有する場合、その裏付けとして、中長期的に安定した調達を行うよう求めるもの。
- 日本では、2021年9月期より実施。対象は国際統一基準行。

算入率

- 資本、1年以上の負債 : 100 %
- リテール・中小企業預金 (残存1年未満または満期なし) : 90~95%
- 非金融機関預金、オペ預金 (残存1年未満または満期なし) : 50%
- 金融機関からの借入 (6ヶ月未満) : 0%、(6ヶ月以上1年未満) : 50%

$$\text{NSFR} = \frac{\text{利用可能な安定調達額 (資本 + 預金・市場性調達)}}{\text{所要安定調達額 (資産)}} \geq 100\%$$

適格流動資産 (HQLA) の算入率

- レベル1資産 : 0%、レベル2A資産 : 15%、レベル2B資産 : 50%

短期貸付の算入率

- 1年未満のリテール・非金融機関向け : 50%
- 6ヵ月以上1年未満の金融機関向け : 50%
- 6ヵ月未満の金融機関向け (レベル1資産担保) : 0%、(それ以外) : 15%

長期貸付 (1年超) の算入率

- 処分可能なリスク・ウェイト35%以下の貸付 (住宅ローン含む) : 65%
- その他の正常債権 (金融機関向け除く) : 85%
- 不良資産等 : 100%

バーゼルⅢ最終化の概要

- 自己資本比率規制において、銀行のリスクアセット計測の過度なバラつきを軽減するため、リスク計測手法等を見直し。
- 日本では、2023年3月期より段階的に実施。

(各リスク計測手法の見直し)

信用リスク	<ul style="list-style-type: none">標準的手法の頑健性やリスク感応度の向上（例：中堅企業向け債権（無格付）のリスクウェイト（RW）を引下げ（100%⇒85%）、株式のRWを引上げ（100%⇒250%））内部モデル手法の利用制限（例：デフォルト確率（PD）やデフォルト時損失率（LGD）等の自行推計値に下限を設定）
マーケット・リスク	<ul style="list-style-type: none">標準的方式はリスク感応的となるよう再設計内部モデルのリスク計測の精緻化及び承認要件の厳格化
オペレーショナル・リスク	<ul style="list-style-type: none">新たな標準的手法の導入（銀行のビジネス規模と損失実績を勘案）内部モデル手法の廃止
CVA（信用評価調整）リスク	<ul style="list-style-type: none">新たな標準的手法の導入（デリバティブ取引の規模や特性等を勘案）内部モデル手法の廃止
資本フロア	<ul style="list-style-type: none">内部モデル手法により算出されたリスクアセットが、標準的手法で算出されたリスクアセットの72.5%を下回らないようにする措置の導入

バーゼルⅢ最終化の実施時期

■ 国際的な合意

- 2023年1月（当初は2022年1月。コロナ禍の影響を受け、1年延期）

■ 日本

- 2024年3月31日： 国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関（最終指定親会社を除く）
- 2025年3月31日： 内部モデルを採用しない国内基準金融機関及び最終指定親会社

※ ただし、2023年3月31日以降、上記の時期よりも早期の適用を希望する金融機関は、金融庁への届出により適用可能（20金融グループ39先が2023年3月期より適用開始）

■ 他国の予定（2023年5月時点）

- 2023年： カナダ、オーストラリア 等
- 2024年： スイス、シンガポール、香港、南アフリカ 等
- 2025年： イギリス、EU 等
- 2028年： アメリカ

參考資料

自己資本比率規制の基本的な考え方

- リスク(一定の確率で被りうる損失)をカバーするのに十分な額の自己資本を備えることで、金融機関の健全性を確保
 - 国際的に活動する銀行は、自己資本比率**8%以上**を維持
 - 国内のみで活動する銀行は、自己資本比率**4%以上**を維持

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット}} \geq 8\% \text{ or } 4\%$$

- 貸出先（企業、個人等）や投資先が破綻するリスク（信用リスク）
例：貸付金は、貸出先の外部格付に応じて20～150%のリスクウェイト※を乗じて算出
- 市場動向による保有有価証券等の価格変動リスク（マーケット・リスク）
- 事務事故、不正行為等で損失が生じるリスク（オペレーショナル・リスク）

※ リスクウェイト100%とは、仮に国際的に活動する銀行が1億円の貸出を行っている場合、所要水準の8%を満たすため、800万円の自己資本を備えるよう求めることを意味する（200%の場合、倍の1,600万円の自己資本を備える必要）。

リスク計測手法

バーゼルⅡ 実施以降（2007年～）、多様なリスク計測手法の選択肢から、各金融機関が自らのリスク管理実務に則した手法を選択することが可能に。バーゼルⅢ最終化では、その計測手法の見直しを実施。

		信用リスク		マーケット・リスク	オペレーショナル・リスク
		カウンターパーティ 信用リスク	信用評価調整 (CVA) リスク		
バーゼルⅡ	標準的手法 (SA)	カレント・エクスポージャー方式 (CEM)	簡便的リスク測定方式	標準的方式 (SA)	基礎的手法 (BA)
	基礎的內部格付手法 (FIRB)	標準的手法 (SA-CCR)	標準的リスク測定方式	内部モデル方式 (IMA)	粗利益配分手法 (TSA)
	先進的內部格付手法 (AIRB)	期待エクスポージャー方式 (IMM)	先進的リスク測定方式		先進的計測手法 (AMA)
↓					
バーゼルⅢ 最終化	標準的手法 (SA)	カレント・エクスポージャー方式 (CEM)	簡便法	簡便的方式	標準的計測手法 (SMA) ※ 銀行の内部損失データを用いて内部損失乗数 (ILM) を計測する場合は、要承認。
	基礎的內部格付手法 (FIRB)	標準的手法 (SA-CCR)	基礎的方式 (BA-CVA)	標準的方式 (SA)	
	先進的內部格付手法 (AIRB)	期待エクスポージャー方式 (IMM)	標準的方式 (SA-CVA)	内部モデル方式 (IMA)	

※ 赤字は、利用に当たって金融庁の承認を要するリスク計測手法。

国際統一基準と国内基準

日本では、自己資本比率規制等に関して、海外営業拠点（海外子会社、海外支店）を有する銀行には国際統一基準、それ以外の銀行には国内基準が適用されている。

- 国際統一基準を適用する金融機関（令和5年3月31日現在）

銀行持株会社	いよぎんホールディングス、コンコルディア・フィナンシャルグループ、しずおかフィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、山口フィナンシャルグループ (計9社)
大手行等（除く信託銀行）	みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行 (計3行)
信託銀行	みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行 (計3行)
地域銀行	伊予銀行、群馬銀行、滋賀銀行、静岡銀行、千葉銀行、中国銀行、名古屋銀行、八十二銀行、山口銀行、横浜銀行 (計10行)
協同組織金融機関	商工組合中央金庫、農林中央金庫 (計2金庫)
最終指定親会社	大和証券グループ本社、野村ホールディングス (計2社)

国際統一基準と国内基準の差異

(1) 自己資本比率規制

	国際統一基準	国内基準
分子 (自己資本)	① 普通株式等Tier1（普通株、内部留保等） ※ その他包括利益を含む。 ※ のれん、その他無形資産、繰延税金資産、その他金融機関向け出資等は、「控除項目」として普通株式等Tier1から控除。 ② その他Tier1（優先株、永久劣後債等） ③ Tier2（期限付劣後債、一般貸倒引当金等）	コア資本（普通株、内部留保、強制転換条項付優先株、協同組織優先出資、一般貸倒引当金） ※ その他有価証券評価差額金は損益ともに勘案しない。 ※ 国際統一基準と同様の「控除項目」について、コア資本から控除。
分母 (リスクアセット)	バーゼル規制と整合的に計測 ※ 国際合意上の当局裁量や経過措置の適用あり。	国際統一基準と同様。ただし、一部簡便法の適用が可能（例：信用リスクにおける不動産向けエクスポージャーのリスクウェイト、カウンターパーティ信用リスクのCEM利用、CVAリスクの簡便法適用）
最低比率	普通株式等Tier1比率 (①) \geq 4.5% Tier1比率 (①+②) \geq 6% 総自己資本比率 (①+②+③) \geq 8%	コア資本比率 \geq 4% ※ ただし、内部格付手法（IRB）採用行は、国際統一基準の普通株式等Tier1比率を満たす必要（IRBの利用条件）。

(2) その他

資本バッファ規制	適用	適用なし
レバレッジ比率規制	適用	当局にデータを提出
流動性カバレッジ比率規制	適用	当局にデータを提出
安定調達比率規制	適用	適用なし

自己資本比率規制における「3本の柱」

バーゼルⅡ以降、自己資本比率規制は、「3本の柱」が相互補完的な役割を果たしながら銀行の健全性を確保するもの、と位置づけられている。

<p>第1の柱 (最低所要自己資本)</p>	<ul style="list-style-type: none">金融機関の経営の健全性を確保するため、最低所要比率を定め、金融機関が抱えるリスクに応じた自己資本の確保を求める。当該最低所要比率を下回った場合は、監督当局として是正措置命令を発動し、銀行経営の早期是正を促す。
<p>第2の柱 (銀行の自己管理と監督上の検証)</p>	<ul style="list-style-type: none">金融機関は、第1の柱の対象ではないリスクも含めて主要なリスクを評価した上で、経営上必要な自己資本額を検討。監督当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、金融機関の取組みが十分であるかを評価し、必要に応じて適切な監督上の措置をとる。
<p>第3の柱 (市場規律)</p>	<ul style="list-style-type: none">金融機関による情報開示の充実により、市場参加者が銀行のリスク管理の優劣を評価し、そうした市場からの外部評価の規律付けを通じて金融機関の経営の健全性を高める。

第5節 資本増強制度等の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2022年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月23日に、2023年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月20日に、報告内容を公表した。(別紙1、2参照)

2. 公的資金の返済状況

2022事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2021事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、2022年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加制度

(1) 資本参加の決定

2022事務年度においては、金融機能強化法に基づく国の資本参加は行われなかった。

(2) 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組み等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、金融仲介の取組みを通じて収益化を実現することにより、公的資金の返済原資を積上げ、返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2022年3月期(26金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については同年9月22日に、同年9月期(24金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については2023年3月3日に、報告内容を公表した。(別紙3～4参照)

(3) 経営強化計画等の公表

豊和銀行、東京厚生信用組合及び横浜幸銀信用組合(以上、本則)並びに筑波銀行、東北銀行(以上、震災特例)の新たな経営強化計画等について、2022年9月22日に公表した。(別紙3参照)

(4) 公的資金の返済状況

2022事務年度においては、金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った三十

三フィナンシャルグループ（三十三銀行）から2022年8月12日に公的資金300億円、南日本銀行から2022年9月30日に公的資金150億円、宮崎太陽銀行から2022年11月30日に公的資金130億円、フィデアホールディングス（北都銀行）から2023年2月27日に公的資金50億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,985.4億円）に対して、2023年6月末時点で残額は4,240.4億円となっている。

2. 資金交付制度

（1）資金交付制度活用の認定

2022事務年度においては、金融機能強化法に基づく資金交付制度の活用に向けて、以下の金融機関に対し、実施計画を認定・公表した。（別紙5参照）

2022年9月22日認定：愛知銀行・中京銀行（交付予定額30億円）

2023年5月29日認定：八十二銀行・長野銀行（交付予定額30億円）

2023年5月29日認定：はばたき信用組合・三條信用組合・新潟鉄道信用組合（交付予定額：0.85億円）

（2）資金交付した金融機関の実施計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資金交付を行った金融機関に対しては、事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置が実施計画に沿って進捗しているか、また、認定金融機関等が基盤的金融サービスの提供の維持を図ることが見込まれるかといった点に加え、中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の認定金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかといった観点からフォローアップを実施し、資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期を確認した。

また、2022年3月期の実施計画の履行状況報告書については1件（1金融機関）を同年9月22日に、同年9月期の実施計画の履行状況報告書については2件（3金融機関）を2023年3月3日に、報告内容を公表した。（別紙6～7参照）

(別紙1)

経営健全化計画履行状況報告

令和4年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画
新生	※422	※260	※400	368	329	374	304	303	360

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化計画
新生	11.72	11.21	11.56	8,513	8,829	8,865	72,626	78,701	76,683

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画
新生	10	12	12	2,223	2,217	2,320	27,356	13,817	30,125	22,679	9,394	24,252	66,561	31,379	71,831

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画	うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
令和4/3 実績				令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和5/3 健全化 計画	
新生	190	137	250	190	137	250	35	31	35	-	-	-	489	491	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和4年9月期 実績(対前期比)	令和4年9月期 実績(対前期比)
新生	4,938	178

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和4/3 実績	令和4/9 実績	令和4/3 実績	令和4/9 実績
新生	16	16	302	132	43	77	361	225	70	▲ 57

○剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(令和4年9月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	4,096	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

(別紙2)

経営健全化計画履行状況報告

令和5年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績
SBI新生	※422	※400	※456	368	374	544	304	360	490

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績
SBI新生	11.72	11.56	10.24	8,513	8,865	8,893	72,626	76,683	86,777

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績
SBI新生	10	12	12	2,223	2,320	2,179	27,356	30,125	27,602	22,679	24,252	21,516	66,561	71,831	66,337

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 健全化 計画	令和5/3 実績
SBI新生	190	250	241	190	250	241	35	35	33	-	-	-	489	495	493

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)
	(億円)	(億円)
	令和5年3月期 実績(対前期比)	令和5年3月期 実績(対前期比)
SBI新生	18,505	207

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和4/3 実績	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 実績	令和4/3 実績	令和5/3 実績
SBI新生	16	15	302	123	43	78	361	215	70	▲ 82

○剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(令和5年3月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
SBI新生	3,288	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和4年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
南日本銀行	平成21年 3月31日	150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
三十三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行		350億円
高知銀行	平成21年12月28日	150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
令和4年3月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
南日本	20	21	29	+ 8	+ 7	貸出金利息が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	47	82	+ 11	+ 35	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
三十三	99	43	67	▲ 32	+ 24	役員取引等利益が計画を上回ったことや、物件費が計画を下回ったことにより経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	7	6	8	+ 1	+ 2	人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東 和	53	40	61	+ 8	+ 21	貸出金利息が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	26	21	29	+ 2	+ 7	役員取引等利益が計画を上回ったことや、物件費の削減等により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	31	33	56	+ 24	+ 22	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	9	9	16	+ 6	+ 6	役員取引等利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	5	4	6	+ 1	+ 2	人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	11	11	13	+ 2	+ 1	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	1.48	1.55	1.99	+ 0.51	+ 0.44	人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	25	27	34	+ 9	+ 7	貸出金利息が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
釧 路 (信用組合)	0.54	1.06	0.97	+ 0.43	▲ 0.09	貸出金利息の減少等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.95	1.49	2.48	+ 0.53	+ 0.99	貸出金利息の増加等により資金利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

2) 業務粗利益経費率（OHR）

（単位：％）

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
南日本	64.17	65.50	61.97	▲ 2.20	▲ 3.53	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	70.99	73.01	72.81	+ 1.82	▲ 0.20	国債等債券関係損益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったこと等から、OHRは計画を下回った。
三十三	59.50	69.45	66.64	+ 7.14	▲ 2.81	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、役員取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	70.07	67.34	60.20	▲ 9.87	▲ 7.14	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、有価証券利息配当金の増加等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	68.84	73.84	64.93	▲ 3.91	▲ 8.91	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	74.79	71.04	67.40	▲ 7.39	▲ 3.64	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	78.59	76.38	72.00	▲ 6.59	▲ 4.38	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	69.44	69.11	65.62	▲ 3.82	▲ 3.49	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、役員取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	83.97	84.61	75.30	▲ 8.67	▲ 9.31	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	68.40	68.31	65.53	▲ 2.87	▲ 2.78	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	72.35	72.34	67.26	▲ 5.09	▲ 5.08	資金利益の減少等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀 (信用組合)	61.44	61.42	56.29	▲ 5.15	▲ 5.13	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧 路 (信用組合)	80.62	75.51	74.30	▲ 6.32	▲ 1.21	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、その他業務利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	75.85	78.20	72.62	▲ 3.23	▲ 5.58	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益の増加等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
南日本	残高	3,491	3,584	3,805	+ 314	+ 221	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金等）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	44.39	44.30	43.21	▲ 1.18	▲ 1.09	
みちのく	残高	5,315	5,376	5,461	+ 146	+ 85	ミドルリスク層への「戦略ミーティング」や「金融取引方針に関するミーティング」に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	22.54	22.64	22.52	▲ 0.02	▲ 0.12	
三十三	残高	13,135	13,185	13,320	184	134	経営改善支援等を通じた融資や新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金等）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	30.61	31.57	28.84	▲ 1.77	▲ 2.73	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,176	1,177	1,202	+ 25	+ 25	新型コロナウイルス感染症の影響が少ない不動産業及び建設業への融資推進等により、貸出残高は計画を上回った。なお、公金預金の増加等により総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	27.49	28.28	27.88	+ 0.39	▲ 0.40	
東 和	残高	8,018	8,078	8,217	+ 199	+ 139	「TOWA お客様応援活動」を通じた資金繰り支援や本業支援、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者への資金供給に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.52	31.58	32.10	+ 0.58	+ 0.52	
高 知	残高	4,565	4,570	4,614	+ 49	+ 44	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したことや、高知県特別融資制度「伴走支援型特別保証融資」の取扱いを開始したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.00	38.11	38.42	+ 1.42	+ 0.31	
北 都	残高	3,531	3,534	3,597	+ 65	+ 62	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	22.69	22.76	22.64	▲ 0.05	▲ 0.12	
宮崎太陽	残高	3,051	3,101	3,152	+ 101	+ 51	「本業サポートWith」による販路開拓支援等の顧客価値提供を通じた資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金等）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.84	40.48	35.92	▲ 0.92	▲ 4.56	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,160	1,161	1,167	+ 6	+ 6	中小規模事業者等の事業継続を堅持していくための資金繰り支援等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。なお、預け金残高の増加等により総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	33.88	35.62	35.14	+ 1.26	▲ 0.48	
豊 和	残高	2,530	2,687	2,885	+ 355	+ 198	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	43.73	45.61	44.87	+ 1.14	▲ 0.74	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	303	298	+ 15	▲ 5	信用供与円滑化に係る体制面を強化し資金需要に対応したものの、不動産業向け貸出の大口返済等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	46.03	46.76	46.58	+ 0.55	▲ 0.18	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,400	4,347	+ 1,085	+ 947	営業本部及び営業店において、営業推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	65.22	65.53	66.23	+ 1.01	+ 0.7	
釧 路 (信用組合)	残高	297	303	334	+ 36	+ 31	訪問活動の中で得られた情報を蓄積した「渉外活動記録管理表」を活用し、本部・営業店が一体となってソリューション営業に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	32.93	35.50	+ 3.13	+ 2.57	
滋賀県 (信用組合)	残高	532	561	631	+ 98	+ 70	他の金融機関からの人材派遣などによる営業推進体制の一層の強化等により、従業員一丸となって貸出金増強に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.38	35.65	38.33	+ 3.95	+ 2.68	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
南日本	2.59	2.65	5.13	+ 2.54	+ 2.48	「事業復活支援金」事前確認申請支援、ビジネスマッチング、経営改善支援先等のランクアップ、本業支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
みちのく	11.95	12.58	12.77	+ 0.82	+ 0.19	伴走型の事業承継支援「みちのく銀行事業承継サポートサービス」やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
三十三	8.04	8.06	10.93	+ 2.89	+ 2.87	販路拡大、事業承継等の経営課題の解決に資する最適なソリューションの提供に営業店と本部が連携して積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	8.44	8.56	9.91	+ 1.47	+ 1.35	外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東 和	48.97	49.04	58.03	+ 9.06	+ 8.99	「TOWA お客様応援活動」の展開による創業支援、経営改善計画の策定支援や財務改善アドバイス等の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
高 知	5.88	5.99	7.95	+ 2.07	+ 1.96	「営業サポート情報」の効果的な活用によるビジネスマッチングや経営改善計画策定支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	17.49	17.66	24.77	+ 7.28	+ 7.11	フィデアグループのネットワーク等を活用したビジネスマッチングや経営改善計画策定支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.98	1.11	1.37	+ 0.39	+ 0.26	外部機関との連携による創業・新事業支援や外部の専門家を活用した経営相談支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	89.58	89.60	91.27	+ 1.69	+ 1.67	担保・保証に過度に依存しない融資推進に注力したこと等から、計画を上回った。
豊 和	9.00	9.02	10.30	+ 1.30	+ 1.28	「Vサポート業務」を通じた売上改善等による経営改善支援や事業承継・事業再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	16.00	19.22	+ 3.43	+ 3.22	東京都の「地域金融機関による事業承継促進事業」に参画し、事業主に対する事業承継ヒアリングを多数実施したこと等から、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	20.03	46.52	+ 27.42	+ 26.49	新型コロナウイルス感染症対応で積極的に経営相談を実施したほか、経営改善計画の策定や外部専門家と連携した経営改善への取組みを行ったこと等から、計画を上回った。
釧 路 (信用組合)	4.26	4.33	4.50	+ 0.24	+ 0.17	経営改善支援先に対して、専門家派遣や既存の保証契約の適切な見直しを行うなど、事業承継支援や担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	41.74	41.94	44.72	+ 2.98	+ 2.78	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店間や外部支援機関との連携により取引先への提案・相談対応を強化したこと等から、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和4年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1) 資金利益

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	171	161	188	+ 16	+ 27	国債の償還に伴い有価証券利息配当金が減少したものの、安定収益の確保に向けてポートフォリオの再構築を図ったこと等から、資金利益は計画を上回った。

2) 一営業店当たり資金量

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	6,476	8,966	9,179	+ 2,702	+ 212	9営業店体制を維持しつつ効率的な業務運営を行ったことから、一営業店当たり資金量は計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	残高	5,837	12,815	+ 6,978	特定信用組合(資本支援を行った13信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	49.92	+ 15.03	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	令和4年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	9.76		22.62	+ 12.86	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、外部機関と連携し事業再生支援等に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における
「経営強化計画の履行状況（令和４年３月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
仙台銀行	平成２３年 ９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
相双五城信用組合	平成２４年 １月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	平成２４年 ２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	平成２４年 ３月３０日	７０億円
東北銀行	平成２４年 ９月２８日	１００億円
きらやか銀行	平成２４年 １２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 令和4年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「地元企業応援部」において被災者からの融資相談等にきめ細やかに対応 ・様々な復興ニーズを情報管理システムに登録し、「じもとホールディングス」と共有し、最適な支援を提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台地区の営業店を法人特化店舗とし震災復興に向けた取引先のニーズへ積極的に対応 ・「コンサルティンググループ」の体制を強化して多様な本業支援ニーズへ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンサルティングサポート委員会」で決定した支援策に基づき、個社別に協議・検討を行う「コンサルティングサポート協議会」を開催し、事業再生支援先に対する経営計画書の策定支援状況や抜本的な事業再生、廃業支援の活動状況について本部と営業店が一体となって協議し、債務者区分全般に亘り、伴走型の経営改善支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域応援部」、「支店統括部」、「融資管理部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援のための本部サポートを強化 ・地域特性に応じた積極的な支援を実施するため、各営業店を取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(令和3年度 成約実績:30件)(仙台、きらやか) ・クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービスを通じて、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポート(仙台) ・子会社である「きらやかコンサルティング&パートナーズ」と協働し、同社が有する人事制度構築コンサルティング、プロモーション支援、製造業生産性向上支援等のメニューを活用して、多様化している本業支援ニーズにワンストップで対応(きらやか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリスク先の企業実態や成長可能性を適切に評価し、積極的な資金提供や経営改善・成長戦略への伴走型の支援を実施(令和元年度～令和3年度 目標:2,570億円、実績:3,015億円(+445億円)) ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による中・長期的な資金繰りへの対応ニーズの高まりに対応するため、既存借入の一本化等による返済見直し(「リファイナンスプラン」)を積極的に実施(令和3年度 1,342件、384億円) ・福利厚生支援サービス「ハッピーエールサポート」を令和3年2月より開始(令和3年度 申込件数:2,881件、加入従業員数:36,528人) ・地域社会の持続的成長を支援するため、SDGs推進プロジェクト「あゆみ」の取組みを推進(令和3年度 震災関連融資実績:7,860件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災復興推進本部活動報告書」を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 ・財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化の一環として、平成30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱いを開始(令和3年度 14件、13億円) ・ローカルベンチマークを取り入れた事業性評価シートを活用 ・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットの活用により共有することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和3年度 登録:237件) 		
被災者向け新規融資	事業性 消費性	9,327先／3,359億円 4,596先／248億円	1,452件／425億円 150件／19億円	73,399件／9,668億円 13,965件／1,761億円	3,835件／946億円 662件／113億円
被災者向け条件変更	事業性 消費性	248先／152億円 346先／41億円	643件／200億円 104件／18億円	3,649件／917億円 177件／17億円	1,093件／192億円 75件／9億円
【参考】R4/3期の貸出金残高		8,765億円	9,988億円	1兆8,825億円	6,340億円
産業復興機構の活用(注1)		決定28先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用(注1)		決定68先	決定7先	決定27先	決定55先
個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用(注2)		成立44件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は令和4年5月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和4年3月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、物流の拠点化が期待され、経済環境が好調な釜石地区の重点開拓のため、大渡支店の増員と人材強化を行い、積極的な営業活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月、震災以降に盛支店内で営業を続けてきた大船渡支店を新築移転し、通常営業を開始したことで、被災した全ての店舗の再建が完了 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な顧客ニーズへの対応のために、法人営業部と新分野推進室を統合して「総合相談センター」に改組し、若手職員へのOJT指導、外部講師を招いた実務研修等を行い、人材育成を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月、円滑な災害支援活動のために、災害発生時には本部・営業店を一時避難場所として提供することなどを内容とする「災害時における支援協力に関する協定」を南相馬市と締結 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月、地域の防災力向上と地域住民の防災意識醸成を目的として、預入額の一定割合相当額の防災用品を公共団体等に寄付する防災定期預金を新設 令和3年12月、金庫取引先に対し金庫商品や外部連携先のサービス、補助金等について情報発信を行う「みやしんパートナーズ制度」を新設 	<ul style="list-style-type: none"> 中小・零細事業者が抱える経営課題を伴走支援する公的支援機関「気仙沼ビジネス」の運営に参画し、関係機関と連携し、取引先支援を推進 気仙沼市の「地域経済循環推進事業」において信金中央金庫や商工会議所とともに事業者調査等を実施し、市独自の産業連関表を用いて市内事業者や市民へのワークショップを開催 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月、「いしのまきSDGsパートナー」制度に登録し、経営者向けセミナーの開催やフードバンク、カーシェアリング活動の支援を引き続き実施 雇用創出や地域農業の発展を目的として、環境保全型植物工場、カフェ及び直売所を新設し、規格外野菜の利用や6次産業化を推進する事業者に対し、他の金融機関と連携した金融支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月に仙台市で開催された「ビジネスマッチ東北2022春」において、販路開拓・拡大のために出店した取引先事業者のサポートを積極的に実施 交流人口拡大と震災の風化防止及び風評払拭に向けて、地域のガイドブックを制作の上、全国の信用金庫からの団体旅行や被災地視察旅行の受け入れを積極的に実施 	
被災者向け新規融資	事業性 消費性	1,780先/224億円 746先/66億円	3,258先/653億円 785先/61億円	1,038先/508億円 1,094先/157億円	2,331先/891億円 648先/89億円
被災者向け条件変更	事業性 消費性	299先/143億円 93先/8億円	128先/62億円 296先/11億円	239先/105億円 108先/13億円	578先/330億円 501先/43億円
【参考】R4/3期の貸出金残高		277億円	502億円	800億円	947億円
産業復興機構の活用(注1)		決定24件	決定29件	決定35件	決定5件
東日本大震災事業者再生支援機構の活用(注1)		決定46件	決定27件	決定58件	決定5件
個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用(注2)		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は令和4年5月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和4年3月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震等の自然災害の影響を受けた事業者からの相談に対応するため、個別訪問活動を強化するとともに、各ローンセンターにおける夜間融資相談会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業診断士等の外部専門家による事業者の経営課題解決に向けた相談窓口を常設し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談についても積極的に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談にも常時対応するほか、ウクライナ情勢の変動に伴う相談窓口を新設 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月の福島県沖地震の被害が甚大であった3市町へ地方振興寄附金を贈呈するとともに、当組合の主催イベントにて、新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震の影響を受けた事業者の商品を景品として提供する取組みを推進 震災以降減少傾向にある収益性向上を図るべく、飲食業を営む事業者の空き店舗を活用した新規事業のために福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の活用を提案、申請手続きを支援 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が抱える人材不足等の経営課題を解決する目的で、いわき市との共催により副業人材や就労支援事業者との交流会を開催 中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする商品を提供することで、事業者の創業・新事業開拓を引き続き支援 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月より、地域事業者の販路拡大、広告宣伝、テストマーケティング等を支援するクラウドファンディング「MOTTAINAIみらい」を活用した、「しんくみ新型コロナウイルス対応事業者応援プロジェクト」に参加し、4件のプロジェクトが成立 令和3年11月に、他の金融機関と連携協定を締結し、中小規模事業者の事業承継等の経営課題解決に向けた取組みを強化 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	654先/215億円 314先/45億円	177先/408億円 68先/11億円	4,564件(462先)/522億円 158件(88先)/4億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	755件/207億円 229件/20億円	211先/230億円 68先/8億円	4,238件/462億円 218件/30億円
【参考】 R4/3期の貸出金残高		408億円	1,177億円	452億円
産業復興機構の活用(注1)		決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用(注1)		決定3先	決定9先	決定3先
個人版ガイドライン・自然災害 ガイドラインの活用(注2)		成立2件	成立3件	—

※ 計数は令和4年5月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法（本則）に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【豊和銀行】

（令和4年9月22日公表）

（単位：億円、%）

銀行名 （時期） [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 （R4/3期）	計画終期 （R7/3期）	始期比	新計画における主な取組み
豊和銀行 （平成26年3月） [160億円]	コア業務純益	13	15	1	○ 地域への徹底支援 ー「Vサポート業務」の安定的成長 ー「経営改善応援ファンド」による積極的な資金供給 ー「資金繰り安定化ファンド」による経営改善支援 ー事業承継・M&A・創業支援等の取組み強化 ○ 経営基盤の強化 ー経営改善支援スキルの向上及びマルチタスク人材の育成 ー女性、シニア層の活躍推進 ーバンキングアプリの導入、Web完結型ローソンの拡充によるチャネルの多様化 ー現場の意見を踏まえた業務改善、営業店の融資業務の事務負担軽減に向けた取組みの実施
	業務粗利益経費率	65.53	65.52	▲ 0.01	
	中小規模事業者等向け貸出残高	2,885	3,179	294	
	同 貸出比率	44.87	49.70	4.83	
	経営改善支援先割合	4.14	4.23	0.09	

金融機能強化法（本則）に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【東京厚生信用組合・横浜幸銀信用組合】

（令和4年9月22日公表）

（単位：億円、％）

信用組合名 （時期） 【資本参加額】	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 （R4/3期）	計画終期 （R7/3期）	始期比	新計画における主な取組み
東京厚生 信用組合 （平成26年3月） 【50億円】	コア業務純益（百万円）	199	215	16	<p>○持続的成長を支える収益基盤の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客のリスク、属性、コスト等を踏まえた適正な貸出金利率の設定や、業域向け貸出金利の拡大による収益力の強化 <p>○業域取引の基盤再構築と拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 業域法人の抱える経営課題の把握と的確なソリューションの提供のためのトップセールスを推進 高齢者福祉施設等との新たな取引開拓のため、外部機関や外部専門家へのアクセスを積極的に取り、事業性評価に必要な目利き力等を向上 <p>○人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事考課・業績評価制度の充実、研修強化、計画的な能力開発、採用チャネル拡大や通年採用等による人材確保、外部人材・女性職員の登用 「医療経営士」「介護福祉経営士」等、業域に直結する資格取得の奨励や、介護職員初任者研修への派遣の実施等による専門人材の育成及び能力向上 <p>○信用リスク管理体制の一層の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引先の信用力に基づいて的確なリスク管理を行うため、個別クレジットラインの適切な運用 業種偏重リスクを抑制するため、不動産向け貸出の適切なポートフォリオ管理の実施
	業務粗利益経費率	67.26	66.89	▲ 0.37	
	中小規模事業者等向け貸出残高	298	322	24	
	同 貸出比率	46.58	49.53	2.95	
	経営改善支援先割合	19.22	19.30	0.08	
	同 貸出比率	46.52	49.62	3.10	
横浜幸銀 信用組合 （平成26年3月） 【190億円】	コア業務純益（百万円）	3,486	3,736	250	<p>○営業態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> エリア等で基幹店舗、総合店舗、支店に区分け・グループ化し、営業店による推進活動を実施 営業店職員を計画的に営業本部へ受入れ、顧客への常同訪問等によるコンサルティング型提案セールス等のスキルアップを実施 <p>○取引先の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業者等への訪問定例化により、顧客情報を収集し、提案型コンサル機能を開揮 健康促進事業やグループホームページ等からの紹介を通じ、医療・介護事業に係る資金需要の開拓を実施 <p>○信用コスト削減のための取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「取引方針検討会議」において取引先の財務状況、定性情報を分析の上、取引方針の策定及びクレジットリミットの設定を実施するなど、大口グループと信先に係る信用リスク管理を強化 外部専門家や業界経営者を講師とする研修を実施し、審査能力向上・強化を図るとともに、個々人のみならず組合全体のスキルを向上
	業務粗利益経費率	56.29	56.26	▲ 0.03	
	中小規模事業者等向け貸出残高	4,347	4,593	246	
	同 貸出比率	66.23	66.88	0.65	
	経営改善支援先割合	46.52	49.62	3.10	
	同 貸出比率	46.52	49.62	3.10	

金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【筑波銀行・東北銀行】

（令和4年9月22日公表）

銀行名 （時期） [資本参加額]	新計画における主な取組み
筑波銀行 （平成23年9月） [350億円]	<p>○実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> — 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う地元中小企業への「とことん支援」や「コンサルティングサポート協議会」の活用による高度なコンサルティングの実現 — 「SDGs推進委員会」における、経営強化計画の実施状況のモニタリング及び各施策の検証・管理の実施 <p>○円滑な資金供給に関する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「リファイナンスZERO」や「特約付手形貸付」を活用したミドルリスク先への円滑な信用供与 — 「コベナナツツ付融資」によるモニタリングを通じた伴走型支援の実践やシンジケートローンによる多様なニーズへの対応 — 「経営者保証に関するガイドライン」を活用した担保・保証に過度に依存しない融資の促進 — 「つくば地域活性化ファンド」や「筑波SBI地域活性化ファンド」によるベンチャー企業の成長・発展支援 <p>○事業再生支援に関する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「コンサルティングサポート協議会」による個別取組方針の協議・決定を通じた質の高い金融仲介機能の発揮 — 「経営改善計画書」の策定支援とモニタリングを通じた経営改善施策の実行支援 — 「筑波SBI地方創生ファンド」やDDSSの活用による企業の事業承継・再生支援 — 新たに創設した「筑波の結び目」を通じた、地元中小零細事業者に対するM&Aによる事業承継支援の強化 <p>○SDGs及び地方創生に関する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「SDGs支援サーベイス」や「DXデータベース」の活用による地元中小企業の各種取組みに対する支援 — リモートの活用や他行との連携による商談会の開催による販路開拓支援 — 人材紹介会社と連携した経営幹部や専門人材の紹介による地域企業の成長・生産性の向上の実現 — 「ハッピーエーternalサポート」の提供による地元中小企業の福利厚生への向上
東北銀行 （平成24年9月） [100億円]	<p>○「成長予備軍」のランクアップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> — P-L改善（EBITDAの向上）を中心とした取組みとして、本業支援の高度化、積極的な事業再生支援、持続的な経営サポートを実施 — 具体的には、販路拡大支援、マッチング支援等の「トップライオン向上支援」、費用構造改善支援、経営人材確保支援等の「生産性向上支援」、事業再構築支援、新事業・事業再生支援等の「ポストコロナ支援」への取組みを実施 <p>○「地域活性化型ビジネスモデル」の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> — 令和4年4月に新設した「みらい創生部」が中心となり、従来から取り組んできた再生可能エネルギー、アグリビジネスに加え、知的財産権、ILC、半導体・自動車関連産業、地域ビジョンづくり等の新分野への取組みを実施 <p>○営業店に対する本部サポート体制の構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> — 令和4年4月に本部組織の改定を行い、中期経営計画における『「地域活性化型ビジネスモデル」の確立』に向けて「みらい創生部」を新設し、「支店統括部」、「融資管理部」が中心となり中小規模の事業者への資金供給、各種ソリューション提供、経営改善支援等の本部サポートを実施 — 地域特性や支店特性を踏まえた「営業店アクションプラン」を策定し、「成長予備軍」、「本業支援」項目を重視した評価体系による取組強化 — PDCAサイクル確立の観点で、CAP会議を開催し、「成長予備軍に対する取組みの検証」、「営業店の行動分析」などにおける課題を認識し、対応策を検討

**金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における
「経営強化計画の履行状況（令和4年9月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
令和4年9月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和4年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
みちのく	71	30	51	+ 31	+ 21	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東 和	53	19	26	▲ 1	+ 7	有価証券利息配当金が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	26	11	13	▲ 0	+ 1	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、物件費の削減等により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	31	13	37	+ 42	+ 23	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、物件費の削減等により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	9	4	9	+ 9	+ 4	有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	13	6	7	+ 1	+ 0	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったものの、経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

(注)「始期比」は、令和4年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率（OHR）

（単位：％）

	計画始期の水準	令和4年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
みちのく	70.99	68.79	62.28	▲ 8.71	▲ 6.51	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	68.84	74.83	68.51	▲ 0.33	▲ 6.32	資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	74.79	71.43	69.64	▲ 5.15	▲ 1.79	役員取引等利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	78.59	75.64	71.42	▲ 7.17	▲ 4.22	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	69.44	69.01	60.25	▲ 9.19	▲ 8.76	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	65.53	65.94	63.67	▲ 1.86	▲ 2.27	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったほか、業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	令和4年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
みちのく	残高	5,315	5,318	5,389	+ 74	+ 71	ミドルリスク層を中心に「法人営業戦略ミーティング」に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	22.54	22.68	22.55	+ 0.01	▲ 0.13	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,176	1,177	1,203	+ 27	+ 26	新型コロナウイルス感染症の影響が少ない業種を選定のうえ、重点的に融資推進を図ったこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、公金預金の増加等により総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	27.49	28.63	28.01	+ 0.52	▲ 0.62	
東 和	残高	8,018	8,153	8,267	+ 249	+ 114	「TOWA お客様応援活動」を通じた資金繰り支援や本業支援、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者への資金供給に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.52	31.63	31.92	+ 0.40	+ 0.29	
高 知	残高	4,565	4,572	4,517	▲ 48	▲ 55	新型コロナウイルス感染症の影響により、取引先との面談機会が減少したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	37.00	38.67	38.11	+ 1.11	▲ 0.56	
北 都	残高	3,531	3,536	3,595	+ 64	+ 58	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	22.69	22.77	23.23	+ 0.54	+ 0.46	
宮崎太陽	残高	3,051	3,121	3,169	+ 118	+ 48	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.84	40.46	38.54	+ 1.70	▲ 1.92	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,160	1,163	1,193	+ 33	+ 30	中小規模事業者等の事業継続を堅持していくための資金繰り支援等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回った。なお、預け金残高の増加等により総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	33.88	35.85	35.38	+ 1.50	▲ 0.47	
豊 和	残高	2,885	2,935	2,884	▲ 1	▲ 51	法人預金が高水準で滞留したことや先行き不透明感が増した影響により資金ニーズが低迷したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	44.87	45.91	44.80	▲ 0.07	▲ 1.11	
東京厚生 (信用組合)	残高	298	305	288	▲ 9	▲ 16	信用供与円滑化に係る体制面を強化し資金需要に対応したものの、高齢者福祉施設への営業活動の制限等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	46.58	47.58	46.45	▲ 0.13	▲ 1.13	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	4,347	4,377	4,399	+ 52	+ 21	営業本部及び営業店において、既存顧客向けの資金繰り支援を実施したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	66.23	66.28	66.66	+ 0.43	+ 0.38	
釧 路 (信用組合)	残高	297	304	333	+ 36	+ 29	訪問活動の中で得られた情報を蓄積した「渉外活動記録管理表」を活用し、本部・営業店が一体となってソリューション営業に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	33.04	33.99	+ 1.62	+ 0.95	
滋賀県 (信用組合)	残高	532	568	632	+ 99	+ 64	他の金融機関からの人材派遣に加え、渉外担当者との同行訪問の実施などによる営業推進体制の一層の強化等により、従業員一丸となって貸出金増強に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.38	35.90	37.70	+ 3.32	+ 1.80	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	令和4年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
みちのく	11.95	12.90	14.97	+ 3.02	+ 2.07	伴走支援型の事業承継支援「みちのく承継サポートサービス」やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	8.44	8.64	10.20	+ 1.76	+ 1.56	外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東 和	48.97	49.10	52.23	+ 3.26	+ 3.13	「TOWAお客様応援活動」の展開による創業支援、経営改善計画の策定支援や財務改善アドバイス等の経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
高 知	5.88	6.06	6.80	+ 0.92	+ 0.74	「営業サポート情報」の効果的な活用によるビジネスマッチングや経営改善計画策定支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	17.49	17.72	25.30	+ 7.81	+ 7.58	取引先の経営改善計画策定支援や法人コンサルティング営業体制の強化によるビジネスマッチング支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.98	1.17	1.47	+ 0.49	+ 0.30	外部の専門家との連携強化による創業・新事業支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	89.58	89.61	94.37	+ 4.79	+ 4.76	担保・保証に過度に依存しない融資推進に注力したこと等から、計画を上回った。
豊 和	4.14	4.17	3.73	▲ 0.41	▲ 0.44	「Vサポート業務」等を通じた売上改善等による経営改善支援等に取り組んだものの、資金ニーズの減少により「経営改善応援ファンド」「資金繰り安定化ファンド」の利用が減少したこと等から、計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	19.22	19.34	19.34	+ 0.12	± 0.00	東京都の「地域金融機関による事業承継促進事業」に参画し、事業主に対する事業承継ヒアリングを多数実施したこと等から、計画どおりとなった。
横浜幸銀 (信用組合)	46.52	46.52	50.78	+ 4.26	+ 4.26	経営相談に積極的に取り組んだほか、経営改善計画の策定や外部専門家と連携した経営改善支援を実施したこと等から、計画を上回った。
釧 路 (信用組合)	4.26	4.38	5.42	+ 1.16	+ 1.04	担保・保証に過度に依存しない融資推進や官民連携の協調融資による創業・新事業開拓支援に取り組んだこと等から、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	41.74	42.00	42.17	+ 0.43	+ 0.17	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店間や外部支援機関との連携により取引先への提案・相談対応を強化したこと等から、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和4年9月期の実施状況の概要

1. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	令和4年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)	
		実績			
全国信用協同 組合連合会	残高	5,837	12,976	+ 7,139	特定信用組合（資本支援を行った13信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	50.10	+ 15.21	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	令和4年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績		
全国信用協同組合 連合会	9.76	21.88	+ 12.12	特定信用組合において、創業・新事業開拓支援、事業再生支援、外部機関や外部専門家と連携した取引先の問題解決に資するサポート等に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における
「経営強化計画の履行状況（令和４年９月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
仙台銀行	平成２３年 ９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
相双五城信用組合	平成２４年 １月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	平成２４年 ２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	平成２４年 ３月３０日	７０億円
東北銀行	平成２４年 ９月２８日	１００億円
きらやか銀行	平成２４年 １２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 令和4年9月期の履行状況の概要

資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)
	仙台銀行 (宮城県仙台市) きらやか銀行 (山形県山形市)	じもとホールディングス 仙台地区の営業店を法人 特化店舗とし震災復興に 向けた取引先のニーズへ 積極的に対応	筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	・「地元企業応援部」において被災者からの融資相談等にきめ細やかな対応 ・様々な復興ニーズを情報管理システムに登録し、「じもとホールディングス」と共有し、最適な支援を提案	・仙台地区の営業店を法人特化店舗とし震災復興に向けた取引先のニーズへ積極的に対応	・「コンサルティングサポート委員会」で決定した支援策に基づき、個別に協議・検討を行う「コンサルティングサポート協議会」を開催し、事業再生支援先に対する経営計画書の策定支援状況や根本的な事業再生、廃業支援の活動状況について本部と営業店が一体となって協議し、債務者区分全般に亘り、伴走型の経営改善支援を実施	・各営業店に対し「支店統括部」「みらい創生部(令和4年4月設置)」「融資管理部」が中心となり中小規模の事業者への資金供給、各種ソリューションの提供、経営改善支援等の本部サポートを強化 ・取締役会・常務会等における中小規模事業者に対する信用供与の実施状況の進捗管理及び検証のほか、「CAP会議」において、中期経営計画達成に向けた取り組みに係る評価・課題抽出・改善プロセスを構築
	・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネススマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネススマッチングの実施(仙台、きらやか) ・クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービスを通じて、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポート(仙台) ・経営者との対話を通じて、「財務の本業支援」や将来の成長に向けた「成長のための本業支援」等の課題設定型伴走支援の取り組みによる営業キャッシュフローの改善に向けた支援の実施(きらやか)	・ミドルリスク先や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元中小企業に対する積極的な金融支援や本業支援を実施 ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原材料や燃料の高騰等による資金繰り改善のニーズの高まりに対応するための「リファイナンスプラン」や、数値計画の策定が困難な事業者を対象とする「リファイナンスZERO」を積極的に実施 ・地域社会の持続的成長を支援するため、SDGs推進プロジェクト「あゆみ」の取組みを推進	・震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを実施 ・「成長予備軍」のランクアップ支援として本業支援先を選定し、「トップライン向上支援」、「生産性向上支援」、「ポストコロナ支援」を実施 ・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットの活用により共有することで、ビジネススマッチング等の支援を実施	・震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを実施 ・「成長予備軍」のランクアップ支援として本業支援先を選定し、「トップライン向上支援」、「生産性向上支援」、「ポストコロナ支援」を実施 ・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットの活用により共有することで、ビジネススマッチング等の支援を実施
② 具体的な取組み	被災者向け 新規融資 9,506先/3,431億円 4,596先/248億円	1,453件/426億円 150件/19億円	77,122件/9,955億円 13,967件/1,761億円	3,836件/946億円 662件/113億円
	被災者向け 条件変更 248先/152億円 346先/41億円	643件/200億円 104件/18億円	3,649件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】 R4/9期の貸出金残高	8,909億円	9,766億円	1兆9,146億円	6,396億円
産業復興機構の活用(注1)	決定28先	決定7先	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用(注1)	決定68先	決定7先	決定27先	決定55先
個人版ガイドライン・自然災害 害ガイドラインの活用(注2)	成立44件	成立4件	成立4件	成立18件

※ 計数は令和4年9月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和4年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和4年9月期の履行状況の概要

宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、物流の拠点化が期待され、経済環境が好調な釜石地区の重点開拓のため、大遼支店の増員と人材強化を行い、積極的な営業活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月、震災以降に盛支店内で営業を続けてきた大船渡支店を新築移転し、通常営業を開始したこと、被災した全ての店舗の再建が完了 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な顧客ニーズへの対応のために、法人営業部と新分野推進室を統合して「総合相談センター」に改組し、若手職員へのOJT指導、外部講師を招いた実務研修等を行い、人材育成を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月、円滑な災害支援活動のために、災害発生時には本部・営業店を一時避難場所として提供することなどを内容とする「災害時における支援協力に関する協定」を南相馬市と締結 	
	<ul style="list-style-type: none"> 価格高騰の影響を受けている事業者に対して、省エネによる経費抑制を促進するため、外部専門家を招へいし、補助金等の公的支援策の情報提供を行う「省エネセミナー」を開催 取引先に対し金庫商品や外部連携先のサービス、補助金等について情報発信を行う「みやしんパートナーズ制度」の利用促進を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する販路・仕入先の開拓支援を目的として、信金中央金庫が運営する「しんさんコネクト」等に事業者の情報を掲載し、マッチング支援を実施 令和4年8～12月、事業者の事務効率化を目的として、法人IBの契約手数料・基本手数料を無料とするキャンペーンを実施するなど、DX支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者支援を目的として、他の金庫と共同し、事業者が取り扱う地場産品を懸賞品とする懸賞品付き定期預金を新設 地域における雇用機会の創出及び地域経済の活性化への貢献を目的として、新規創業を志す事業者に対し、信用保証協会等と連携した金融支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対するデジタル化支援を目的として、インボイス制度等に対応した機能を提供するデジタルサービス「あぶくま信用金庫ケイエール」を新設 「福島イノベーション・コースト構想」のもと、公益財団法人との連携協定を締結し、信金中央金庫等とともに、営業基盤である15市町村における事業者支援体制を強化 	
② 具体的な取組み	<p>被災者向け新規融資</p> <p>被災者向け条件変更</p> <p>【参考】R4/9期の貸出金残高</p> <p>産業復興機構の活用(注1)</p> <p>東日本大震災事業者再生支援機構の活用(注1)</p> <p>個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用(注2)</p>	<p>1,802先/224億円</p> <p>750先/67億円</p> <p>317先/151億円</p> <p>93先/8億円</p> <p>280億円</p> <p>決定24件</p> <p>決定46件</p> <p>成立11件</p>	<p>3,297先/658億円</p> <p>785先/61億円</p> <p>128先/62億円</p> <p>296先/11億円</p> <p>491億円</p> <p>決定29件</p> <p>決定27件</p> <p>成立26件</p>	<p>1,039先/509億円</p> <p>1,097先/158億円</p> <p>239先/105億円</p> <p>108先/13億円</p> <p>774億円</p> <p>決定35件</p> <p>決定58件</p> <p>成立39件</p>	<p>2,402先/915億円</p> <p>677先/91億円</p> <p>591先/336億円</p> <p>504先/44億円</p> <p>959億円</p> <p>決定5件</p> <p>決定5件</p> <p>成立2件</p>

※ 計数は令和4年9月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和4年9月期の履行状況の概要

資本参加額 (資本参加時期)	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症や福島県沖地震等の自然災害の影響を受けた事業者からの相談に対応するため、個別訪問活動を強化するとともに、各ローションターにおける夜間融資相談会を開催 ・令和4年6月、相次ぐ福島県沖地震に備え、地域の住民を災害から守ることを目的として、防災セットを懸賞品とする懸賞品付き定期預金を販売するに加え、地震の被害が甚大であった市町へ地方振興寄付金を贈呈 ・他の支援機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰り等に課題を抱える事業者に対し、経営改善支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士等の外部専門家による事業者の経営課題解決に向けた相談窓口を常設し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談についても積極的に対応 ・令和4年5月、地域の中小企業・小規模事業者の面的支援の実行・実践を目的として、他の組合や中小企業診断士事務所等を構成機関とする事業者支援の連携体「磐城国地域振興プラットフォーム」を設立 ・中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする商品を提供することで、事業者の創業・新事業開拓を引き続き支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談にも常時対応するほか、ウクライナ情勢の変動に伴う相談窓口を新設 ・令和4年4月、那須塩原市との連携協定及びSDGsへの取組みの一環として、那須塩原市が掲げる「那須野ヶ原グリーンプロジェクト」の実行体として設立された「那須野ヶ原みらい電力株式会社」に構成会社として参加 ・令和4年8月、地域資源である再生可能エネルギーの利活用により地域の脱炭素化を図るため、「再生可能エネルギーの利活用に関する協定」を締結
② 具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 658先/216億円 316先/45億円 784件/214億円 232件/21億円 407億円 決定5件 決定3先 成立2件 	<ul style="list-style-type: none"> 177先/417億円 68先/11億円 211先/230億円 68先/8億円 1,182億円 決定4先 決定9先 成立3件 	<ul style="list-style-type: none"> 4,635件(463先)/535億円 159件(87先)/4億円 4,341件/474億円 222件/31億円 450億円 — 決定3先 —
被災者向け 新規融資	事業性 消費性		
被災者向け 条件変更	事業性 消費性		
【参考】 R4/9期の貸出金残高			
産業復興機構の活用(注1)			
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用(注1)			
個人版ガイドライン・自然災 害ガイドラインの活用(注2)			

※ 計数は令和4年9月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

金融機能強化法（資金交付制度）に基づく「実施計画」の概要【愛知銀行・中京銀行】
 （令和4年9月22日公表）

銀行名 (計画実施期間) [交付予定額]	実施計画における主な取組み
愛知銀行 中京銀行 (令和4年10月～ 令和10年3月) [30億円]	<p>○基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容</p> <p>(1)実施しようとする組織再編成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年10月に銀行持株会社（株式会社あいちフィナンシャルグループ）を設立し、その2年後の令和6年度内を目途に合併予定 <p>(2)経営基盤の強化のための措置の内容</p> <p>①システム統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹系システムの統合 ・ サブシステムの統合 ・ 外部専門家の活用 <p>②機器・装置の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業店窓口におけるタブレット端末の導入 ・ 銀行アプリ機能の拡充 <p>③店舗統合及び業務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支店の統廃合 ・ 本部組織、事務集中機能の集約 <p>④経営統合・合併関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗看板掛替、通帳、各種帳票の変更 ・ 顧客への周知、統合記念キャンペーン等の実施 ・ 各種規程・内部マニュアルの改定 <p>○地域経済の活性化に資する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産担保や個人保証に頼らない融資手段の多様化 ・ 事業性評価シートの活用による、顧客の定性情報の把握、成長性の適切な評価、課題解決提案の実施 ・ 創業支援メニューの拡充や外部機関との連携、投資専門子会社を通じたベンチャー企業育成 ・ グループ一体となった人材育成、知見の共有等を通じた、コンサルティング機能の向上 ・ 両行の専門部署等の連携強化による、新たな融資形態の開発 ・ 専門部署の人員強化を通じた、事業承継支援の推進

金融機能強化法（資金交付制度）に基づく「実施計画」の概要【八十二銀行・長野銀行】

（令和5年5月29日公表）

銀行名 (計画実施期間) [交付予定額]	実施計画における主な取組み
<p>八十二銀行 長野銀行 (令和5年6月～ 令和11年3月) [30億円]</p>	<p>○基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容</p> <p>(1)実施しようとする組織再編成等 ・令和5年6月に八十二銀行が長野銀行を完全子会社化することにより経営統合し、その2年後の令和7年度内を目途に合併予定</p> <p>(2)経営基盤の強化のための措置の内容</p> <p>①システム改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹系システムの統合 ・周辺システムの統合 ・新営業支援システムの導入 <p>②機器・装置の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業店における入力端末や現金処理機等の導入 <p>③店舗統廃合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支店の統廃合 ・本部組織の統合、業務の統一化 <p>④合併・経営統合関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併に伴う各種帳票等の変更 ・経営統合・合併に関して必要な顧客への周知等の実施 <p>○地域経済の活性化に資する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営効率の向上により捻出した人材をコンサルティング関連業務やデジタル関連業務等の戦略分野に再配置し、両行の営業担当者がノウハウ・ネットワークを共有しながら、顧客の潜在ニーズに応えるソリューション提案・経営改善支援を実施。 ・両行が保有する多様なグループ会社や、外部専門家・外部機関との幅広いネットワークを活用して、地域の中小規模事業者の課題解決をワンストップで支援し、経済の活性化に資する取組みを進める。 <ul style="list-style-type: none"> > ビジネスマッチング・海外進出支援など金融支援に留まらない様々なソリューション提供 > 観光地等の面的再生支援 > 人事コンサルティング・人材派遣等

金融機能強化法（資金交付制度）に基づく「実施計画」の概要【はばたき信用組合・三條信用組合・新潟鉄道信用組合】

（令和5年5月29日公表）

信用組合名 (計画実施期間) [交付予定額]	実施計画における主な取組み
<p style="text-align: center;">はばたき信用組合 三條信用組合 新潟鉄道信用組合 (令和5年6月～ 令和11年3月) [0.85億円]</p>	<p>○経営強化実施金融機関等 はばたき信用組合・三條信用組合・新潟鉄道信用組合は、令和5年11月20日を目途に合併予定であり、その合併を要件とする資金交付制度の活用（「実施計画」の認定）を申請。実施計画における経営基盤強化実施金融機関等（※）は、はばたき信用組合及び三條信用組合（以下、「両組合」）。</p> <p>（※）その主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして経営基盤の強化のための措置を実施する金融機関等</p> <p>○基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容</p> <p>(1)実施しようとする組織再編成等 ・令和5年11月20日を目途に合併予定</p> <p>(2)経営基盤の強化のための措置の内容</p> <p>①システム導入 ・法人・個人向けIBの導入 ・各種システムの導入 ・サブシステムの更改 ・ネットワークセキュリティの構築</p> <p>②機器・装置導入 ・窓口・出納システムの統一 ・デジタルサイネージの導入 ・鍵管理機の設置 ・PC・タブレット購入</p> <p>③店舗統廃合等効率化等 ・支店の統廃合</p> <p>④合併関連対応 ・顧客向け案内通知、通帳・証書・伝票等の印刷等</p> <p>○地域経済の活性化に資する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度な保証に依存しない資金供給、両組合の知見や実績等の共有を通じた経営者保証を求めない融資の推進 ・両組合の融合による「若手経営者の会」の活性化を通じた、外部専門家との意見交換や会員同士のビジネスマッチングの推進 ・創業支援セミナーの開催や外部機関と連携した創業者支援事業への参画、創業者と廃業予定者とのマッチング支援の推進 ・支援機関の活用や両組合の取組みの融合による、事業者の資金繰り支援及び事業再生支援のさらなる拡充 ・両組合の専門部署等の連携強化による、日本政策金融公庫と連携した資本性劣後ローンの活用や他金融機関との協調による資金繰り支援の推進 ・外部支援機関と連携した事業承継支援の推進

金融機能強化法の資金交付制度に基づき実施計画を認定した 金融機関における「実施計画の履行状況(令和4年3月期)」の概要

	福邦銀行 (福井県福井市)
交付予定額 (計画実施期間)	14億円 (令和3年10月～令和9年3月)

計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の進捗状況等(主なもの)

① 経営基盤の強化のための措置の進捗状況及びその効果	<ul style="list-style-type: none">○システム改修<ul style="list-style-type: none">・福井銀行のクラウド環境への格付自己査定システムや企業情報閲覧システムの移設等によるサーバ管理・更新コストの削減○機器・装置の導入<ul style="list-style-type: none">・本部機能集約におけるPC端末等の導入による生産性向上及び業務効率化・福井銀行と同じ会議システムの導入による情報共有体制強化○店舗統廃合及び業務効率化<ul style="list-style-type: none">・店舗移転を踏まえたATM網見直しによるコスト削減・福井銀行本店ビル内に一部の本部機能・営業部門移転による情報の効率的活用及び業務の効率化・福井銀行との共用ワークフローの導入によるペーパーレス化及び業務効率化
② 地域経済の活性化に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none">○中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化<ul style="list-style-type: none">・本部営業部門の集約による営業支援態勢の強化及び両行協働による顧客の成長支援○計画実施地域における経済の活性化<ul style="list-style-type: none">・「ふくほうトッパーラインサポート」による販路開拓支援等・福井銀行が新設した人材派遣・紹介会社の両行共同運営による経営相談体制強化・債務者区分下位先への応援資金の実行・外部支援機関等との連携による抜本的な経営改善支援・福井銀行と共同での研修・勉強会の実施による人材育成強化
資金交付額(累計)	0.29億円
令和4年3月期	0.29億円

金融機能強化法の資金交付制度に基づき実施計画を認定した 金融機関における「実施計画の履行状況(令和4年9月期)」の概要

	福邦銀行 (福井県福井市)	青森銀行・みちのく銀行 (青森県青森市)
交付予定額 (計画実施期間)	14億円 (令和3年10月～令和9年3月)	30億円 (令和4年4月～令和9年3月)
計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の進捗状況等(主なもの)		
① 経営基盤の強化のための措置の進捗状況及びその効果	<ul style="list-style-type: none"> ○システム改修 <ul style="list-style-type: none"> ・福井銀行のクラウド環境への不動産担保評価システムや、情報系システムの移設等によるサーバ管理・更新コストの削減 ○機器・装置の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・本部機能集約におけるPC端末等の導入による生産性向上及び業務効率化 ○店舗統廃合及び業務効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・福井銀行事務センター内への事務集中部門集約による業務運営の効率化 ・本部営業部門の組織改編による営業支援態勢の強化及び拠点集約による情報の効率的活用及び業務の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○システム改修 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹系システム及び周辺システムの共通化による業務効率化・運営コストの削減に向けた、みちのく銀行のシステム移行のための設計作業等の実施 ○機器・装置の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・両行の営業店端末等の統一による業務効率化に向けた、みちのく銀行の営業店に設置する営業店端末の要件定義の実施 ○店舗統廃合 <ul style="list-style-type: none"> ・店舗網最適化により創出した人員の再配置による地域経済活性化への貢献に向けた、合併後の店舗網の検討及び合併前の店舗統廃合の決定 ○合併・経営統合関連 <ul style="list-style-type: none"> ・システムや店舗統合、商品・サービス等の統一化に伴う店名・店番変更の実施及び一部口座番号変更の決定
② 地域経済の活性化に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ○中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・本部営業部門の組織改編による営業支援態勢の強化及び両行協働による顧客の成長支援 ○計画実施地域における経済の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓、人材確保及びDX導入支援等に対するコンサルティングサービスの強化 ・債務者区分下位先への応援資金の実行 ・外部支援機関等との連携による抜本的な経営改善支援 ・福井銀行と共同での研修・勉強会の実施による人材育成強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・「VISION PLUSシート」による顧客の成長戦略等を踏まえた提案(青森)や、「戦略ミーティング」の開催(みちのく)による本業支援強化 ○計画実施地域における経済の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家を活用したコンサルティングによる経営相談支援や、事業承継・M&A分野における職員の知識レベル向上を通じた事業承継支援(青森) ・外部アライアンス先を活用した顧客ニーズに応じた経営相談支援や、専門人材の配置と本部との連携強化による事業承継支援(みちのく)
資金交付額(累計)	0.67億円	1.33億円
令和4年9月期	0.37億円	1.33億円

第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

I 企業アンケート調査

金融庁では、地域金融機関の金融仲介の取組みに対する顧客からの評価等を確認するため、毎年、企業アンケート調査¹を実施している。2022 事務年度は、企業が地域金融機関に期待する支援や実質無利子・無担保融資の返済状況等を調査した。

主な調査結果は以下のとおりである。（別紙1参照）

- ① 今後、企業が金融機関から受けたサービスは、「取引先・販売先の紹介」といった利益改善に直結するサービスが高い割合を占めたほか、「経営人材の紹介」や「業務効率化（IT・デジタル化）に関する支援」が上位にあり、資金面に留まらない支援へのニーズの広がりが窺われた。
- ② 金融機関からサービスを受けるに当たって、手数料を支払ってもよいと回答があった割合は、「経営人材の紹介」が5割弱と最も高く、次いで「業務効率化（IT・デジタル化）に関する支援」が約4割となっていた一方、実際にサービスを受けた割合は、「経営人材の紹介」が1割未満、「業務効率化（IT・デジタル化）に関する支援」が約1割であった。
- ③ また、全体の6割超の企業が「融資を受けた」と回答した、政府系金融機関及び民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済の見通しについては、「すでに全額返済した、又は全額返済の目途が立っている」企業が約4割、「約定弁済を開始した、又は開始したい」企業が4割弱、「借換保証制度を利用した、又は利用したい」企業が約1割、「リスク（条件変更）をした、又はしたい」企業が1割弱であった。

II 金融仲介機能の広がりを支える組織運営

1. 金融仲介機能の「フレームワーク」の試作

金融機関が自身の経営理念や事業戦略等を実際の業務に反映し、実現させていくためには、組織における取組みや得られた成果を客観的に評価・点検し、見直すべき点に対して、必要かつ効果的な改善を図っていく組織運営が重要となる。

こうした観点を踏まえ、金融庁では、金融機関による様々な取組みと期待する効果等を構造的に整理し、当局と金融機関との間で共有するためのツールとして金融仲介機能の「フレームワーク」を試作した。（別紙2参照）そして、この「フレームワーク」を活用し、地域金融機関が、自身の営業活動を通じて、どのように地域企業・経済への付加価値を提供しようとしているのかを深く理解するため、ひとつの地域銀行との間で対話を試行した。

¹ 企業アンケート調査：地域金融機関等をメインバンクとする中堅・中小規模企業を中心とする約3万社に調査票を送付し、10,204社から回答を得た（回答率：約34%、調査期間：2023年2月17日～3月8日）。

2. 金融仲介の取組みの「見える化」

「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日公表）を踏まえ、2019年9月、金融機関の取組みの「見える化」を推進するため、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定した。

これに基づき、主要行等及び地域銀行は、2019年度下期以降、半期ごとにKPIを公表しており、金融庁でも、各行が公表したKPI及び公表ウェブページアドレスを集約のうえ、金融庁ホームページにて公表している。

リンサム

Ⅲ Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)（別紙3参照）

地域経済の活性化・課題解決、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に資する創意工夫やアイデアの創出に向け、多様なバックグラウンドを持つ関係者が議論する場であるRegional Banking Summit (Re:ing/SUM)を開催した。

2022事務年度のRe:ing/SUMでは、「信金・信組が行う地域貢献・地域活性化の取組み」をはじめ、「今後の事業者支援に向けた支援機関同士の連携と人材育成」や「女性活躍推進による組織活性化」などの幅広いテーマについて、多様な有識者による活発な議論が行われた。

Ⅳ 事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討（別紙4参照）

従来よりも幅広い事業者に円滑な資金提供が実施されるためには、金融機関と事業者との緊密な関係構築や、金融機関による事業者の実態・将来性の的確な理解が必要である。そこで、金融庁は、事業性に着目した融資実務の発展を後押しするため、有形資産のみではなく将来のキャッシュフローを含めた事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度（事業成長担保権）について検討し、早期の法案提出を目指している。

2021年4月より、法務省「法制審議会担保法制部会」において、担保法制の見直しに関する議論が行われている。金融庁も議論に参加し、2022年12月には中間試案が取りまとめられた。

金融庁においては、2022年11月に「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、事業成長担保権の実現に向けて検討を進め、その議論を報告書として取りまとめ、2023年2月に公表した²。

また、米国と英国における全資産担保を活用した制度や実務慣行等に係る委託調査を実施し、取りまとめられた報告書を2023年3月に公表した³。

² 金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（2023年2月10日公表）https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20230210.html

³ 「全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究会」報告書（2023年3月31日公表）<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230331/20230331.html>

V 人材マッチングに関する取組み（別紙5参照）

前述の企業アンケート調査の結果にも示されるように、企業が金融機関から受けたサービスとして「経営人材の紹介」などの人材に関する支援のニーズが高まっている。

この点、政府としても、都市部の人材を地域に還流させ、地域経済を活性化させるために、人材マッチングに係る様々な施策を講じ、地域金融機関の人材マッチングに関する取組みを後押ししている。

こうした人材面のニーズに関連して、金融庁では、2020年度から、地域金融機関による人材マッチングを通じて、大企業から地域の中堅・中小企業への新しい人の流れを創出し、経営人材確保を支援する「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始している。同事業では、地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備する人材プラットフォーム（「REVICareer（レビキャリア）」）を通じて、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形態で、地域金融機関による、大企業での経験を有する人材の地域企業とのマッチングを後押ししている。

2021年10月にレビキャリアが本格稼働を開始して以降、同事業の利便性向上や活用促進に向け、大企業や地域金融機関から寄せられた意見・要望を踏まえ、様々な制度改善等に取り組んでいる。例えば、従来の大企業人事部を経由した登録方法に加えて、大企業人材自らが登録できる仕組みの導入（2022年8月）や、レビキャリアを活用して経営人材を採用した地域企業に対する給付金の給付要件の緩和（2022年10月）を行った。

また、周知・広報の一環として、大企業人材を対象に、地域金融機関が行う人材マッチングに関する取組みの現状・課題、地域企業で働くことの意義の発信を目的としたオンラインイベントを開催した（2023年2月）。

VI 事業者支援を後押しする取組み（別紙6参照）

物価高騰や人手不足等の影響を受けて厳しい環境に置かれている事業者に対し、その身近な支え手である地域金融機関が、事業者の実情に応じ、経営改善や事業再生などの事業者支援に取り組んでいくことが重要である。

こうした観点から、金融庁では、地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするべく、様々な取組みを進めてきた。

例えば、地域金融機関等の現場職員が、経験に関わらず、円滑に事業者支援に着手できるよう、2023年3月に、5業種（建設、飲食、小売、卸売、運送）について、「業種別支援の着眼点」をとりまとめた。

また、地域金融機関が早期に経営改善支援を実施できるよう、取引先企業を経営改善支援の必要性に応じて優先順位付けする際のAI技術の活用可能性について、調査・研究を実施した。本調査・研究では、個別金融機関の取引先データを活用した実証事業等を通じて、現場職員が取引先の経営改善支援にあたって支援先の優先順位付けを行う際に活用しうるAIモデルを構築した。

VII 地域課題解決支援チーム・地域金融支援室の取組み（別紙7参照）

2018年10月より、地域課題の解決に取り組みたいという思いをもった金融庁有志職員により「地域課題解決支援チーム」が立ち上げられた。地域の産学官金等の関係者が、地域課題の具体的な解決方法を考えるに当たって、地域課題解決支援チームのネットワークから専門的な知見を有する有識者や実務家を紹介するなど、課題解決の伴走支援を実施してきた。こうした取組みを通じて、提言された企画やスキームが、地方自治体をはじめとする関係者において採用される事例も出てきている。

2022事務年度の主な取組事例は、以下のとおりである。

① 地域主導によるダイアログの主な取組み

北海道旭川市では、人手不足に悩む地域企業を支援することを目的として、地方自治体と地域金融機関が連携し、関係人口の創出・拡大に向けた外部人材活用の事例を創出した。支援チームでは、他地域での取組事例の情報提供等を通じて、この取組みを支援した。また、この事例の横展開や新たなネットワーク形成・事例創出に向け、2023年6月、地方自治体・地域金融機関・旭川財務事務所・支援チーム等が連携し、「旭川市たいせつなファン獲得ミーティング」を開催した。

② 霞が関ダイアログの開催

地域課題解決支援チーム及び地域金融支援室では、中央省庁の担当者の施策を、地域金融機関や地方自治体等の職員に向けて直接発信するオンラインイベントである「霞が関ダイアログ」を開催しており、2022事務年度は、2022年9月に2回、11月に1回、2023年1月、5月にそれぞれ1回の計5回開催した。

同ダイアログでは、中央省庁の担当者が担当する施策を一方向的に紹介するだけでなく、双方向の対話による施策の浸透と新たなネットワーク形成を目的として、地域で課題解決支援を実践する地域金融機関や地方自治体等の参加者が、関心ある施策ごとに分かれて、施策担当者とともにグループディスカッションを行っている。

③ 金融庁と環境省との連携チームによる取組み

金融庁と環境省は、持続可能な地域経済社会の活性化に向けて、両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的に、2021年3月、「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」を発足し、地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援、地域課題解決に資する関係者とのパートナーシップの充実や人材の発掘・育成支援の取組みを実施している。

取組みの一例として、神奈川県平塚市における、地方自治体・信用金庫・商工会議所・信用保証協会の連携を通じた、地域の中小企業の脱炭素化を支援する政策パッケージ（「中小企業脱炭素支援パッケージ（各種補助金等支援制度）」）の策

定への支援がある。金融庁と環境省との連携チームでは、地域関係者間の打ち合わせへの参画や国の各種施策及び他地域の取組事例の情報提供等を通じて、この取組みを支援した。

(注) 上記 I から VII に関する、金融仲介機能のさらなる発揮に向けた、財務局と連携した取組みや地域金融機関の特徴的な取組事例については、「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」(2023年6月28日公表)を参照。

Ⅷ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組み

経営者保証に関するガイドライン（以下、この項目において、ガイドライン）の積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開、円滑な事業承継、再チャレンジ、さらには創業を志す者の起業意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。

一方で、経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面があるが、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。

こうした課題の解決のため、当庁として、以下のような取組みを実施した。

① 「経営者保証改革プログラム」の策定・公表

- 経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、経済産業省・財務省と連名で、「経営者保証改革プログラム」（以下、この項目において、プログラム）を策定・公表（2022年12月23日）。（別紙8参照）
- プログラムの趣旨を踏まえた適切な対応を行うことや、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を公表するよう、金融機関に対して要請（同日）。（別紙9参照）
- プログラムに関する事業者向けパンフレットの作成・公表（2022年4月13日）。（別紙10参照）併せて、事業者団体向けにパンフレットを送付。

プログラムに基づき、

- 金融機関が個人保証を求める場合には、保証契約の必要性等を保証人等に説明し、その結果の記録をするよう、監督指針を改正（2022年12月23日）し、手続きを厳格化（2023年4月1日より適用）。
 - 監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうため、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施（2023年1月～）。
 - 経営者保証専用窓口として「経営者保証ホットライン」を設置（2023年4月3日）し、事業者からの情報提供に対応。
- ② 年末・年度末の金融円滑化要請の際に、金融機関に対して、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」について営業現場の第一線まで浸透、定着を図ることなどを要請（2022年11月28日、2023年3月7日）。また、プログラムの策定・公表に併せて2022年12月23日に要請した事項について、営業現場の第一線の職員等に浸透・定着を図るよう大臣名で要請（2023年3月7日）。（別紙11参

照)

- ③ 当庁ウェブサイトで、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（2022年12月27日、2023年6月30日）。（別紙12参照）
- ④ 当庁ウェブサイトで、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」を一覧性のある形で公表（2022年10月4日、2023年3月17日）。（別紙13参照）
- ⑤ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014年10月の業務開始以降、2023年6月末までに、172件の支援を決定。

Ⅸ 中小企業の事業再生等に関するガイドライン

一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」において、2021年6月に公表された「成長戦略実行計画」を受け、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン（以下、事業再生ガイドライン）」が2022年3月に策定された。これを受け、当庁として、以下の取組みを実施した。

- ① 年末・年度末の金融円滑化要請の際に、金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、事業再生ガイドラインの浸透・定着に努めるよう要請（別紙11参照）。
- ② 金融機関における事業再生ガイドラインに基づく事業再生計画の策定支援の状況のフォローアップを実施。
- ③ 金融機関・支援機関等と事業再生ガイドラインの運用改善に向けた意見交換を実施。

X 金融仲介の質の向上に向けた取組み等

各財務（支）局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を実施した（2022年7月～2023年6月）。具体的には、有識者による事業者支援の取組みに関する講演会や、支援機関と金融機関の職員間の意見交換会、関係省庁とも連携した政府施策の説明会等を実施した。

XI 認定支援機関による経営支援

2012年8月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

なお、2023年6月30日現在で、39,453件の認定支援機関（うち金融機関488件）を認定している。

XII 地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC等を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

XIII 金融の円滑化に向けた取組み

1. 中小企業金融の現状

(1) 金融機関の貸出態度の判断

金融機関の貸出態度に関する判断指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）のうち中小企業向けは、2023年6月期において+15（対前年同月比－3）となっている。（別紙14参照）

(2) 融資残高等

2023年6月の民間金融機関の法人向け融資残高について、中小企業向けが対前年同月比5.2%の増加、中堅・大企業向けが同4.3%の増加となっている。（別紙15参照）

2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

(1) 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア. 貸付条件の変更等の実施状況

リーマン・ショック以降、報告を求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告は、条件変更等の取組みが金融機関に定着してきたことを鑑み、2018年度の計数の報告をもって一旦休止した。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、再度事業者等の資金繰り支援の状況について確認する必要が出てきたことから、条件変更等の取組み状況（金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等）について改めて報告を求め（銀行法第24条等による報告徴求）、実績を公表している。なお、足元の条件変更等の実行率は約99%で推移している。（別紙16参照）

イ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

なお、「金融円滑化ホットライン」は、受け付けている円滑化に係る相談の多くが「金融サービス利用者相談室」に寄せられていることを踏まえ、利

利用者利便の観点から、令和5年7月1日に「金融サービス利用者相談室」に窓口を統一した。

(2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2022年11月28日及び2023年3月7日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を踏まえた金融の円滑化に係る要請を行うとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

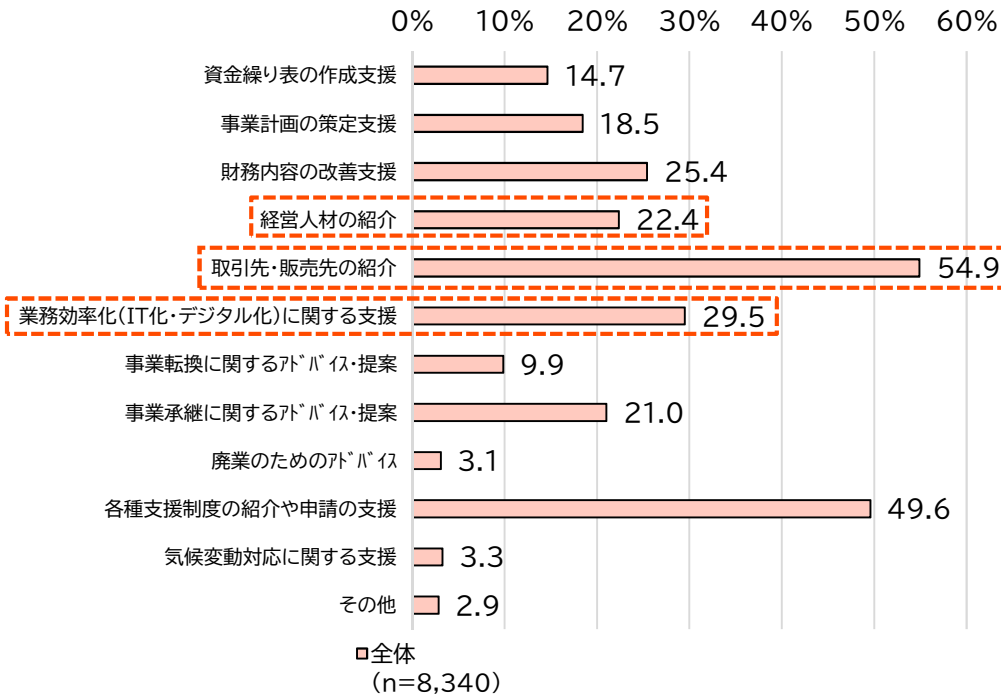
イ. 文書による要請

2022年11月28日や2023年3月7日をはじめとして、累次にわたり、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。(別紙11参照)

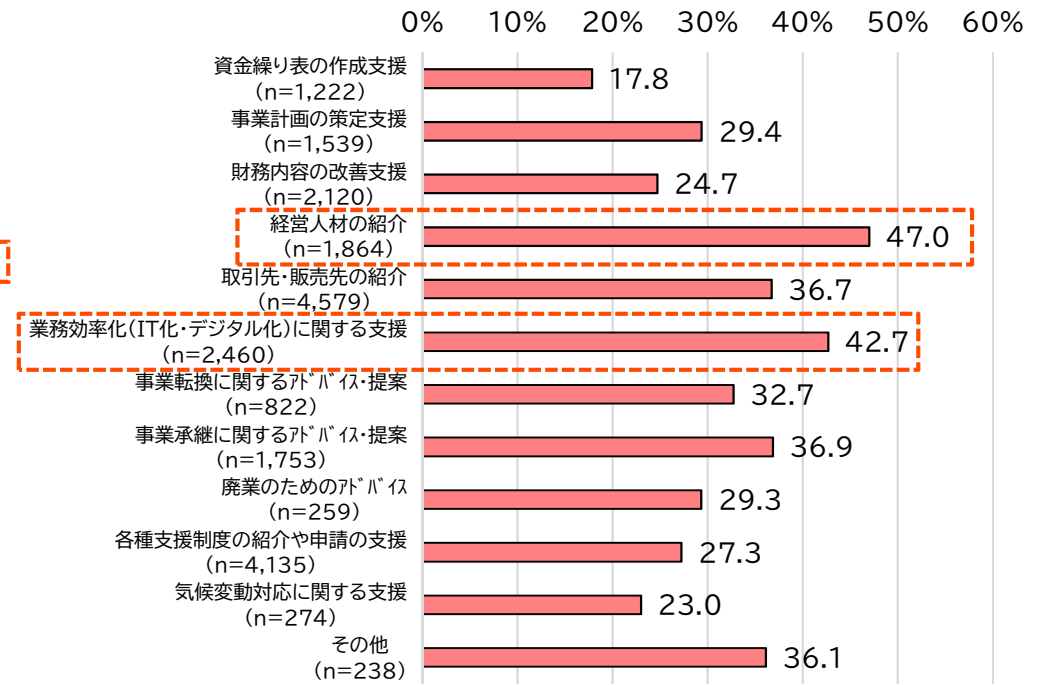
企業アンケート調査の結果

(別紙 1)

金融機関から受けたいサービス



手数料を支払ってもよいサービス



実質無利子・無担保融資(新規融資、既存融資の借換を含む)の利用の有無

実質無利子・無担保融資の借入状況

割合 (%)	実質無利子・無担保融資を受けた			実質無利子・無担保融資を受けなかった
	メインバンクのみから融資を受けた	非メインバンクのみから融資を受けた	メインバンク、非メインバンクのいずれからも融資を受けた	
全体(n=9,894)	31.0	10.2	24.5	34.3

(資料) 金融庁

実質無利子・無担保融資の弁済等の意向

割合 (%)	すでに全額返済した、又は全額返済の目的が立っている	約定弁済を開始した、又は開始したい	リクをした、又ははしたい	借換保証制度を利用した、又は利用したい	その他
全体(n=6,416)	40.1	36.3	7.6	13.3	9.4

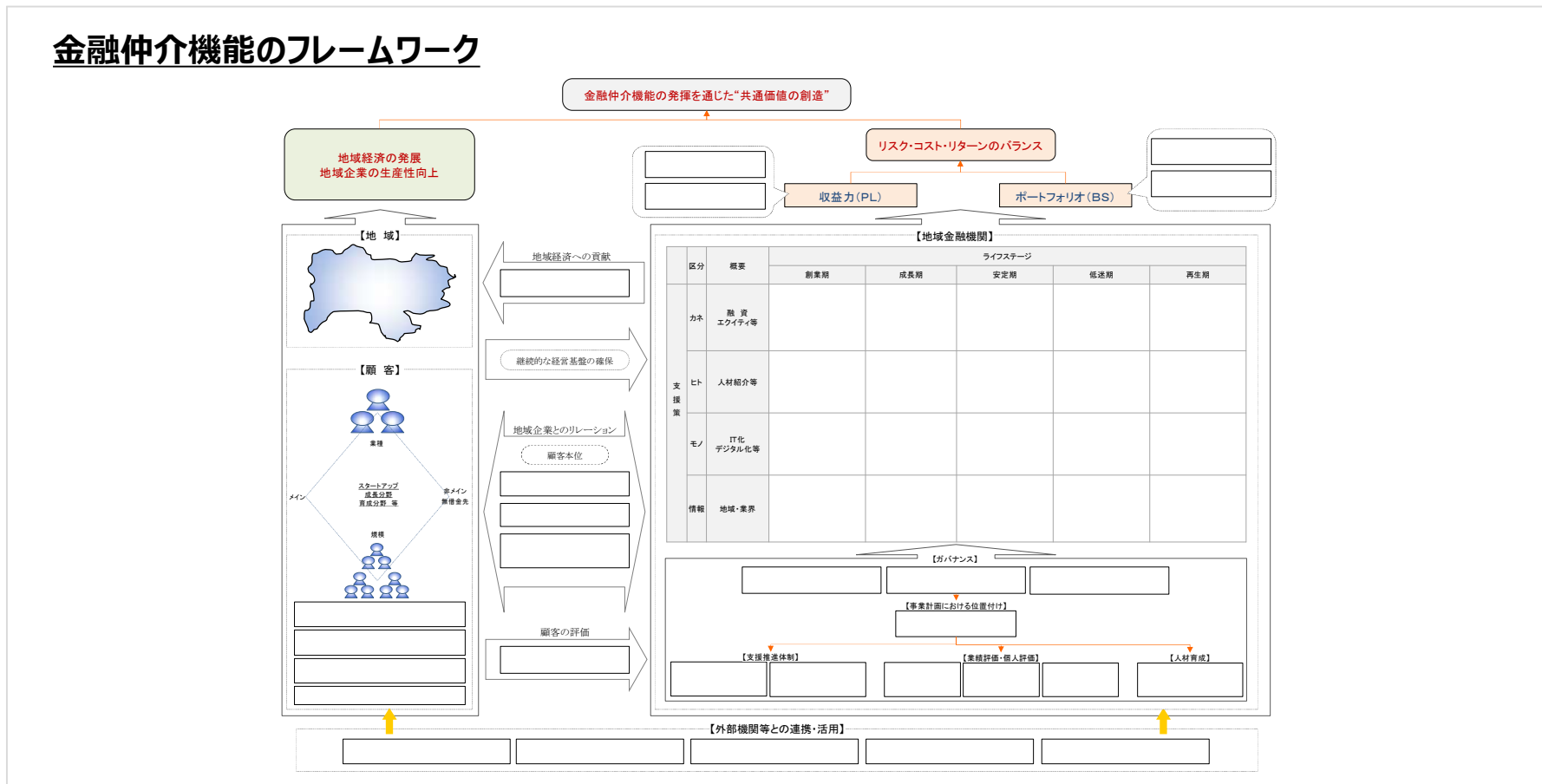
(資料) 金融庁

客観的な自己評価による取組み高度化の後押し

(別紙2)

- 金融機関が自身の**経営理念や事業戦略等を実際の業務に反映し、実現させていくためには、組織における取組みや得られた成果を、客観的に評価・点検し、見直すべき点に対して、必要かつ効果的な改善を図っていく組織運営が重要。**
- 昨今、**地域企業が抱える課題やニーズの多様化に伴い、地域金融機関の業務の幅が広がっており、そのために必要な組織運営も融資業務に留まらない多岐にわたる取組みと成果や目標との関連付けを要する**など、より複雑化している。
- こうした観点を踏まえ、金融機関による**様々な取組みと期待する効果との相互の関係性等を構造的に整理することを通じて「見える化」し、当局と地域金融機関の間で共有するためのフレームワークを試作。**

金融仲介機能のフレームワーク



■ 開催目的

- 厳しい経営環境にある地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを後押しすべく、その環境整備の一環として、
- ✓ 個別の金融機関内や地域金融機関間のみならず、全国の多様なバックグラウンドを持つ者も含め一同に会し、
 - ✓ 関係者の相互理解の醸成、優良事例の共有等を通じ、
 - ✓ 持続可能なビジネスモデルの構築、ひいては地域経済・金融の共通価値の創造に向けた、様々なアイデア・方策の創出が期待できる議論の場を設ける

■ 開催内容

- ✓ 2023年2月20日から、多彩な12のテーマのセッション模様を一斉オンライン配信（金融庁チャンネルで視聴可能）
https://www.youtube.com/playlist?list=PL0cfkMfU1dbn89xQX84CxtsEy_YsXFHNw
- ✓ パネルディスカッションテーマ

地域社会の一員として

信金・信組が行う地域貢献・地域活性化の取組み

地域のサステナビリティ
 ～地域の子供の貧困問題に取り組む意義～

安定的な資産形成の促進と地域連携について

金融サービスのイノベーション

地域金融機関による海外フィンテック企業との協業

スマホ決済が生み出す地域経済活性化

地域金融機関によるフィンテック企業の利活用

地域の事業者のために

今後の事業者支援に向けた支援機関同士の連携と人材育成

事業承継支援を通じた地域の課題解決

世界と日本のスタートアップと、地域企業や地域金融機関の連携

金融機関の組織

多様な人材の活躍に向けて(女性活躍推進による組織活性化)

女性の起業支援 ～地域金融機関が応援できること～

シニア・ミドル世代の活躍(モチベーションアップ)による組織の活性化

事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討

- 幅広い企業に対し、その持続的な成長を促すような資金提供が実施されるためには、**不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を的確に理解し**、その特性に着目した融資を行う必要がある。
- 金融庁では、**事業性に着目した融資実務の発展を後押し**するため、事業成長担保権について検討し、早期の法案提出を目指す。

<新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（2023年6月16日閣議決定）（抄）>

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 年計画の推進

3. 事業不振の場合の総合的な支援策と事業再構築・事業承継等を含めた退出の円滑化

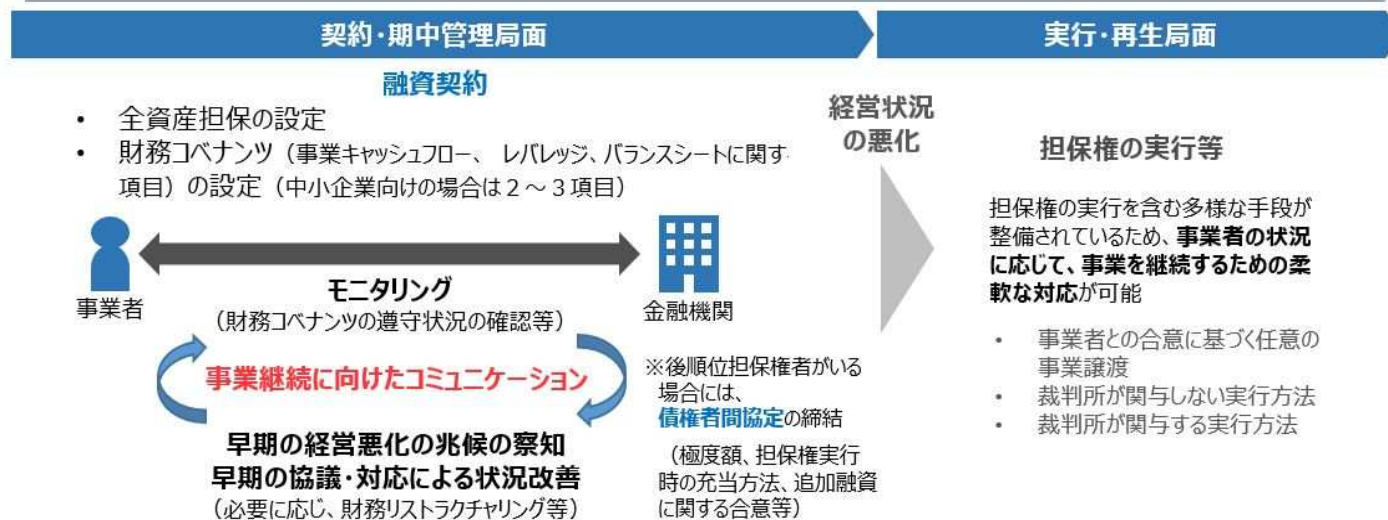
(3) 企業の事業性に着目した資金調達

また、中小企業の経営者へのアンケートによると、経営者保証が経営に与えるネガティブな影響として、早期の事業再生への着手が遅れてしまう、という指摘が半数近くを占める。このため、早期の事業再生への着手のためにも、経営者保証や不動産等の有形資産の担保に依存した融資以外の資金調達の選択肢を定着・普及させていくことが必要である。まずは、経営者保証ガイドラインの活用を徹底し、引き続き、新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合を減少させることを目指す。また、企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し、早期の法案提出を目指す。

米国・英国の全資産担保を活用した融資実務に関する委託調査

我が国における事業性に着目した融資実務の発展において、海外の先行する制度及び実務より有用な示唆を得る観点から、金融庁では、米国・英国における全資産担保を活用した融資の制度や実務慣行に関する委託調査を実施し、2023 年 3 月に報告書を公表した。

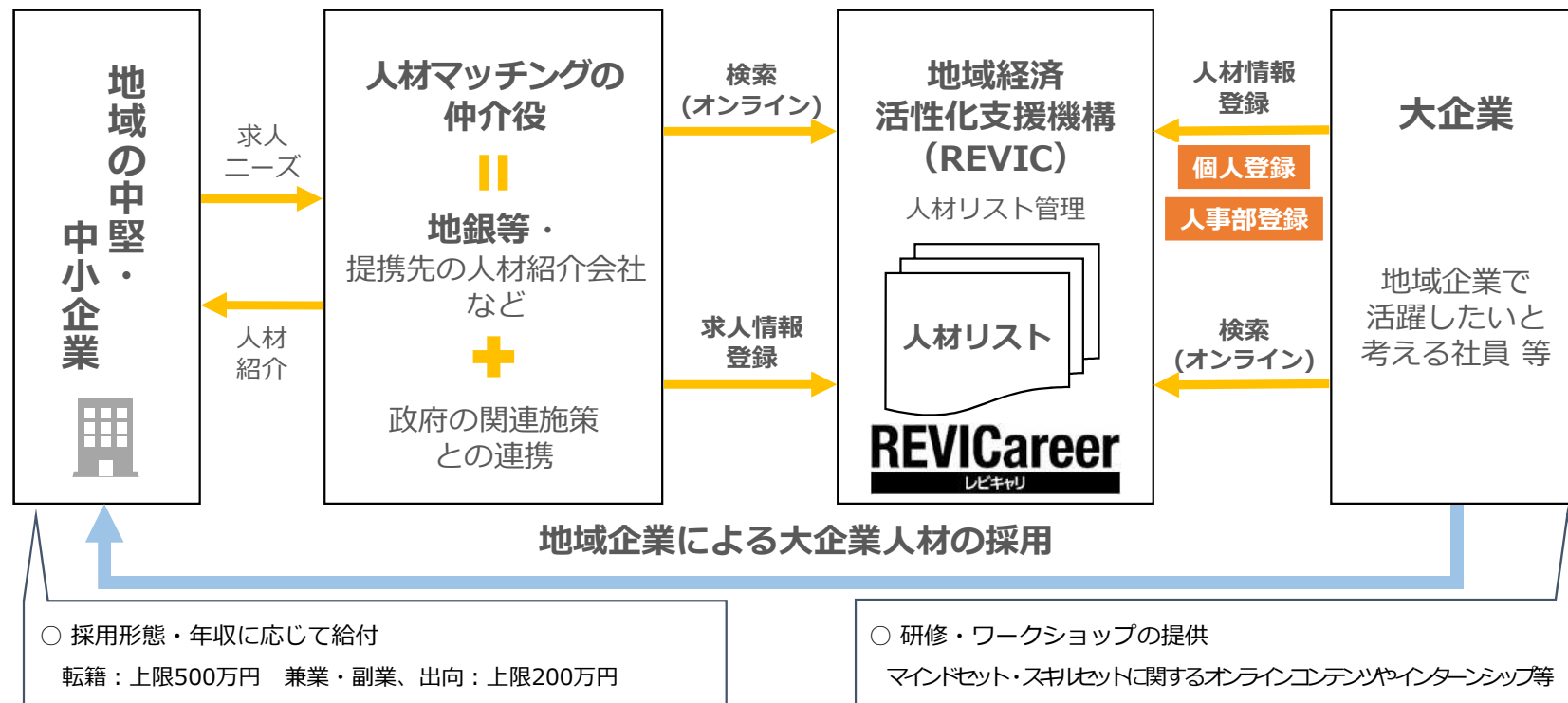
米国・英国の全資産担保融資実務のイメージ



地域企業経営人材マッチング促進事業について

(別紙5)

- ◆ 政府として「地方への新しい人の流れ」の創出に向けた取組みが進む。
- ◆ 金融庁としても、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、**転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、大企業から中堅・中小企業（ベンチャー企業を含む）への人の流れを創出し**、大企業で経験を積まれた方々の各地域における活躍を後押し
 - ✓ 中堅クラスの**兼業・副業、出向** ⇒ 将来の幹部人材として外部で経営に関わる貴重な経験に
 - ✓ シニア世代の方の**転籍** ⇒ 人生100年時代に必要性の高まるセカンドキャリアの獲得機会に

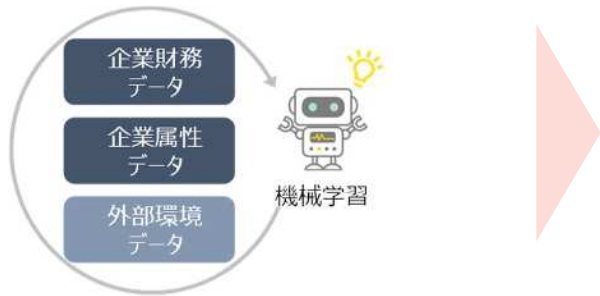


事業者支援の取組みの後押し

(別紙6)

- 地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、AI技術の活用により、担当先それぞれが抱える課題に応じた優先順位付けを行うための**AIモデルの構築**に向けた調査・研究を実施し、構築した汎用モデルの配布を開始

① AIモデルの構築 (プロトタイプ)



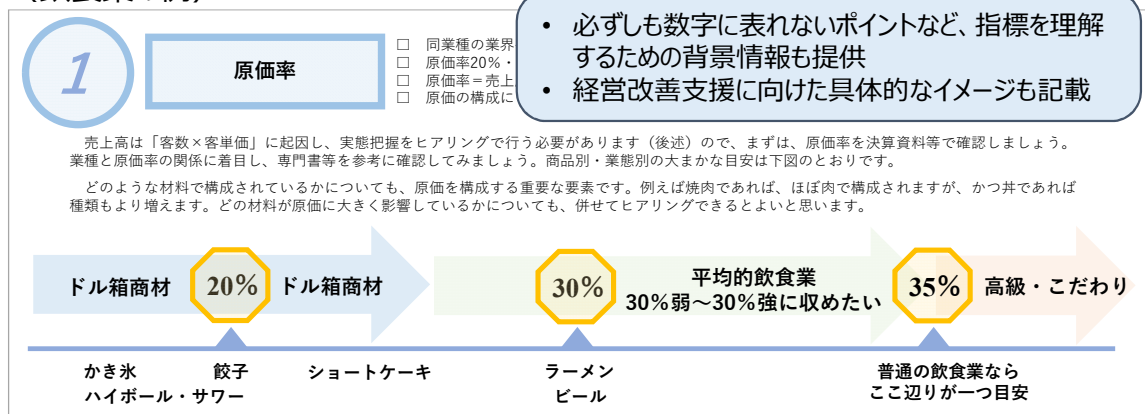
② 結果のアウトプット (経営改善支援先の優先順位付け)

NO	企業名	地域	業種	ポイント
1	●●工業(株)	〇〇県〇〇市	製造業	12
2	(株)△△食品	△△県〇〇市	製造業	25
3	(株)〇〇商店	□□県△△市	小売業	64

(例) 金融機関では、現状業況に問題がない先と認識していたが、ポイントが高いため、経営者と業況等について早期に対話

- 現場職員が事業者支援の適切な初動対応を行うため、業種別に基礎的な着眼点を整理した『業種別支援の着眼点』を公表

(飲食業の例)



(『業種別支援の着眼点』のポイント)

- 5業種(建設業、飲食業、小売業、卸売業、運送業)に関して、事業者支援の基礎的な着眼点をとりまとめ
- 若手や経験年数が浅い現場職員が手に取りやすい分量とレベル
- AI音声による読み上げ動画版や、編集可能なPowerPoint版も公表

業種別支援の着眼点



地域の課題を共有し、解決に向けた「地域課題解決支援チーム・地域金融支援室」による取組み

(別紙 7)

- 地域課題の解決に取り組みたいという思いをもった金融庁有志職員により、「地域課題解決支援チーム」が立ち上げられ、その活動を後押しすることを目的に「地域金融支援室」を設置
- 「地域金融支援室」において、地域経済社会の活性化に向けて協働する「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」(2021年3月発足)を通じて、2022事務年度も環境省と連携した取組みを実施

ダイアログの実施

< 地域主導による主な取組み >

北海道旭川市

地方自治体と金融機関が連携し、兼業・副業人材の活用による事業者支援を通じた関係人口創出事業を実施



神奈川県平塚市

地方自治体・信用金庫・商工会議所・信用保証協会が連携し、事業者の脱炭素・省エネ化に向けた取組の支援体制を構築

霞が関ダイアログ

- 各府省庁と連携し、それぞれの施策を地域の関係者に発信し対話する取組み(2022事務年度は計5回開催)

持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム

- 地域の各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、相互補完関係を構築するとともに、地域外の経済主体とも密接な関係を持ちながら、多面的に連携・共創していく地域経済エコシステムの形成や地域課題の解決を通じた地域経済の活性化や、地域資源の活用を通じた持続可能な地域社会づくりに資する取組みについて、両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的とする。

< 主な連携項目 >

- ① 地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援
- ② 地域課題解決に資する関係者とのパートナーシップの充実や人材の発掘・育成支援
- ③ 地域金融機関におけるSDGs/ESGの実践等を通じた持続可能な地域経済社会の活性化に向けた取組支援

経営者保証改革プログラム

～ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速 ～

2022年12月23日
経済産業省
金融庁
財務省

- 経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。
- このような課題の解消に向け、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めたガイドライン(経営者保証ガイドライン)の活用促進等の取組を進めてきたが、**経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速**させるため、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、**①スタートアップ・創業、②民間融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンス**、の4分野に重点的に取り組む「**経営者保証改革プログラム**」を策定・実行していく。

1. スタートアップ・創業 ～経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進～

- 創業時の融資において経営者保証を求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となる道を拓くべく、**経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進**。

主な施策

- ① スタートアップの創業から5年以内の者に対する**経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設**(保証割合:100%/保証上限額:3500万円/無担保)【相談受付開始:23年2月、制度開始:23年3月】
(※)創業関連保証の利用実績:11,153件(2021年度:法人)
- ② **日本公庫等における創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件緩和**【23年2月～】
(※)創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない融資の実績:約1.6万件(2021年度)
- ③ **商工中金**のスタートアップ向け融資における**経営者保証の原則廃止**【22年10月～】
(※)スタートアップ向け融資の実績:202件(2021年度)
- ④ 民間金融機関に対し、経営者保証を徴求しないスタートアップ向け融資を促進する旨を要請【年内】

2. 民間金融機関による融資 ～保証徴求手続の厳格化、意識改革～

- 監督指針の改正を行い、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者・保証人の納得感を向上させる。
- また、「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の作成、公表の要請等を通じ、経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革を進める。

(1) 金融機関が個人保証を徴求する手続きに対する監督強化

- 主な施策
- ① 金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、事業者・保証人に対して個別具体的に以下の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める。【23年4月～】
 - どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
 - どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか
 - ② ①の結果等を記録した件数を金融庁に報告することを求める。【23年9月期 実績報告分より】
(※) 「無保証融資件数」+「有保証融資で、適切な説明を行い、記録した件数」=100%を目指す。
 - ③ 金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける。【23年4月～】
 - ④ 状況に応じて、金融機関に対して特別ヒアリングを実施。

(2) 経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立に向けた意識改革（取組方針の公表促進、現場への周知徹底）

- 主な施策
- ① 金融機関に対し、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を経営トップを交え検討・作成し、公表するよう金融担当大臣より要請。
 - ② 地域金融機関の営業現場の担当者も含め、監督指針改正に伴う新しい運用や経営者保証に依存しない融資慣行の確立の重要性等を十分に理解してもらうべく、金融機関・事業者向けの説明会を全国で実施。【23年1月～】
 - ③ 金融機関の有効な取組みを取りまとめた「組織的事例集」の更なる拡充及び横展開を実施。

(3) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討（事業成長担保権(仮)）

- 主な施策
- ① 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。【22年11月～】

3. 信用保証付融資 ～経営者保証の提供を選択できる環境の整備(希望しない経営者保証の縮小)～

- 経営者保証ガイドラインの要件(①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保)を充たしていれば経営者保証を解除する現在の取組を徹底。
- その上で、経営者保証ガイドラインの要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証の機能を代替する手法(保証料の上乗せ、流動資産担保)を用いることで、**経営者保証の解除を事業者が選択できる制度を創設**。
- 中小企業金融全体における経営者保証に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるため、信用保証制度で一步前に出た取組を行う。

(1) 信用保証制度における経営者保証の提供を事業者が選択できる環境の整備

主な施策

- ① 経営者の取組次第で達成可能な要件(法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること 等)を充足すれば、保証料の上乗せ負担(事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動)により**経営者保証の解除を選択できる信用保証制度の創設**【24年4月～】
(※)無担保保険の利用件数:40万件、経営者保証徴求比率92%(ともに2021年度(法人))
- ② **流動資産(売掛債権、棚卸資産)を担保とする融資(ABL)に対する信用保証制度**において、**経営者保証の徴求を廃止**【24年4月～】
- ③ 信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、**借換を例外的に認める保証制度(プロパー借換保証)の時限的創設**【24年4月～】
- ④ 上記施策の効果検証を踏まえた更なる取組拡大の検討【順次】 等

(2) 経営者保証ガイドラインの要件を充足する場合の経営者保証解除の徹底

主な施策

- ① 金融機関に対し、信用保証付融資を行う場合には、**経営者保証を解除することができる現行制度の活用**を検討するよう**経済産業大臣・金融担当大臣から要請**。【年内】
- ② 保証付融資が原則として経営者保証が必要であるかのような**誤解が生じない広報の展開**。【年内】

4. 中小企業のガバナンス ～ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現～

- 経営者保証解除の前提となるガバナンスに関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や中小企業活性化協議会の機能強化を行い、**官民による支援態勢を構築**。

主な施策

- ① ガバナンス体制整備に関する経営者と支援機関の目線合わせの**チェックシートの作成**【22年12月】
- ② 中小企業の収益力改善やガバナンス体制整備支援等に関する**実務指針の策定**【22年12月】、収益力改善やガバナンス体制の整備を目的とする支援策（経営改善計画策定支援・早期経営改善計画策定支援）における**支援機関の遵守促進**【23年4月～】
（※）年間計画策定支援件数:2,821件(2021年度)
- ③ 中小企業活性化協議会における収益力改善支援にガバナンス体制整備支援を追加し、それに対応するため体制を拡充【23年4月～】 等

コロナ資金繰り支援

- 上記のような経営者保証改革に取り組むとともに、「**民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する借換保証制度**（100%保証の融資は100%保証で借換え）」（**コロナ借換保証**）を創設することを決定済。
- **コロナ借換保証**については、来年度の民間ゼロゼロ融資の返済開始時期のピークに備え、**2023年1月10日から運用を開始**。
- また、日本政策金融公庫によるスーパー低利融資については、**債務負担が重い事業者（債務償還年数が13年以上）であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう、要件を緩和**。これにより、借換えの円滑化を図る。**2023年2月1日から運用を開始**。

令和4年12月23日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	加藤	勝信
農林水産大臣	野村	哲郎
経済産業大臣	西村	康稔

個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について

個人保証は、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題が存在しており、こうした背景も踏まえ「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」においては、「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を年内に取りまとめる」ことが盛り込まれました。

これを受け、経済産業省・金融庁・財務省においては、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向け、「経営者保証改革プログラム」を策定・公表し、その中には、金融庁における「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等の各種施策が盛り込まれているところです。

これらを踏まえ、以下の事項について、要請いたします。また、「経営者保証改革プログラム」や本要請内容については、政府としても事業者に対し積極的に周知してまいりますので、皆様におかれましても、経営トップから現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に周知・徹底をお願いいたします。

なお、金融庁としては、改正後の監督指針に係る取組状況について、状況に応じて、特別ヒアリング等を実施してまいります。

記

経営者保証一般

1. 公表された経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえ、改めて、「経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」の内容を十分に理解し、適切な対応を行うこと。
2. 個人保証に依存しない融資の一層の促進のため、例えば、停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等、個人保証の機能を代替する融資手法の活用を検討すること。また、停止条件付保証契約におけるコベナンツ要件についてはモニタリング負担も踏まえ、経営者に経営規律を守らせる動機となるような、過度に複雑でない要件とする対応も検討すること。

3. 信用保証協会への信用保証申込の際には、金融機関連携型¹のような、個人保証を不要とする信用保証協会の取り扱いがあることを認識し、信用保証協会と連携のうえ、積極的に個人保証を不要とする取扱いの活用を検討すること。
4. 民間金融機関においては、信用保証協会や政府系金融機関が個人保証を徴求しないと判断した協調融資については、その判断に至った経緯を十分に踏まえ、プロパー融資の個人保証の有無を判断すること。

監督指針（説明・記録化）

5. 民間金融機関においては、改正された監督指針の趣旨・内容について営業現場の第一線まで漏れなく説明し、運用開始までに確実に浸透させること。また、事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことを各金融機関の企業文化として定着させるための態勢を整備すること。
6. 民間金融機関は、保証契約締結時において、ガイドライン第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じ、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すなどにより、事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明に努めること。
7. 民間金融機関は、保証契約締結時において、保証人等へ適切な説明を行い、その結果等を記録した件数を金融庁へ報告できる態勢を整備すること。なお、事務負担軽減の観点から、記録は営業日報等で代用するなど、既存の枠組みでの対応でも差し支えないと考えている。また、金融庁としては、改正後の監督指針の内容が各金融機関の企業文化として定着した暁には「個人保証を徴求せず融資した件数」と「個人保証を徴求した融資で、適切な説明を行い、結果等を記録した件数」の合計が新規融資件数と一致するものと考えている。
8. 民間金融機関においては、今般の監督指針改正が個人保証を制限する趣旨でないことを十分に理解し、貸し渋り、貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう留意すること。

監督指針（取組方針）

9. 民間金融機関においては、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等」について、経営陣を交えて議論し、対外公表すること。当該取組方針等は、『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』の内容も適宜参照のうえ、事業者とよりよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとして利用できる内容となるよう、具体的かつわかりやすい記載で「見える化」するとともに、取組方針等に沿った運用が行われるよう職員への周知徹底等により現場まで浸透させること。

¹ 取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている（または図ろうとしている）等の条件に該当する場合に個人保証を不要とできる制度。

なお、当該取組方針等は、経営者保証に依存しない融資の促進に係る方針に加え、可能であれば、保証人等から保証債務整理の申出があった場合の方針についても盛り込むことが望ましい。

【参考】金融庁『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』

(令和3年10月5日)より抜粋

- 保証徴求の判断や回収に要する時間を、顧客とのリレーション構築に使いたいとの経営トップの考えの下、原則、個人保証を徴求しない取組み。
- 例外を除き、原則個人保証を求めない。例外に該当し、個人保証を徴求する場合は全て本部決裁とし、妥当性を検証のうえ、不要な個人保証を防止する取組み。
- 「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断できた先であれば、他の要件が未充足であっても、原則個人保証を徴求しない取組み。
- 代替融資手法の整備やコベナンツ付保証契約を具体的に制定した取組み。
- 営業店の「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況を確認するためモニタリングを実施し、その結果(好事例・不芳事例)を営業店に還元するとともに、当該モニタリング結果を踏まえ、行員向研修において「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨等を再徹底。

中小企業のガバナンス

10. 「収益力改善支援に関する実務指針」や「ガバナンス体制の整備に関するチェックリスト」を適宜活用し、事業者との対話を通じてガバナンス体制の整備による中小企業の持続的な企業価値の向上に繋げるよう、適切に対応すること。

スタートアップ・創業

11. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月7日閣議決定)において、「スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵」とされた。こうした中、創業時の融資において個人保証を求める慣行は、創業を躊躇させるなど創業意欲の阻害要因となり得るところ、創業時点では企業は必ずしも十分な資力を有していない場合が多いことなどの事情を踏まえ、ガイドラインの要件のうち財務基盤の強化に係るものについて機械的に当てはめることなく、個人保証を求めない対応ができないか、事業の将来性等を踏まえた検討を行うこと。
12. 日本公庫等においては、新たに創業後5年以内のスタートアップ向けに要件を緩和した経営者保証免除特例制度や、無保証で利用可能な資本金劣後ローンなどを積極的に活用するなど、事業者のニーズに適切に対応すること。
13. 民間金融機関においては、事業者のニーズに応じて、これらの日本公庫等の制度を紹介するとともに、新たに信用保証協会に措置されるスタートアップ創出促進保証を積極的に利用すること。また、こうした制度を利用する事業者に対し、日本公庫等や信用保証協会と協調で資金供給を行うなどの連携に努めること。さらに、創業後6年目以降の事業者の資金ニーズへの対応については、民間金融機関の果たす役割が大きくなっていくことも踏まえ、早期の段階から事業者の状況を積極的に把握しつつ、必要に応じ、事業者の将来の展望も踏まえた支援に努めること。

(以 上)

事業者の皆様へ

経営者保証改革プログラム

～個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組み～

経営者保証改革プログラムに基づく新たな経営者保証に関する取り組みが、
2023年4月1日よりスタートします。



「経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策」について、
詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。

https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html

Q1 経営者保証改革プログラムで何が変わるの？

- 金融機関が経営者等と保証契約を締結する際の監督を強化 ⇒Q2～Q4 参照
- 金融庁に経営者保証に関する相談窓口「経営者保証ホットライン」を設置 ⇒Q3 参照
- 金融機関の意識改革に向けた経営者保証に関する取組方針の公表 ⇒Q5 参照

Q2 保証契約を締結する際に何が変わるの？

保証契約を締結する際の金融機関の対応が変わります

金融機関は経営者保証の必要性等について詳細な説明が必要になります

経営者等との間で保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について、「経営者保証に関するガイドライン※」に基づき主債務者と保証人に対して、個別具体的に以下の説明をすることを金融機関に求めています。

- どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
- どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか

※中小企業・経営者・金融機関の自主的ルールで、法的拘束力はないものの、自発的に尊重し、遵守することが期待されています。

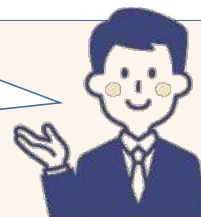


今回、新規融資を受けるにあたり、なぜ経営者保証が必要になるのか教えてもらえるかな。

「経営者保証に関するガイドライン」には、中小企業者が、以下の要件を将来に亘って充足できると見込まれる場合には、経営者保証を求めない可能性がある旨、記載がされております。

1. 法人個人の一体性の解消
2. 財務基盤の強化
3. 財務状況の適時適切な情報開示

御社においては、●●の要件が、不十分と考えられることから、経営者保証が必要となっております。なお、今後、要件充足の目処がたったと判断できた場合には、経営者保証の解除を検討することも可能です。



法人個人の一体性解消・・・社長個人の私的な飲食費を会社の経費としない、事業上必要のない法人から経営者への貸付は行わない。等
財務基盤の強化・・・借入について、法人のみの資産・収益力で返済が可能。等
財務状況の適時適切な情報開示・・・取引金融機関に試算表などを定期的に提出し、業況を報告している。等

Q3 事業者・保証人は何をすればいいの？

金融機関に保証契約が必要な理由をお尋ねください

経営者保証解除に向けた対応を検討することができるようになります

- 改正後の監督指針では、保証契約を締結する際に、保証契約の必要性等について、事業者や保証人により詳細に説明することを金融機関に求めています。
- 新規融資契約時等に保証契約を締結する際は、なぜ保証契約が必要なのか、どうすれば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかを金融機関にお尋ねください。

経営者保証を解除するための要件は理解したが、具体的に何をすればいいかわからない

金融機関から、経営者保証の必要性等に関する詳細な説明がなかった

「中小企業活性化協議会」では、収益力等の改善支援に向けた取り組みを行っています。

詳しくは、お取引の金融機関、もしくは各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談下さい。

(中小企業活性化協議会ホームページ)



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>

- 金融機関から適切な説明がない
- 保証の解除をお願いしても真剣に聞いてくれない

等の情報がございましたら、金融庁の専用相談窓口にご相談下さい。

【経営者保証ホットライン】

☎ : 0570-067755

受付時間 : 平日 10 時～17 時

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q4 金融機関の対応が厳しくならないか心配

貸し渋り・貸し剥がしを行わないように要請しています

- 万が一、貸し渋りや貸し剥がしの対応を受けた、そのように誤解を生じさせる発言が金融機関からあった場合は、上記の経営者保証ホットライン※にご相談下さい。
- なお、今回の監督指針の改正は経営者保証を制限する趣旨ではありません。そのため、個人保証の可否については、引き続き各金融機関の判断によります。

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q5

金融機関の取組方針はどんな内容なの？

金融機関の経営者保証に対する考え方を示したものです

金融機関の意識改革を進めるため、金融機関のホームページ等において、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を公表するよう要請しました。

金融担当大臣名で以下の内容を金融機関に要請しています

- ① 民間金融機関は、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等」について、経営陣を交えて議論し、対外公表すること。
- ② 事業者とよりよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとして利用できる内容となるよう、「具体的かつわかりやすい記載で「見える化」すること。
- ③ 取組方針等に沿った運用が行われるよう営業現場まで浸透させること。

事業者の方も金融機関の方針が確認できるようになります

取組方針を通じて金融機関とコミュニケーションをとることが可能になります

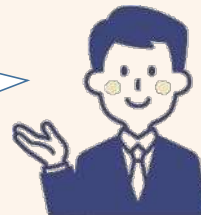
今後は各金融機関が経営者保証に対する考え方や取組方針を公表します。事業者の皆様も金融機関のホームページ等で取組方針を確認できるようになります。

※金融機関によって、取組方針の公表タイミングは異なります



ホームページで御行の取組方針を見たけれど、●●という方針なのだね。知らなかったよ。私の経営者保証はどうなるか教えてもらえるかな。

以前は■ ■という方針でしたが、今回、「経営陣を交えて議論を行った結果、方針は● ●になりました。」そのため、御社が▲ ▲を充足すれば、今後は経営者保証なく借入ができる可能性が高まります。



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日10時～17時）

☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

令和4年11月28日

(各業界団体等代表者) 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 野村 哲郎
経済産業大臣 西村 康稔

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

足下では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や世界的な物価高騰への対応等で、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する状況です。また、資金需要の高まる年末、年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による厳しい環境が続く中、金融機関による、経営改善・事業転換・事業再生支援等の必要性も、更に高まっていくと考えられます。

こうした中、政府においては、10月28日、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を決定し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰りを支援するほか、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業・小規模事業者の収益力改善・債務減免を含めた事業再生・再チャレンジを支援することで、過剰債務を克服し、未来につなげるべく、信用保証制度において、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度を創設するとともに、資本金性資金(劣後ローン)への転換による資金繰り円滑化等を図ることとしたこと等も踏まえ、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「中小企業の金融の円滑化等に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や世界的な物価高騰への対応等様々な課題に直面する中、足下の経営環境の変化、資金需要の高まる年末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き

続き徹底すること。加えて、観光分野も含めて、飲食業・宿泊業の事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けてきており、そうした中で実質無利子・無担保融資等の元金返済の開始に直面することを踏まえ、例えば、政府系金融機関においては経営相談窓口を設置する等、官民の金融機関等において、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すること。

2. 貸付条件の変更等の実行率は極めて高い水準で推移しているものの、事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、すでに元金返済を開始している事業者や2度目、3度目の条件変更の相談の事業者も含め、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換え等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。なお、コロナで積み上がった債務の返済負担軽減に加え、新たな資金需要にも対応するため、政府として、借換え需要等に対応する新たな保証制度を創設することとしており、こうした制度の積極的な活用に向け、各金融機関が保証協会等と連携を図りつつ、同制度の円滑かつ迅速な実施に向けた準備を行うこと。
3. 民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換え、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い¹を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。
4. 各種補助金等の支給までの間に必要となる資金を含め、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金等²について、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。その際、今後創設する借換え需要等に対応する新たな保証制度や、日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）、申込期限が延長されたセーフティネット貸付（物価高騰対策）等の積極的な活用を努めること。また、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。また、事業内容や事業者のニーズに応じ、政府系金融機関の資本金劣後ローンは勿論のこと、民間金融機関においても、資本金劣後ローンを活用した協調融資、売掛債権担保融資等の様々な手法を活用しながら、事業者の財務基盤の強化、資金繰り支援等に万全を期すこと。

¹ 詳細は、金融庁 HP “「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について”

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>) を参照。

² 例えば、DX 投資を通じた非接触型ビジネスモデルへの転換といった新分野進出等の前向きな取組に向けた投資に要する資金等。

5. こうした資金繰り支援に加え、官民金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等の支援機関が密に連携し、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に掲げられた保証期間 15 年以内の経営改善サポート保証や保証付 DDS 等の施策や中小企業庁及び中小企業活性化全国本部が作成した「中小企業活性化協議会における業種別支援事例集」も活用しつつ、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含めた事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。
6. 5. の総合的支援に当たっては、資本性資金の供給や債権買取等が可能な株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の全国をカバーするファンド（復興支援ファンド等）や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）等の組成・活用についても真摯に検討すること。また、官民金融機関は、事業者からの相談に適切に対応できるよう、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の趣旨・内容を営業現場の第一線まで確実に浸透させるとともに、増大する債務に苦しむ事業者の事業再生計画の策定を積極的・継続的に支援し、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含め、事業再生計画の成立に向け、真摯に協議・検討を行うこと。
7. 実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかになることがないように、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、据置期間中のみならず同期間経過後も含めて能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。
8. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着に努めるとともに、新規融資等における根保証・根抵当の設定は必要な範囲に留め、返済が完了した際には、顧客意向を踏まえた対応に努めること。また、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」について営業現場の第一線まで浸透・定着を図り、経営者の個人破産の回避に向け、経営者等から保証債務整理の申出があった場合には誠実に対応すること。その際、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定支援（経営者の再チャレンジ支援）の活用も検討するほか、再チャレンジに向けた事業者の資金繰り支援についても柔軟に対応すること。なお、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策については、本年中にとりまとめる予定であり、それらを踏まえ、別途改めて要請する。
9. 引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

以 上

令和5年3月7日

各業界団体等代表者 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	加藤	勝信
農林水産大臣	野村	哲郎
経済産業大臣	西村	康稔

年度末における事業者に対する金融の円滑化等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響がこれまで長期に及んできたところですが、足下では、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて、特段の事情が生じない限り、5月8日から、5類感染症とすることを政府として決定したところですが、こうしたことを受け、我が国は、社会経済活動の正常化が進みつつあり、日本経済は本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく時期に差し掛かっております。他方、3年超にわたる新型コロナウイルス感染症及び昨今の物価高騰等の影響を受け、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する状況です。

大きく傷ついた日本の経済社会を立て直す上で、こうした事業者に対する支援は喫緊の課題です。

官民の金融機関等におかれては、足下、年度末の資金需要に万全を期すことは勿論のこと、更なる事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、「中小企業の金融の円滑化等に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響や世界的な物価高騰等への対応等様々な課題に直面する中、足下の経営環境の変化、資金需要の高まる年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底すること。加えて、観光分野も含めて、飲食業・宿泊業の事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けてきており、そうした中で実質無利子・無担保融資等の元金返済の開始に直面されている中において、例えば、政府系金融機関に設置された経営相談窓口を活用する等、官民の金融機関等において、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すること。

2. 貸付条件の変更等の実行率は極めて高い水準で推移しているものの、事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、すでに元金返済を開始している事業者や2度目、3度目の条件変更の相談の事業者も含め、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換え等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、事業者の年間返済額の軽減を図る観点から、実質無利子・無担保融資（民間ゼロゼロ融資）からの借換えに加え、既往の信用保証協会付き融資からの借換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の活用を積極的に提案し、伴走支援に努めるなど、事業者に寄り添った対応を徹底すること。

3. 民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換え、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い¹を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。

4. 各種補助金等の支給までの間に必要となる資金を含め、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金等²について、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。その際、新たな資金需要にも対応できるコロナ借換保証や、申込期限が本年9月末まで延長された日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）、資本性劣後ローン及びセーフティネット貸付（物価高騰対策）等の積極的な活用を努め、借換えや新規融資の円滑化を図ること。

特に、本年2月より、日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資については、債務負担が重い事業者（債務償還年数が13年以上）であれば、売上減少要件を満たしていなくても融資対象となるよう要件を緩和したところであり、増大する債務に苦しむ事業者に対しては、こうした緩和を周知の上、活用を促すこと。

加えて、日本政策金融公庫及び民間金融機関においては、資本性劣後ローンについて、実質無利子・無担保融資等からの借換え促進も念頭に、協調融資商品の組成拡大に努めること。日本政策金融公庫においては、事業者が民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画書を策定していれば対象となることを周知の上、活用を促

¹ 詳細は、金融庁 HP “「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について”

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>)を参照。

² 例えば、DX投資を通じた非接触型ビジネスモデルへの転換といった新分野進出等の前向きな取組に向けた投資に要する資金等。

すこと。周知にあたっては、認定支援機関が所属する税理士・中小企業診断士等の関係団体はもちろん、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体にも徹底すること。

なお、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。

5. こうした資金繰り支援に加え、官民金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等の支援機関が密に連携し、保証期間 15 年以内の経営改善サポート保証や本年 1 月末より要件を緩和して対象を大幅に拡充した信用保証付 DDS 等の施策や中小企業庁及び中小企業活性化全国本部が作成した「中小企業活性化協議会における業種別支援事例集」、金融庁が今後公表予定の「業種別支援の着眼点」も活用しつつ、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含めた事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。商工組合中央金庫においても、これまで確立してきた経営改善・再生支援のノウハウを最大限活用して、率先して支援に努めること。
6. 5. の総合的支援に当たっては、資本性資金の供給や債権買取等が可能な株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の全国をカバーするファンド（復興支援ファンド等）や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）等の組成・活用についても真摯に検討すること。
7. 官民金融機関は、事業者からの相談に適切に対応できるよう、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の趣旨・内容を営業現場の第一線まで確実に浸透させるとともに、増大する債務に苦しむ事業者の事業再生計画の策定を積極的・継続的に支援し、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含め、事業再生計画の成立に向け、真摯に協議・検討を行うこと。
8. 実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかになることがないよう、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、据置期間中のみならず同期間経過後も含めて能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。
9. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて、令和 4 年 12 月 23 日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について」において要請された事項について、営業現場の第一線の職員等に浸透・定着を図るよう徹底すること。商工組合中央金庫については、スタートアップ向け融資における経営者保証を原則廃止したが、スタートアップのみならず、より幅広く経営者保証に依存しない融資の実行に努めること。併せて、「廃業

時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」についても営業現場の第一線まで浸透・定着を図り、経営者の個人破産の回避に向け、経営者等から保証債務整理の申出があった場合には誠実に対応すること。その際、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の特定支援（経営者の再チャレンジ支援）の活用も検討するほか、再チャレンジに向けた事業者の資金繰り支援についても柔軟に対応すること。

10. 引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

以 上

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	2021年度		2022年度	
	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	380,864	352,958	401,617	410,638
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	479	485	424	426
③ 保証契約を解除した件数(※3)	39,999	38,208	37,728	41,160
④ 合計【④ = ①+②+③】	421,342	391,651	439,769	452,224

	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月
⑤ メイン行(※4)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	103	121	96	131

	2021年度		2022年度	
	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月
⑥ 新規融資件数	1,254,779	1,188,046	1,210,890	1,238,045
⑦ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑦ = (①+②)÷⑥】	30.4%	29.7%	33.2%	33.2%
	30.1%		33.2%	

【代表者の交代時における対応】

	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月	2022年4月-9月	2022年10月-2023年3月
⑧ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,739 (9.5%)	2,649 (10.2%)	2,743 (10.2%)	3,067 (11.6%)
⑨ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	14,023 (48.6%)	13,610 (52.3%)	12,775 (47.3%)	12,236 (46.2%)
⑩ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	10,815 (37.5%)	8,750 (33.6%)	10,586 (39.2%)	10,306 (38.9%)
⑪ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,296 (4.5%)	1,028 (3.9%)	889 (3.3%)	861 (3.3%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行100行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合146組合(全国信用協同組合連合会を含む)の合計533機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。

経営者保証に依存しない融資に関する取組状況
～金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI) ～
令和4年度上期 (4月～9月)

主要行等

令和5年3月現在

銀行名	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	指標2. 事業承継時における保証徴求割合 (4 類型)				銀行が公表を行ったウェブページアドレス (URL)
	(①+②+③+④)/⑤	新旧両経営者から保証徴求 ⑥/ (⑥+⑦+⑧+⑨)	旧経営者のみから保証徴求 ⑦/ (⑥+⑦+⑧+⑨)	新経営者のみから保証徴求 ⑧/ (⑥+⑦+⑧+⑨)	経営者からの保証徴求なし ⑨/ (⑥+⑦+⑧+⑨)	
みずほ銀行	48.6%	3.0%	73.7%	16.2%	7.1%	https://www.mizuho-bank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf
三菱UFJ銀行	53.4%	6.6%	50.9%	27.8%	14.7%	https://www.bk.mufg.jp/hojin/info/pdf/keieishahosho_guideline.pdf
三井住友銀行	61.5%	5.8%	37.9%	48.9%	7.4%	https://www.smbc.co.jp/keieisyahosyo/resources/pdf/keieisyahosyo_guideline02.pdf
りそな銀行	50.3%	0.7%	41.9%	46.6%	10.8%	https://www.resonabank.co.jp/hojin/keieisyahosyo/
三菱UFJ信託銀行	100.0%	—	—	—	—	https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/pdf/kinyu_torikumi.pdf
みずほ信託銀行	64.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	https://www.mizuho-tb.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/guidelines_torikumi.pdf
三井住友信託銀行	75.7%	0.0%	0.0%	91.7%	8.3%	https://www.smtb.jp/-/media/tb/general/facilitation/pdf/management-guarantee.pdf
SBI新生銀行	90.6%	—	—	—	—	https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sites/pdf/keieisyahosyo_guideline.pdf
あおぞら銀行	95.5%	—	—	—	—	https://www.aozorabank.co.jp/hojin/guideline/pdf/hosyo.pdf

(注1) 上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したものです。

なお、指標2において事業承継実績がない場合は「—」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。

(注2) 銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス (URL) は予告なく変更、削除されることがある。

経営者保証に依存しない融資に関する取組状況
～金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）～
令和4年度上期（4月～9月）

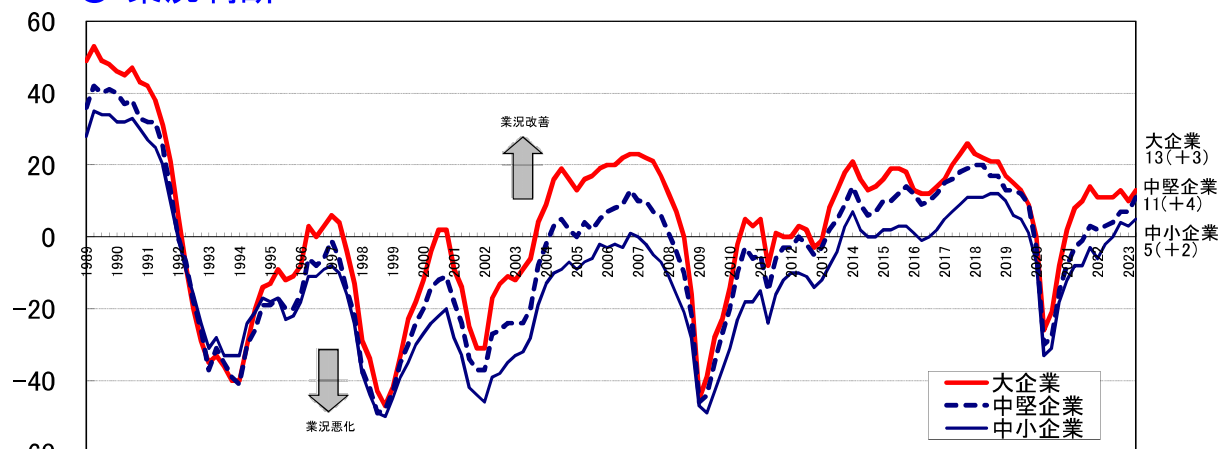
令和5年3月現在

地域銀行	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	指標2. 事業承継時における保証徴求割合（4類型）				銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス（URL）	
		(①+②+③+④) / ⑤	新創再経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求		経営者からの保証徴求なし
			⑥ / (⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦ / (⑥+⑦+⑧+⑨)	⑧ / (⑥+⑦+⑧+⑨)		⑨ / (⑥+⑦+⑧+⑨)
北海道銀行	59.8%	0.0%	71.6%	14.9%	13.4%	https://www.hokkaidobank.co.jp/keisetsu/kyougi/guide.html	
北洋銀行	47.1%	2.8%	10.3%	71.8%	15.1%	https://www.hokuryokubank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
青森銀行	35.7%	1.4%	59.4%	31.6%	7.5%	https://www.aomori-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
みちのく銀行	35.2%	0.0%	38.1%	54.8%	7.1%	https://www.michinoku-bank.co.jp/about/company/kyougi.html	
岩手銀行	57.3%	0.0%	33.6%	54.1%	12.3%	https://www.iwatebank.co.jp/assets/pdf/20230320_kpi.pdf	
東北銀行	33.9%	0.0%	47.2%	46.1%	6.7%	https://www.tohoku-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
北日本銀行	52.5%	0.0%	0.0%	76.5%	23.5%	https://www.hokuriku-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
七十七銀行	43.3%	3.1%	0.0%	75.0%	21.9%	https://www.77bank.co.jp/pdf/kyougi/guide_line_hosyo_202209.pdf	
仙台銀行	61.4%	0.0%	45.9%	40.5%	13.5%	https://www.sendai-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
秋田銀行	48.0%	0.0%	58.7%	37.4%	3.8%	https://www.akita-bank.co.jp/kyougi_hosyo_guide.html	
北都銀行	33.8%	10.1%	39.9%	44.2%	5.8%	https://www.hokuto-bank.co.jp/news/pdf/2022_guide_line.pdf	
荘内銀行	28.6%	8.5%	50.7%	36.6%	4.2%	https://www.chuon-bank.co.jp/information/factbook/kyougi/kyougi.html	
山形銀行	39.8%	0.0%	0.0%	93.0%	7.0%	https://www.yamagatibank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
ぎらや銀行	33.6%	12.0%	36.0%	48.0%	4.0%	https://www.girayabank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
東邦銀行	37.2%	0.9%	38.4%	45.9%	14.8%	https://www.tohobank.co.jp/pdf/kyougi_28.pdf	
福岡銀行	26.9%	0.0%	21.3%	66.0%	12.8%	https://www.fukuokibank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
大東銀行	28.3%	3.6%	57.8%	31.3%	7.2%	https://www.daitobank.co.jp/investor/csr/pdf/2023-2024-122.pdf	
常盤銀行	46.8%	5.8%	61.0%	23.3%	9.9%	https://www.joyobank.co.jp/relation/ship/pdf/kpi.pdf	
筑波銀行	37.4%	0.0%	77.0%	20.7%	2.3%	https://www.tskubank.co.jp/efforts/	
足利銀行	38.8%	1.5%	68.4%	25.3%	4.8%	https://www.ashibank.co.jp/pdf/kyougi_guide_line_202209.pdf	
栃木銀行	38.8%	0.0%	20.8%	54.2%	25.0%	https://www.tochigibank.co.jp/common/pdf/data07.pdf	
群馬銀行	36.9%	0.3%	49.9%	46.0%	3.9%	https://www.gunma-bank.co.jp/about/csr/kyougi/kyougi.html	
東海銀行	45.5%	0.0%	0.0%	75.8%	24.2%	https://www.tohai-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
埼玉りそな銀行	45.9%	1.3%	50.6%	41.3%	6.9%	https://www.saiwaibank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
武蔵野銀行	45.4%	0.0%	35.4%	57.0%	7.6%	https://www.musashino-bank.co.jp/company/kyougi.html	
千葉銀行	32.3%	0.4%	43.5%	50.9%	5.2%	https://www.chiba-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
千葉興業銀行	26.9%	0.0%	22.9%	64.6%	12.5%	https://www.chiba-kyougaku-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
京葉銀行	41.5%	3.3%	14.2%	80.8%	1.7%	https://www.keiyo-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
みらい銀行	39.8%	3.0%	0.0%	84.2%	12.7%	https://www.kirabishinbank.co.jp/files/pdf/6545	
東日本銀行	47.1%	1.3%	18.8%	67.5%	12.5%	https://www.tokai-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
東京スター銀行	92.9%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	https://www.tokyo-star-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
横浜銀行	41.5%	2.5%	67.1%	24.6%	5.8%	https://www.yokohama-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
神奈川銀行	15.6%	7.1%	0.0%	92.9%	0.0%	https://www.kanagawabank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
第四北越銀行	33.1%	4.3%	43.2%	45.4%	7.0%	https://www.daiyokubank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
大光銀行	36.6%	7.2%	8.1%	75.7%	9.0%	https://www.taikobank.jp/guide/lines/	
山梨中央銀行	35.4%	0.0%	26.4%	67.8%	5.7%	https://www.yamanashi-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
八十二銀行	40.2%	0.4%	43.3%	56.3%	0.0%	https://www.hachijuu-ni-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
長野銀行	37.5%	0.0%	18.7%	65.6%	15.6%	https://www.nagano-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
北陸銀行	36.8%	3.3%	9.0%	72.4%	15.3%	https://www.hokuriku-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
富山銀行	26.3%	0.0%	50.9%	36.8%	12.3%	https://www.toyama-bank.co.jp/pazes/kibunushi/kpi.pdf	
富山第一銀行	39.5%	0.0%	4.8%	52.4%	42.9%	https://www.first-bank.co.jp/info/detail?id=2282	
北國銀行	86.9%	6.7%	0.0%	18.9%	74.4%	https://www.hokoku-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
福井銀行	42.2%	12.3%	30.9%	49.4%	7.4%	https://www.fukui-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
福智銀行	30.5%	0.0%	14.7%	52.9%	32.4%	https://www.fukuchuu-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
大垣共立銀行	32.6%	0.9%	43.8%	50.3%	5.0%	https://www.ohtsuka-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
十六銀行	35.6%	0.0%	65.2%	3.5%	31.3%	https://www.juroku-bank.co.jp/about/kyougi/kyougi.html	
静岡銀行	38.0%	17.3%	40.7%	37.9%	4.1%	https://www.shizuoka-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
スルガ銀行	35.6%	0.0%	37.5%	62.5%	0.0%	https://www.suruga-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
清水銀行	40.2%	0.0%	56.7%	32.1%	11.2%	https://www.shimizu-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
静岡中央銀行	21.9%	0.0%	21.7%	76.7%	1.7%	https://www.shizuoka-chuobank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
愛知銀行	47.3%	1.2%	23.8%	61.0%	14.0%	https://www.aichi-bank.co.jp/company/efforts/pd/kyougi.html	
名古屋銀行	39.7%	0.0%	21.7%	67.1%	11.2%	https://www.meiji-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
中京銀行	39.2%	0.0%	73.4%	24.9%	1.7%	https://www.nakagyo-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
三十三銀行	28.7%	0.0%	2.9%	93.3%	3.8%	https://www.33bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
百五銀行	37.6%	0.0%	47.2%	48.5%	4.4%	https://www.hyokubank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
滋賀銀行	35.7%	7.6%	58.1%	16.1%	18.2%	https://www.shiga-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
京都市銀行	38.0%	0.8%	43.7%	50.6%	4.9%	https://www.kyoto-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
関西みらい銀行	35.9%	0.4%	57.4%	37.0%	5.3%	https://www.kansai-mirai-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
池田泉州銀行	45.1%	3.5%	6.9%	89.7%	0.0%	https://www.ikeda-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
但馬銀行	38.6%	0.0%	20.5%	65.9%	13.6%	https://www.tanuma-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
みなと銀行	38.1%	1.8%	30.6%	59.9%	7.6%	https://www.minato-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
南都銀行	69.1%	8.9%	34.4%	52.2%	4.4%	https://www.nanto-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
紀伊銀行	25.3%	5.3%	52.5%	35.0%	7.2%	https://www.wakayama-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
鳥取銀行	35.6%	3.6%	54.5%	27.7%	14.3%	https://www.tottori-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
山陰合同銀行	61.7%	0.8%	47.0%	36.9%	15.3%	https://www.gokin.co.jp/common/p/kyougi/kyougi.html	
島根銀行	29.6%	0.0%	0.0%	91.7%	8.3%	https://www.shimane-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
中国銀行	42.7%	1.9%	57.4%	31.4%	9.3%	https://www.chugoku-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
トヨタ銀行	31.0%	0.7%	6.4%	80.0%	12.9%	https://www.toyota-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
広島銀行	61.1%	2.3%	9.7%	26.2%	61.7%	https://www.hiroshima-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
もみじ銀行	34.1%	1.0%	71.0%	25.5%	2.5%	https://www.momiji-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
山口銀行	48.1%	4.3%	66.7%	24.7%	4.3%	https://www.yamaguchi-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
西京銀行	75.6%	0.0%	0.0%	12.5%	87.5%	https://www.seikyobank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
阿波銀行	50.3%	2.9%	54.7%	29.9%	12.6%	https://www.apo-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
徳島大正銀行	31.1%	6.8%	63.0%	25.3%	4.9%	https://www.tokushima-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
百十四銀行	36.2%	6.7%	63.9%	21.8%	7.6%	https://www.hyogo-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
香川銀行	32.6%	2.6%	73.7%	21.1%	2.6%	https://www.kagawa-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
伊予銀行	35.8%	0.6%	27.7%	59.5%	12.1%	https://www.yuyubank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
愛媛銀行	25.0%	6.1%	19.2%	49.5%	25.3%	https://www.ehime-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
四国銀行	33.0%	5.9%	4.9%	69.6%	19.6%	https://www.shikoku-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
高知銀行	29.0%	5.0%	35.5%	55.4%	4.1%	https://www.kochi-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
福岡銀行	38.4%	0.0%	64.2%	26.7%	9.2%	https://www.fukuoka-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
筑邦銀行	24.9%	0.0%	0.0%	88.6%	11.4%	https://www.chikugun-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
西日本シティ銀行	36.4%	1.4%	42.2%	45.6%	10.8%	https://www.west-japan-city-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
北九州銀行	43.9%	0.0%	45.5%	48.5%	6.1%	https://www.kyushu-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
福岡中央銀行	27.0%	0.0%	28.2%	71.8%	0.0%	https://www.fukuoka-chuobank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
佐賀銀行	43.6%	1.2%	38.1%	44.1%	16.7%	https://www.saga-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
佐賀共栄銀行	46.7%	0.0%	0.0%	80.8%	19.2%	https://www.saga-kyougaku-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
十八親和銀行	33.4%	0.0%	53.8%	40.8%	5.4%	https://www.juuhachibu-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
長崎銀行	49.3%	0.0%	22.2%	66.7%	11.1%	https://www.nagasaki-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
肥後銀行	32.7%	0.0%	0.0%	95.4%	4.6%	https://www.hiogo-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
熊本銀行	28.9%	0.0%	63.8%	28.1%	8.1%	https://www.kumamoto-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
大分銀行	40.6%	0.0%	0.0%	96.5%	3.5%	https://www.oita-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
豊前銀行	24.3%	0.0%	5.0%	75.0%	20.0%	https://www.bungo-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
宮崎銀行	40.8%	2.7%	0.0%	86.5%	10.8%	https://www.miyazaki-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
宮崎太陽銀行	44.3%	0.0%	1.8%	80.7%	17.5%	https://www.miyazaki-taiyoubank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
鹿児島銀行	36.1%	0.0%	52.1%	30.8%	17.2%	https://www.kagoshima-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
南日本銀行	35.4%	0.0%	47.6%	28.6%	23.8%	https://www.nankai-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
琉球銀行	45.6%	7.7%	0.0%	90.8%	1.5%	https://www.ryukyubank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
沖縄銀行	34.2%	6.7%	5.7%	81.9%	5.7%	https://www.okinawa-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	
沖縄海邦銀行	51.6%	9.1%	2.3%	88.6%	0.0%	https://www.okinawa-honpo-bank.co.jp/kyougi/kyougi.html	

(注1) 上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したもので、
なお、指標2において事業承継実績がない場合は「-」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。
(注2) 銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス（URL）は予告なく変更、削除されることがある。

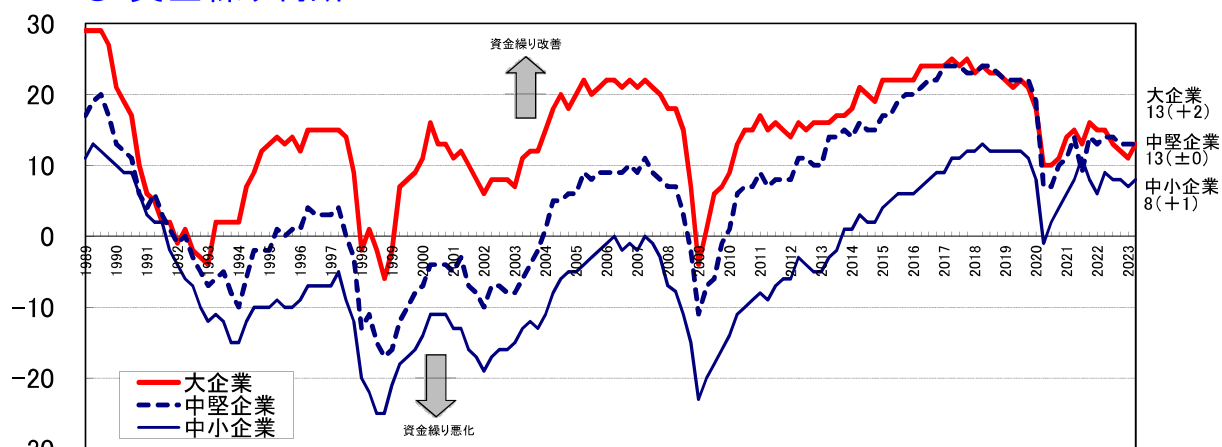
日銀短観D.I.の推移

○ 業況判断



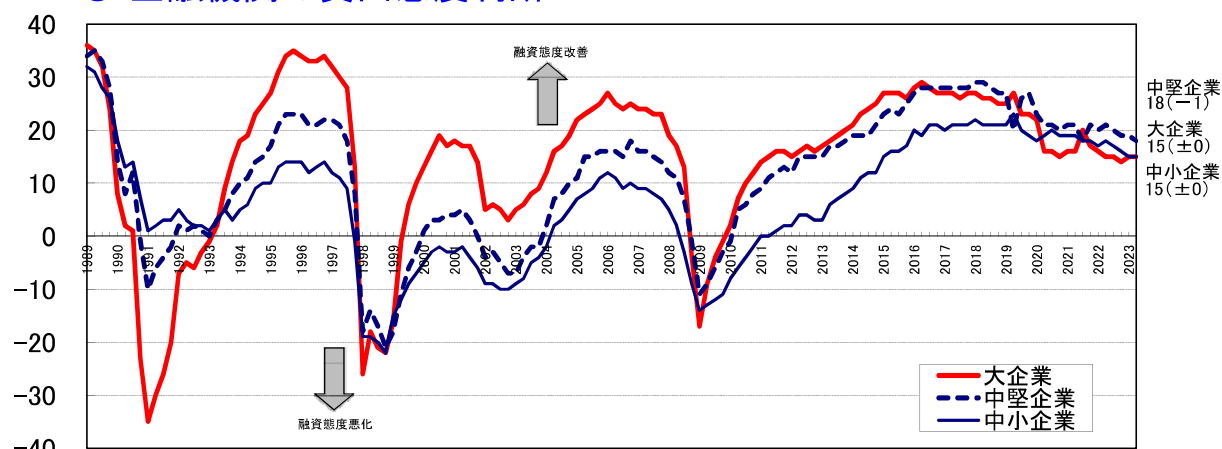
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2023年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2023年3月)との比較)

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	209,191	193,709	5,814	5,408	4,260	97.1%
地域銀行(100)	1,067,787	1,020,609	7,795	20,808	18,575	99.2%
その他の銀行(76)	1,449	1,265	106	16	62	92.3%
合計(185)	1,278,427	1,215,583	13,715	26,232	22,897	98.9%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
 (令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	27,641	24,098	938	506	2,099	96.3%
地域銀行(100)	56,414	48,719	1,567	833	5,295	96.9%
その他の銀行(76)	2,067	1,598	97	25	347	94.3%
合計(185)	86,122	74,415	2,602	1,364	7,741	96.6%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
 (令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	873,591	839,420	4,466	14,622	15,083	99.5%
信用組合(146)	149,119	144,819	395	1,718	2,187	99.7%
労働金庫(14)	17	17	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(43)	4,474	4,334	23	53	64	99.5%
農協・漁協(614)	9,779	9,432	31	94	222	99.7%
合計(1072)	1,036,980	998,022	4,915	16,487	17,556	99.5%

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和5年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
 (令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(255)	34,154	31,844	318	577	1,415	99.0%
信用組合(146)	6,323	6,054	50	60	159	99.2%
労働金庫(14)	7,273	6,419	310	77	467	95.4%
信農連・信漁連(43)	86	77	1	4	4	98.7%
農協・漁協(614)	5,832	5,502	20	59	251	99.6%
合計(1072)	53,668	49,896	699	777	2,296	98.6%

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和5年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

(別紙16)

法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比		前年同月比		前年同月比	
		前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比	
2018.01	312.3	2.6	199.2	4.5	113.1	▲ 0.6	
2018.02	311.7	2.2	199.3	4.6	112.4	▲ 1.7	
2018.03	315.8	2.2	204.5	4.2	111.3	▲ 1.2	
2018.04	315.4	3.1	202.1	3.9	113.3	1.8	
2018.05	313.6	2.9	200.5	3.7	113.1	1.5	
2018.06	317.1	3.5	203.4	4.3	113.7	2.1	
2018.07	317.2	3.5	202.1	3.6	115.0	3.3	
2018.08	317.0	3.7	201.4	3.3	115.5	4.2	
2018.09	321.3	3.7	205.0	3.2	116.4	4.7	
2018.10	318.8	3.5	202.6	3.1	116.2	4.2	
2018.11	321.5	3.8	203.8	3.3	117.7	4.8	
2018.12	325.3	3.5	207.1	3.0	118.2	4.4	
2019.01	323.0	3.4	204.8	2.8	118.2	4.6	
2019.02	322.6	3.5	204.4	2.5	118.2	5.2	
2019.03	327.0	3.5	209.3	2.3	117.7	5.8	
2019.04	327.1	3.7	208.8	3.3	118.3	4.4	
2019.05	323.6	3.2	206.2	2.8	117.4	3.8	
2019.06	325.8	2.7	208.3	2.4	117.5	3.3	
2019.07	324.9	2.4	206.7	2.2	118.2	2.8	
2019.08	324.9	2.5	207.3	2.9	117.6	1.8	
2019.09	327.7	2.0	209.7	2.3	117.9	1.3	
2019.10	326.1	2.3	208.2	2.8	117.9	1.5	
2019.11	328.2	2.1	209.4	2.8	118.8	0.9	
2019.12	331.3	1.9	212.1	2.4	119.2	0.9	
2020.01	330.3	2.3	210.4	2.7	119.9	1.4	
2020.02	330.4	2.4	210.8	3.1	119.6	1.2	
2020.03	334.5	2.3	214.0	2.2	120.5	2.4	
2020.04	343.9	5.1	214.8	2.9	129.1	9.1	
2020.05	350.6	8.3	218.2	5.8	132.3	12.7	
2020.06	353.2	8.4	219.9	5.6	133.3	13.4	
2020.07	353.1	8.7	220.7	6.8	132.4	12.0	
2020.08	352.4	8.5	221.0	6.6	131.4	11.7	
2020.09	352.2	7.5	222.5	6.1	129.7	10.0	
2020.10	351.4	7.8	222.1	6.7	129.3	9.7	
2020.11	354.5	8.0	221.6	5.8	132.9	11.9	
2020.12	354.8	7.1	224.1	5.7	130.7	9.6	
2021.01	354.2	7.2	223.0	6.0	131.3	9.5	
2021.02	355.0	7.5	223.1	5.8	131.9	10.3	
2021.03	355.7	6.3	226.8	6.0	128.8	6.9	
2021.04	353.8	2.9	224.4	4.5	129.4	0.2	
2021.05	352.2	0.5	223.5	2.4	128.7	▲ 2.8	
2021.06	351.8	▲ 0.4	224.4	2.0	127.4	▲ 4.4	
2021.07	351.8	▲ 0.4	223.1	1.1	128.7	▲ 2.8	
2021.08	350.7	▲ 0.5	222.2	0.5	128.5	▲ 2.2	
2021.09	352.4	0.1	224.6	0.9	127.9	▲ 1.4	
2021.10	351.7	0.1	224.3	1.0	127.4	▲ 1.5	
2021.11	353.6	▲ 0.3	224.3	1.2	129.3	▲ 2.7	
2021.12	356.0	0.4	227.4	1.5	128.7	▲ 1.5	
2022.01	355.2	0.3	226.2	1.4	129.0	▲ 1.7	
2022.02	356.9	0.5	226.2	1.4	130.7	▲ 0.9	
2022.03	360.8	1.4	231.2	1.9	129.6	0.6	
2022.04	359.0	1.5	229.7	2.4	129.3	▲ 0.1	
2022.05	359.2	2.0	229.5	2.7	129.7	0.8	
2022.06	362.0	2.9	231.1	3.0	130.9	2.7	
2022.07	363.6	3.3	231.7	3.8	131.9	2.5	
2022.08	364.3	3.9	231.3	4.1	133.0	3.5	
2022.09	367.9	4.4	234.5	4.4	133.4	4.4	
2022.10	368.8	4.9	233.7	4.2	135.2	6.1	
2022.11	370.3	4.7	234.7	4.6	135.6	4.8	
2022.12	374.9	5.3	238.9	5.1	136.0	5.7	
2023.01	374.9	5.6	237.7	5.1	137.1	6.3	
2023.02	375.8	5.3	237.9	5.2	137.9	5.5	
2023.03	378.6	4.9	242.5	4.9	136.1	5.0	
2023.04	379.3	5.7	242.4	5.5	136.9	5.9	
2023.05	378.5	5.4	241.3	5.1	137.3	5.9	
2023.06	379.7	4.9	243.2	5.2	136.5	4.3	

(出典) 日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。
 ○「中小企業」: 資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（別紙1～5参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2020年度は125件、2021年度は25件、2022年度は48件となっている。2022年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、93.9%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2020年度は11,267件、2021年度は9,609件、2022年度は10,532件となっている。2022年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、60.9%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、2020年度は33件、2021年度は30件、2022年度は13件となっている。2022年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、12.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2020年度は1,512件、2021年度は408件、2022年度は2,006件となっている。2022年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、71.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ⑤ 連携サービス（注1）における被害発生件数は、2020年10月～2021年3月において38件、2021年度は441件、2022年度は520件（注2）となっている。2022年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、95.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。

注1) スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により預金口座と連携させる決済サービス。2020年に資金移動業者の提供する決済サービスを悪用した不正出金事案が多発したことを踏まえ、調査項目に追加したもの。

注2) 上記不正出金事案の多発を踏まえ、2016年1月～2020年10月13日を対象に、過去の被害状況等について調査を実施したところ、948口座において被害が発生していたことが確認された。

Ⅱ 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2022年度は、各預金取扱金融機関の2022年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計したところ、別紙6のとおりであった（2022年11月10日に概要を金融庁HPにて公表）。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、SMS等を用いたフィッシングメールによりインターネットバンキング利用者をフィッシングサイトへ誘導し、インターネットバンキングのIDやパスワード、ワンタイムパスワード等の情報を窃取して不正送金を行うといった手口の増加等により、2022年8月以降被害発生件数及び被害額が急増しており、モニタリングの強化、利用者への注意喚起などといった諸対策を推進している。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙1)

(単位: 件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													全額補償	一部補償	補償しない	
12年度	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18	1,857	1	0	1	0	0
13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	5	1	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	100	1	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	434	6	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	885	3	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	0	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	0	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	401	12	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	0	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	0	17	13
23年度	354	215	93	87	6	13	32	26	485	342	70	484	458	2	24	1
24年度	663	465	139	142	34	29	75	68	911	706	77	909	860	7	42	2
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	293	1	19	0
26年度	266	116	33	21	0	0	6	4	305	142	46	305	290	1	14	0
27年度	338	134	25	25	12	9	9	6	384	175	45	374	362	0	12	10
28年度	270	107	29	7	5	3	4	2	308	120	39	307	301	0	6	1
4月～6月	69	18	7	0	0	0	0	0	76	19	25	75	72	0	3	1
7月～9月	82	27	5	2	1	0	2	2	90	32	36	90	89	0	1	0
10月～12月	63	27	8	2	3	2	2	0	76	33	43	76	75	0	1	0
1月～3月	56	33	9	1	1	0	0	0	66	35	54	66	65	0	1	0
29年度	325	81	52	25	2	1	18	22	397	131	33	397	387	1	9	0
4月～6月	81	19	7	2	0	0	1	0	89	22	25	89	87	0	2	0
7月～9月	85	19	12	1	0	0	3	2	100	23	23	100	98	0	2	0
10月～12月	96	31	27	21	2	1	14	19	139	74	53	139	137	1	1	0
1月～3月	63	10	6	0	0	0	0	0	69	11	16	69	65	0	4	0
30年度	235	63	22	44	3	7	20	10	280	126	45	279	268	0	11	1
4月～6月	52	6	1	29	0	0	2	1	55	37	69	54	54	0	0	1
7月～9月	78	22	5	1	0	0	7	5	90	28	31	90	87	0	3	0
10月～12月	65	17	8	8	2	2	7	2	82	31	38	82	77	0	5	0
1月～3月	40	17	8	5	1	5	4	0	53	28	53	53	50	0	3	0
R1年度	168	64	39	54	7	11	8	17	222	147	66	222	206	8	8	0
4月～6月	41	21	1	0	1	8	1	6	44	36	82	44	43	0	1	0
7月～9月	41	12	12	30	3	2	1	2	57	48	84	57	53	1	3	0
10月～12月	66	27	25	22	3	0	4	7	98	58	59	98	87	7	4	0
1月～3月	20	3	1	0	0	0	2	1	23	5	22	23	23	0	0	0
R2年度	78	49	24	13	3	2	20	13	125	79	63	123	112	0	11	2
4月～6月	3	1	0	0	0	0	2	6	5	7	147	5	5	0	0	0
7月～9月	6	3	2	0	0	0	1	0	9	3	43	9	6	0	3	0
10月～12月	62	39	22	13	3	2	16	6	103	61	60	101	93	0	8	2
1月～3月	7	4	0	0	0	0	1	0	8	5	73	8	8	0	0	0
R3年度	12	25	8	14	1	0	4	3	25	43	174	25	20	0	5	0
4月～6月	3	4	1	0	0	0	0	0	4	4	101	4	3	0	1	0
7月～9月	7	11	3	13	1	0	3	3	14	28	205	14	12	0	2	0
10月～12月	2	10	1	0	0	0	0	0	3	10	342	3	3	0	0	0
1月～3月	0	0	3	0	0	0	1	0	4	0	10	4	2	0	2	0
R4年度	29	26	13	5	1	0	5	6	48	38	81	33	31	0	2	15
4月～6月	1	1	3	0	0	0	0	0	4	2	50	3	1	0	2	1
7月～9月	2	3	0	0	0	0	1	0	3	4	142	3	3	0	0	0
10月～12月	21	19	4	1	0	0	3	4	28	25	91	23	23	0	0	5
1月～3月	5	1	6	2	1	0	1	1	13	7	54	4	4	0	0	9
計	5,316	3,971	1,453	1,473	419	385	469	454	7,657	6,284	82	7,538	7,186	44	308	119
構成比	69.4%	63.2%	19.0%	23.5%	5.5%	6.1%	6.1%	7.2%	100.0%	100.0%		100.0%	95.3%	0.6%	4.1%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.3%(5,091件/5,286件)、地方銀行95.8%(1,335件/1,393件)、第二地方銀行95.4%(392件/411件)、信金等92.0%(412件/448件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													計	補償	補償しない	
時期												全額	75%又は一部	補償しない		
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,833	1,062	382	165	714	347	6,927	3,236	46	6,899	3,342	969	2,588	28
19年度	3,469	1,365	1,173	628	189	79	499	227	5,330	2,300	43	5,330	2,133	854	2,343	0
20年度	3,515	1,584	1,006	531	166	109	444	211	5,131	2,437	47	5,130	1,820	908	2,402	1
21年度	4,239	1,884	1,081	651	201	126	533	301	6,054	2,964	48	6,052	1,774	1,521	2,757	2
22年度	4,466	2,439	1,178	880	286	198	703	486	6,633	4,004	60	6,633	1,667	2,088	2,878	0
23年度	3,719	1,825	928	647	208	137	531	338	5,386	2,948	54	5,386	1,234	1,451	2,701	0
24年度	2,896	1,243	628	402	104	73	312	187	3,940	1,907	48	3,939	818	849	2,272	1
25年度	2,796	1,206	478	291	66	34	209	130	3,549	1,663	46	3,545	607	705	2,233	4
26年度	2,393	1,058	418	222	75	55	205	162	3,091	1,496	48	3,090	581	604	1,905	1
27年度	2,134	1,126	483	371	94	36	229	228	2,940	1,762	59	2,931	602	746	1,583	9
28年度	2,826	1,873	584	453	101	93	428	353	3,939	2,774	70	3,934	571	1,275	2,088	5
4月～6月	631	404	131	91	21	16	73	58	856	570	66	856	153	226	477	0
7月～9月	647	388	158	130	22	15	65	64	892	598	67	892	129	286	477	0
10月～12月	699	484	130	113	23	17	109	95	961	710	73	961	126	282	553	0
1月～3月	849	596	165	118	35	43	181	135	1,230	895	72	1,225	163	481	581	5
29年度	6,855	4,597	1,642	1,348	387	314	1,722	1,180	10,606	7,440	70	10,601	1,242	5,129	4,230	5
4月～6月	1,271	825	325	323	64	65	311	222	1,971	1,437	72	1,968	252	902	814	3
7月～9月	1,539	1,001	361	286	88	55	389	295	2,377	1,638	68	2,375	328	1,092	955	2
10月～12月	1,962	1,389	472	354	115	105	485	314	3,034	2,164	71	3,034	286	1,544	1,204	0
1月～3月	2,083	1,380	484	383	120	87	537	347	3,224	2,196	68	3,224	376	1,591	1,257	0
30年度	8,580	6,040	2,252	1,736	395	253	2,271	1,453	13,498	9,484	70	13,490	1,217	6,909	5,364	8
4月～6月	1,813	1,296	418	359	98	69	492	325	2,821	2,050	72	2,820	260	1,276	1,284	1
7月～9月	2,003	1,402	502	365	100	68	512	332	3,117	2,168	69	3,116	307	1,547	1,262	1
10月～12月	2,426	1,756	712	551	92	55	595	381	3,825	2,745	71	3,821	346	2,112	1,363	4
1月～3月	2,338	1,585	620	460	105	59	672	413	3,735	2,518	67	3,733	304	1,974	1,455	2
R1年度	9,653	7,450	2,757	2,293	426	281	2,451	1,601	15,287	11,627	76	15,269	1,392	8,025	5,852	18
4月～6月	2,287	1,620	688	536	96	63	575	376	3,646	2,596	71	3,645	341	1,867	1,437	1
7月～9月	2,484	1,801	741	606	107	70	577	374	3,909	2,853	73	3,905	336	2,090	1,479	4
10月～12月	2,596	2,229	718	654	108	72	687	432	4,109	3,389	82	4,105	377	2,198	1,530	4
1月～3月	2,286	1,799	610	495	115	75	612	417	3,623	2,787	76	3,614	338	1,870	1,406	9
R2年度	7,095	5,606	1,930	1,641	358	245	1,884	1,385	11,267	8,878	78	11,249	846	5,914	4,489	18
4月～6月	1,787	1,509	499	410	101	63	484	365	2,871	2,348	81	2,870	241	1,514	1,115	1
7月～9月	2,035	1,561	542	478	108	73	533	371	3,218	2,485	77	3,209	275	1,655	1,279	9
10月～12月	1,659	1,240	482	409	87	58	435	336	2,663	2,045	76	2,658	194	1,361	1,103	5
1月～3月	1,614	1,294	407	342	62	49	432	312	2,515	1,999	79	2,512	136	1,384	992	3
R3年度	6,209	5,175	1,473	1,193	357	231	1,570	1,032	9,609	7,632	79	9,549	613	5,339	3,597	60
4月～6月	1,580	1,260	349	230	97	62	411	275	2,437	1,828	75	2,426	179	1,318	929	11
7月～9月	1,617	1,404	388	346	74	43	409	269	2,488	2,063	82	2,468	164	1,432	872	20
10月～12月	1,549	1,232	411	335	101	62	340	224	2,401	1,855	77	2,387	155	1,361	871	14
1月～3月	1,463	1,277	325	280	85	63	410	263	2,283	1,885	82	2,268	115	1,228	925	15
R4年度	6,734	5,701	1,752	1,306	411	314	1,635	1,003	10,532	8,320	79	9,406	368	5,358	3,680	1,126
4月～6月	1,674	1,330	459	349	100	79	381	237	2,614	1,998	76	2,576	111	1,490	975	38
7月～9月	1,851	1,539	475	342	103	78	468	292	2,897	2,253	77	2,845	115	1,730	1,000	52
10月～12月	1,798	1,571	466	330	123	94	445	270	2,832	2,267	80	2,660	104	1,529	1,027	172
1月～3月	1,411	1,259	352	282	85	62	341	202	2,189	1,807	82	1,325	38	609	678	864
計	84,801	54,387	23,586	17,105	4,617	3,023	17,341	11,249	130,345	85,766	65	129,040	24,384	49,512	55,144	1,305
構成比	65.1%	63.4%	18.1%	19.9%	3.5%	3.5%	13.3%	13.1%	100.0%	100.0%		100.0%	18.9%	38.4%	42.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫
(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。
(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。
(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等54.0%(45,394件/84,053件)、地方銀行72.1%(16,777件/23,278件)、第二地方銀行59.8%(2,723件/4,550件)、信金等52.5%(9,002件/17,159件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済				調査・検討中等
												計	全額補償	一部補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	83	82	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	27	33	245	0
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	45	20	219	0
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	51	9	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	95	20	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	116	32	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	80	27	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	93	37	105	10
23年度	104	148	62	42	9	7	13	15	188	214	114	186	62	50	74	2
24年度	84	70	51	73	7	1	11	11	153	157	102	153	45	49	59	0
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	56	34	43	0
26年度	68	54	23	13	3	8	13	24	107	100	93	106	27	37	42	1
27年度	48	40	18	7	6	2	11	6	83	57	69	83	13	17	53	0
28年度	36	16	16	5	0	0	6	2	58	25	43	57	16	20	21	1
4月～6月	6	2	5	1	0	0	2	0	13	5	38	13	2	4	7	0
7月～9月	5	1	2	0	0	0	2	1	9	3	36	9	3	3	3	0
10月～12月	16	6	8	3	0	0	2	0	26	10	41	25	10	11	4	1
1月～3月	9	6	1	0	0	0	0	0	10	6	62	10	1	2	7	0
29年度	32	31	14	9	1	0	10	2	57	44	77	55	10	20	25	2
4月～6月	13	18	5	4	1	0	4	1	23	25	112	22	2	12	8	1
7月～9月	8	3	6	2	0	0	0	0	14	6	49	13	5	3	5	1
10月～12月	7	6	2	0	0	0	4	0	13	7	59	13	2	3	8	0
1月～3月	4	2	1	0	0	0	2	0	7	4	57	7	1	2	4	0
30年度	28	17	6	2	2	0	7	3	43	24	56	43	14	14	15	0
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	4	6	2	0
7月～9月	9	1	3	2	0	0	2	0	14	4	29	14	6	2	6	0
10月～12月	6	3	1	0	0	0	1	0	8	4	56	8	3	2	3	0
1月～3月	6	9	1	0	1	0	1	0	9	9	110	9	1	4	4	0
R1年度	20	13	10	7	0	0	4	6	34	26	78	32	6	10	16	2
4月～6月	9	8	2	1	0	0	2	5	13	15	121	11	2	2	7	2
7月～9月	6	2	3	3	0	0	0	0	9	6	68	9	1	4	4	0
10月～12月	3	1	0	0	0	0	1	0	4	2	53	4	1	1	2	0
1月～3月	2	0	5	2	0	0	1	0	8	2	33	8	2	3	3	0
R2年度	15	34	15	15	1	1	2	1	33	53	161	33	9	13	11	0
4月～6月	3	3	3	4	1	1	0	0	7	8	124	7	1	2	4	0
7月～9月	5	10	7	5	0	0	0	0	12	15	130	12	3	8	1	0
10月～12月	2	9	3	5	0	0	1	0	6	15	253	6	0	3	3	0
1月～3月	5	12	2	0	0	0	1	1	8	13	171	8	5	0	3	0
R3年度	11	2	16	26	0	0	3	4	30	33	113	29	5	6	18	1
4月～6月	1	0	3	8	0	0	2	4	6	13	217	6	1	1	4	0
7月～9月	6	1	3	2	0	0	1	0	10	4	41	9	3	3	3	1
10月～12月	2	0	8	13	0	0	0	0	10	14	143	10	1	2	7	0
1月～3月	2	0	2	2	0	0	0	0	4	2	59	4	0	0	4	0
R4年度	2	3	8	7	0	0	3	0	13	11	91	8	0	1	7	5
4月～6月	0	0	1	2	0	0	2	0	3	3	116	3	0	0	3	0
7月～9月	1	2	1	0	0	0	0	0	2	3	158	2	0	0	2	0
10月～12月	0	0	5	3	0	0	1	0	6	3	64	2	0	1	1	4
1月～3月	1	1	1	0	0	0	0	0	2	1	67	1	0	0	1	1
計	1,679	3,599	1,265	1,546	159	239	405	482	3,508	5,867	167	3,344	853	531	1,960	164
構成比	47.9%	61.4%	36.1%	26.3%	4.5%	4.1%	11.5%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	25.5%	15.9%	58.6%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.6%(739件/1,622件)、地方銀行34.5%(412件/1,183件)、第二地方銀行45.6%(67件/147件)、信金等43.5%(166件/382件)。

インターネットバンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4-1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済				調査・検討中等
												計	全額補償	一部補償	補償しない	
17年2月～3月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	29	9	11	0
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	65	4	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	188	2	43	0
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	80	8	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	0	0	62	116	187	52	26	2	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	47	1	25	5
23年度	90	172	41	115	8	36	23	71	162	395	244	161	76	33	52	1
24年度	142	141	6	8	0	0	1	1	149	151	101	149	52	52	45	0
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,951	1,653	124	174	5
26年度	1,123	1,240	143	417	22	142	122	414	1,410	2,213	157	1,404	997	181	226	6
27年度	1,181	1,444	198	364	19	109	163	536	1,561	2,454	157	1,554	1,224	88	242	7
28年度	574	618	117	330	13	55	62	140	766	1,145	149	759	562	74	123	7
4月～6月	256	225	18	24	0	0	11	8	285	258	90	283	219	15	49	2
7月～9月	85	116	26	102	2	7	10	14	123	241	196	121	82	13	26	2
10月～12月	168	210	41	135	7	30	28	100	244	475	194	243	182	35	26	1
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	16	114	169	148	112	79	11	22	2
29年度	210	409	98	397	15	59	48	172	371	1,039	280	370	226	67	77	1
4月～6月	58	103	19	100	7	20	14	70	98	296	302	97	56	16	25	1
7月～9月	56	145	30	44	2	23	7	6	95	220	231	95	60	26	9	0
10月～12月	37	49	28	155	2	8	19	21	86	234	273	86	55	11	20	0
1月～3月	59	109	21	96	4	7	8	74	92	288	313	92	55	14	23	0
30年度	305	669	54	111	10	23	26	44	395	848	214	390	274	46	70	5
4月～6月	84	157	27	83	3	7	11	28	125	276	221	124	77	27	20	1
7月～9月	39	39	11	17	6	13	7	10	63	80	127	63	37	10	16	0
10月～12月	28	25	12	6	0	0	6	4	46	36	79	44	21	7	16	2
1月～3月	154	447	4	4	1	3	2	0	161	455	282	159	139	2	18	2
R1年度	1,817	2,283	95	145	5	12	10	13	1,927	2,455	127	1,923	1,527	124	272	4
4月～6月	98	121	26	100	1	10	1	0	126	232	184	123	78	29	16	3
7月～9月	514	460	11	10	1	1	3	1	529	474	89	529	440	15	74	0
10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165	953	776	31	146	1
1月～3月	275	148	40	21	0	0	3	1	318	171	54	318	233	49	36	0
R2年度	1,362	1,493	124	209	4	16	22	169	1,512	1,888	124	1,495	1,030	220	245	17
4月～6月	430	472	11	15	0	0	2	1	443	488	110	442	358	18	66	1
7月～9月	238	446	42	52	0	0	4	106	284	606	213	283	249	7	27	1
10月～12月	402	265	61	62	4	16	15	60	482	404	83	473	347	16	110	9
1月～3月	292	309	10	79	0	0	1	0	303	388	128	297	76	179	42	6
R3年度	305	757	84	296	8	42	11	45	408	1,142	280	396	183	43	170	12
4月～6月	49	197	11	47	3	2	7	1	70	248	354	70	23	11	36	0
7月～9月	157	230	8	55	1	1	1	0	167	287	172	164	116	5	43	3
10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	368	526	67	15	16	36	3
1月～3月	51	120	47	92	1	1	2	23	101	238	235	95	29	11	55	6
R4年度	1,821	2,463	153	284	4	1	28	75	2,006	2,825	140	1,167	696	133	338	839
4月～6月	87	149	28	55	0	0	4	2	119	208	175	105	44	15	46	14
7月～9月	553	668	60	74	1	0	9	31	623	775	0	560	396	85	79	63
10月～12月	444	538	35	62	1	0	6	15	486	617	0	383	228	32	123	103
1月～3月	737	1,105	30	90	2	1	9	25	778	1,223	0	119	28	1	90	659
計	11,391	14,180	1,222	3,053	134	590	536	1,722	13,283	19,547	147	12,357	8,935	1,211	2,211	926
構成比	85.8%	72.5%	9.2%	15.6%	1.0%	3.0%	4.0%	8.8%	100.0%	100.0%		100.0%	72.3%	9.8%	17.9%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等83.1%(8,783件/10,566件)、地方銀行74.9%(861件/1,149件)、第二地方銀行66.1%(80件/121件)、信金等81.0%(422件/521件)。

インターネットバンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(単位:件、百万円)

(別紙4-2)

素態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	30	49	0	0	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	0	0	1	1	146	142	97
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105
	26年度	1,092	1,113	106	181	7	11	45	92	1,250	1,399	111
	27年度	1,127	1,041	180	298	10	13	91	127	1,408	1,482	105
	28年度	542	586	92	126	11	39	33	42	678	793	117
	4月～6月	234	199	17	20	0	0	10	6	261	226	86
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146
	10月～12月	162	207	28	36	7	30	10	20	207	294	142
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	6	97	106	109
	29年度	197	340	83	171	8	14	22	22	310	548	177
	4月～6月	53	99	15	37	4	6	4	3	76	146	193
	7月～9月	49	84	28	32	0	0	5	5	82	121	148
	10月～12月	36	47	21	39	0	0	8	10	65	97	149
	1月～3月	59	109	19	62	4	7	5	3	87	183	210
	30年度	301	663	48	93	7	13	24	26	380	797	209
	4月～6月	82	154	27	83	1	0	9	10	119	249	209
	7月～9月	38	36	9	7	6	13	7	10	60	67	111
	10月～12月	27	24	9	1	0	0	6	4	42	31	75
	1月～3月	154	447	3	1	0	0	2	0	159	449	282
	R1年度	1,807	2,269	91	124	5	12	10	13	1,913	2,420	126
	4月～6月	96	120	23	85	1	10	1	0	121	215	178
	7月～9月	510	458	10	4	1	1	3	1	524	466	88
	10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165
	1月～3月	271	137	40	21	0	0	3	1	314	160	51
	R2年度	1,340	1,470	117	192	4	16	11	14	1,472	1,693	115
	4月～6月	416	454	11	15	0	0	2	1	429	471	109
	7月～9月	233	441	41	50	0	0	2	2	276	494	179
	10月～12月	401	265	56	56	4	16	7	10	468	348	74
	1月～3月	290	308	9	70	0	0	0	0	299	379	126
	R3年度	297	661	82	271	8	42	10	25	397	1,001	252
	4月～6月	46	159	11	47	3	2	7	1	67	210	313
	7月～9月	153	182	6	31	1	1	1	0	161	215	133
	10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	366	526
	1月～3月	50	109	47	92	1	1	1	3	99	207	209
	R4年度	1,802	2,400	145	275	4	1	19	28	1,970	2,706	137
	4月～6月	86	149	26	55	0	0	4	2	116	207	179
	7月～9月	548	664	60	74	1	0	8	10	617	750	121
	10月～12月	442	529	35	62	1	0	2	0	480	593	123
	1月～3月	726	1,057	24	82	2	1	5	13	757	1,155	152
	計	10,541	12,704	1,028	1,882	68	176	279	403	11,916	15,166	127
	構成比	88.5%	83.8%	8.6%	12.4%	0.6%	1.2%	2.3%	2.7%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

インターネットバンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(単位:件、百万円)

(別紙4-3)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
法人	23年度	3	18	11	66	8	36	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	0	0	0	0	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	37	235	15	130	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	72	408	152	972	635
	28年度	32	32	25	204	2	16	29	98	88	351	399
	4月～6月	22	25	1	3	0	0	1	2	24	31	132
	7月～9月	1	1	5	67	0	0	4	6	10	75	759
	10月～12月	6	2	13	98	0	0	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	15	226	7	45	26	150	61	490	804
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	2	0	13	98	759
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	11	11	21	137	655
	1月～3月	0	0	2	33	0	0	3	71	5	104	2,095
	30年度	4	6	6	17	3	9	2	17	15	51	343
	4月～6月	2	3	0	0	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	2	10	0	0	0	0	3	13	438
	10月～12月	1	0	3	4	0	0	0	0	4	4	119
	1月～3月	0	0	1	3	1	3	0	0	2	6	300
	R1年度	10	14	4	21	0	0	0	0	14	35	253
	4月～6月	2	0	3	15	0	0	0	0	5	16	330
	7月～9月	4	2	1	5	0	0	0	0	5	7	156
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11	277
	R2年度	22	23	7	16	0	0	11	155	40	195	488
	4月～6月	14	17	0	0	0	0	0	0	14	17	123
	7月～9月	5	5	1	2	0	0	2	104	8	111	1,397
	10月～12月	1	0	5	5	0	0	8	49	14	56	401
	1月～3月	2	0	1	8	0	0	1	0	4	9	246
	R3年度	8	96	2	24	0	0	1	19	11	141	2,471
	4月～6月	3	37	0	0	0	0	0	0	3	37	1,264
	7月～9月	4	48	2	24	0	0	0	0	6	72	1,207
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	1	10	0	0	0	0	1	19	2	30	1,532
	R4年度	19	62	8	8	0	0	9	47	36	118	21
	4月～6月	1	0	2	0	0	0	0	0	3	0	21
	7月～9月	5	4	0	0	0	0	1	20	6	24	0
	10月～12月	2	9	0	0	0	0	4	15	6	24	0
	1月～3月	11	48	6	7	0	0	4	12	21	68	0
計	260	933	152	988	54	400	24	1,285	707	3,607	510	
構成比	36.8%	25.9%	21.5%	27.4%	7.6%	11.1%	34.1%	35.6%	100.0%	100.0%		

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

連携サービスによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙5)
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等	
												計	全額補償	一部補償		補償しない
R2年度	27	3	11	2	0	0	0	0	38	5	14	38	21	0	17	0
10月～12月	5	0	5	2	0	0	0	0	10	2	24	10	3	0	7	0
1月～3月	22	2	6	0	0	0	0	0	28	3	11	28	18	0	10	0
R3年度	387	44	52	6	2	0	0	0	441	50	11	427	388	2	37	14
4月～6月	29	2	1	0	0	0	0	0	30	2	9	30	28	0	2	0
7月～9月	49	5	15	1	0	0	0	0	64	6	10	63	53	1	9	1
10月～12月	157	15	27	3	1	0	0	0	185	19	10	174	157	0	17	11
1月～3月	152	20	9	1	1	0	0	0	162	21	13	160	150	1	9	2
R4年度	470	69	36	4	13	1	1	0	520	75	14	443	422	0	21	77
4月～6月	363	48	11	1	11	1	1	0	386	51	13	371	363	0	8	15
7月～9月	34	9	6	0	2	0	0	0	42	10	24	24	20	0	4	18
10月～12月	43	9	7	1	0	0	0	0	50	11	23	30	27	0	3	20
1月～3月	30	2	12	0	0	0	0	0	42	2	5	18	12	0	6	24
計	884	117	99	12	15	1	1	0	999	132	13	908	831	2	75	91
構成比	88.5%	88.8%	9.9%	9.7%	1.5%	1.4%	0.1%	0.0%	100.0%	100.0%	13.0%	100.0%	91.5%	0.2%	8.3%	9.1%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等95.6%(763件/798件)、地方銀行59.4%(57件/96件)、第二地方銀行92.3%(12件/13件)、信金等100%(1件/1件)。

- 本調査結果は各預金取扱金融機関の令和4年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・任意回答のアンケート調査結果であり、各金融機関からの有効回答数を基に集計を行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[対象金融機関数]

主要行等…9行、地銀…63行、第二地銀37行、その他の銀行…81行

信用金庫…254、信用組合…145、労働金庫…13、農漁協等…689

[調査結果]

1. 基本情報

(単位: 台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤	デビットカード発行金融機関数⑥
主要行等	9	8	8	17,919	108,009	7
地銀	63	63	63	31,867	115,915	63
第二地銀	37	37	37	8,123	25,504	37
その他の銀行	18	25	33	78,013	231,285	14
信用金庫	254	252	253	17,954	49,888	248
信用組合	127	74	81	2,191	4,973	85
労働金庫	13	13	13	1,583	9,128	13
計	521	472	488	157,650	544,702	467
農漁協等	641	686	599	11,282	24,394	571
総計	1,162	1,158	1,087	168,932	569,096	1,038

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位: 台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑦		ICキャッシュカード対応ATM台数⑧		ICキャッシュカード発行枚数⑨	
			⑦/①		⑧/④		⑨/⑤
主要行等	9	6	66.7%	17,810	99.4%	53,689	49.7%
地銀	63	63	100.0%	31,238	98.0%	42,557	36.7%
第二地銀	37	34	91.9%	7,630	93.9%	9,137	35.8%
その他の銀行	18	10	55.6%	78,011	100.0%	106,203	45.9%
信用金庫	254	211	83.1%	16,130	89.8%	14,741	29.5%
信用組合	127	44	34.6%	1,049	47.9%	777	15.6%
労働金庫	13	13	100.0%	1,583	100.0%	53	0.6%
計	521	381	73.1%	153,451	97.3%	227,157	41.7%
農漁協等	641	640	99.8%	11,249	99.7%	14,898	61.1%
総計	1,162	1,021	87.9%	164,700	97.5%	242,055	42.5%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード [*] 発行金融機関数 ^①	生体認証キャッシュカード [*] 導入済み金融機関数 ^⑩		生体認証キャッシュカード [*] 対応ATM台数 ^⑪		生体認証キャッシュカード [*] 発行枚数 ^⑫	
			⑩/①		⑪/④		⑫/⑤
主要行等	9	5	55.6%	17,099	95.4%	43,753	40.5%
地銀	63	43	68.3%	19,201	60.3%	17,401	15.0%
第二地銀	37	7	18.9%	1,591	19.6%	756	3.0%
その他の銀行	18	2	11.1%	31,774	40.7%	77,644	33.6%
信用金庫	254	79	31.1%	6,472	36.0%	3,335	6.7%
信用組合	127	11	8.7%	352	16.1%	224	4.5%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	521	147	28.2%	76,489	48.5%	143,113	26.3%
農漁協等	641	100	15.6%	1,678	14.9%	27	0.1%
総計	1,162	247	21.3%	78,167	46.3%	143,140	25.2%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング [*] 実施金融機関数 ^②	可変パスワード導入済み金融機関数 ^⑬	
			⑬/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	63	63	100.0%
第二地銀	37	37	100.0%
その他の銀行	25	24	96.0%
信用金庫	252	250	99.2%
信用組合	74	73	98.6%
労働金庫	13	13	100.0%
計	472	468	99.2%
農漁協等	686	686	100.0%
総計	1,158	1,154	99.7%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表 ^⑭		パスワード生成機 ^⑮		電子メール ^⑯	
		⑭/②		⑮/②		⑯/②
主要行等	4	50.0%	7	87.5%	1	12.5%
地銀	26	41.3%	50	79.4%	20	31.7%
第二地銀	16	43.2%	26	70.3%	15	40.5%
その他の銀行	12	48.0%	18	72.0%	7	28.0%
信用金庫	168	66.7%	228	90.5%	2	0.8%
信用組合	5	6.8%	71	95.9%	32	43.2%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	244	51.7%	413	87.5%	77	16.3%
農漁協等	0	0.0%	686	100.0%	104	15.2%
総計	244	21.1%	1,099	94.9%	181	15.6%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑰		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑱	
			⑰/③		⑱/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	63	63	100.0%	0	0.0%
第二地銀	37	32	86.5%	5	13.5%
その他の銀行	33	28	84.8%	3	9.1%
信用金庫	253	240	94.9%	11	4.3%
信用組合	81	76	93.8%	5	6.2%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	488	460	94.3%	24	4.9%
農漁協等	599	599	100.0%	0	0.0%
総計	1,087	1,059	97.4%	24	2.2%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑲		パスワード生成機⑳		電子メール㉑	
		⑲/③		⑳/③		㉑/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	0	0.0%
地銀	15	23.8%	55	87.3%	10	15.9%
第二地銀	6	16.2%	26	70.3%	3	8.1%
その他の銀行	4	12.1%	24	72.7%	3	9.1%
信用金庫	166	65.6%	166	65.6%	2	0.8%
信用組合	2	2.5%	74	91.4%	9	11.1%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	194	39.8%	366	75.0%	27	5.5%
農漁協等	0	0.0%	599	100.0%	2	0.3%
総計	194	17.8%	965	88.8%	29	2.7%

4. デビットカードに関すること

(デビットカードの不正利用に係る補償方針)

業態	デビットカード 発行金融機関 数⑥	国内における不正な取引被害の補償					
		原則補償②		事案により個別判断③		補償しない④	
			②/⑤		③/⑤		④/⑤
主要行等	7	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	63	48	76.2%	13	20.6%	2	3.2%
第二地銀	37	30	81.1%	7	18.9%	0	0.0%
その他の銀行	14	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用金庫	248	221	89.1%	24	9.7%	3	1.2%
信用組合	85	82	96.5%	3	3.5%	0	0.0%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	467	404	86.5%	47	10.1%	5	1.1%
農漁協等	571	569	99.6%	2	0.4%	0	0.0%
総計	1,038	973	93.7%	49	4.7%	5	0.5%

業態	国内デビット カード発行 金融機関数 ⑤	国際ブランド デビットカード 発行金融 機関数⑥	国外における不正な取引被害の補償					
			原則補償⑦		事案により個別判断⑧		補償しない⑨	
				⑦/⑥		⑧/⑥		⑨/⑥
主要行等	6	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	63	38	31	81.6%	7	18.4%	0	0.0%
第二地銀	37	11	9	81.8%	2	18.2%	0	0.0%
その他の銀行	4	14	13	92.9%	1	7.1%	0	0.0%
信用金庫	248	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用組合	85	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働金庫	13	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	456	68	58	85.3%	10	14.7%	0	0.0%
農漁協等	571	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,027	68	58	85.3%	10	14.7%	0	0.0%

第8節 振り込め詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手前から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、各年度に一度公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2020年度は498件、2021年度は407件、2022年度は873件であり、調査を開始した2003年9月以降2023年3月末までの累計は46,416件となっている。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速に取っていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2020年度は329件、2021年度は335件、2022年度は694件、強制解約等をしたのは、2020年度は113件、2021年度は37件、2022年度は137件であり、調査を開始した2003年9月以降2023年3月末までの累計は、利用停止が25,584件、強制解約等が16,173件となっている。

第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、各銀行において、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ（2017年3月）」を踏まえた取組みが行われている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットライン開設（2017年9月）や立入検査（2018年1月公表）、各銀行における業務運営の改善状況についてのフォローアップ及びその結果の公表（2019年9月公表）等の取組みを実施し、各銀行において、融資上限枠の設定や融資実行後の途上管理等の必要な態勢整備が図られたことを確認してきた。

2022事務年度においては、利用者等から金融庁に寄せられる情報等をもとに、各銀行において銀行カードローン業務が適切に運営されているかをモニタリングした。